

うふうな情勢に変わってきておりますので、そういう意味では、協力を進めながら、できたものをこちらに輸入していくというふうな体制で協力してまいりたいと思っておりますのでございます。

○津川委員 安いから買ってくるという考え方は、一時、林野行政の中に持ったことがありますが、

○福田(省)政府委員 過去におきまして、数年前外材が非常に急速に伸びていた原因は、まさに御指摘のとおりでございます。確かに安かったわけでありまして、いまは、申し上げましたように、なかなかそういう考えただけでは入れられないという情勢でございます。

○津川委員 外材を扱う態度において、林野庁にはそういう意味で変化があったと理解してよろしゅうございませうか。

○福田(省)政府委員 御意見のとおりでございます。

○津川委員 次の、「自分の国でつくることのできるものは、どんなにコストが高くついてもつくらなければいかぬ」ということですけれども、これが、林政審議会の、しかも皆さんの林産課長との対談ですが、この点はいかがでございませうか。

○福田(省)政府委員 国内の森林資源をさらに内容をよくするという意味での造成をする必要、しかも、それによって自給率を高めるということは、これはもう絶対に必要なことであると思っております。ですから、そういう意味におきましては、労賃の問題とか、その他資材の問題とか、御指摘のようにいろいろとコストはかかると思っております。しかし、国内の自給率を高めるという意味におきましては、経営の内容を近代化し、合理化をしながら、できるだけコストを下げる方向で努力してまいり、必要がございませう。しかし、全体の趨勢としては、コストアップしていくことは当然であろうと思っております。

○津川委員 大蔵省にお尋ねしますが、いま、林野庁長官が、コストを下げるためにはがんばる、しかし、国でできるものなら、コストがかかって

もつくらなければならぬとおっしゃったわけですが、この点でコストがかかると思えば、かなり財政投資をしなればならぬということ、この点でのお考えはいかがでございませうか。

○宮下説明員 お答え申し上げます。

ただいまの御質問でございますけれども、木材に關しまして、基本的にはそのように私も考えております。ちょっとそれと申すけれども、四十九年度予算におきまして、これは食糧の問題でございますけれども、食糧につきましても、コストの点が多少かかりまして、こういう国際的な穀物需給の逼迫の状況からいたしまして、自給率をはかるという方向を打ち出したわけでございまして、木材につきましても、一昨年来かなり輸入材等が高騰しております。それから、ただいま先生から御指摘があったように、国産材のシェアというものが低下しておりますので、こういった点については十分配慮してまいらなければならぬと、かように考えております。

○津川委員 提案者の提案理由の説明を読んできて、私、提案者と一緒にこの点を非常に憂えるわけであります。十年後の昭和五十六年度には自給率三七％、こういう状態になるわけですね。しかし、この「林政の窓」での林政審議会委員の一人は、お金がかかってもやはりふやさなければならぬと言っているわけですが、この三七％に落ちる状態、これはいかぬと思うのだけれども、大蔵省、いかがでございませうか。

○宮下説明員 今後の見通しにつきまして、私ちょっとさだかに承知しておりませんけれども、需要量が増加いたしますと、国内資源に限度がございまして、当然そのシェアが下がるわけでございまして、木材のような住宅の基礎資材は、なるべく外国のいろいろの市況によって支配されないという体制を基本的にはとるべきものと私も考えております。ただ、経済性の問題になりまして、ある程度コストの問題は当然考えなくちゃなりませんので、安い外材等があれば、それも考慮しながら、全体としての木材の需給を考

えていくべきものじゃないかと考えます。

○津川委員 そうすると、大蔵省は、いま問題になっておるいわゆる国際分業論の立場を木材についておとりになるつもりなんですか。

○宮下説明員 国際分業論が国内自給かというように端的に分類されては、御質問されますと、少々私も、そのいずれかにというような答弁はできないわけでございますが、私どものいまの気持ちといたしましては、できれば国内自給をとりたい、しかし、それによってもなお需要が満たされない、あるいは、かなり価格が高騰するというような場合には、外材等の輸入をもって対処するということもやむを得ない、このように考えております。

○津川委員 昭和五十七年にいまだより自給率が落ちて三七％になる、こういう状態に対して、日本の非常に大事な資源の一つの木材、これに対してどうして確保するかなどという見通し、そこに対する財政の使い方などということを大蔵省はどのように検討しておるか、お知らせ願いたい。

○宮下説明員 予算的な問題といたしましては、四十九年度におきまして、国有林は御承知のように特会で処理しておりますので、かなり充実もはかっております。私も直接担当いたしておりますのは非公共部門の国有林行政でございますが、これにつきましては、組合の助成でございますとか、造林事業の助成とか、あるいは林業労働力の対処の問題等々、ある程度長期的な見通しに立っていろいろ予算の充実をはかっているところでございまして、今後ともそうした方向であらう限り財政的な措置も講じてまいらなければならぬ、かように考えております。

○津川委員 提案者にお尋ねします。

この提案理由の中にありますような状態をどのように考えて需給関係から自給率をふやすつもりなのか、ひとつ提案者にお願いたします。○芳賀議員 森林の長期的な需給の見通しについては、昨日も質問の委員の皆さんに答弁しましたけれども、まず、第一に、林業基本法の第十條の

一項の規定に基づいて、長期基本計画というものを策定しなければならぬ、あわせて林産物の長期需給見通しというものを公表しなければならぬというところになっておるわけですね。これは林政審議会にかけて政府が発表するわけでありまして、したがって、われわれもいたしましては、国内の長期見通しというものを数字の上で検討するということになれば、やはり、政府が公表いたしました長期計画あるいは需給見通し等というものを一番のよりどころにして検討するということになるわけでありませう。

御承知のとおり、単に木材消費だけでなく、全体の消費動向というものは毎年高まっておるわけでありまして、森林資源の国内における木材の供給力ということになれば、いろいろな制約が最近には加わってきておるわけですね。たとえば自然環境の保全の立場から見ると、必要地域に対しては、民有林でありまして、伐採あるいは造林等の生産活動に対して、国の方針や制度を通じて相当の有権的な規制をするということがどうしても必要になってくるわけでありませう。

それから、いままでも自民党政治のもとにおいて資源が荒廃しておるといことは御承知のとおりでありますから、資源政策の立場から見ると、荒廃した森林資源というものをいかにして具体的に急速に回復するかというこの施策が最も重要なことになっておるわけでありませう。しかし、生産力拡大のために造林を拡大して行なうとしたとしても、それが収穫期に入るまでの間は、少なくとも三十年ないし四十年の年月を要するわけでありませう。そういうことで、国内自給重点と申すのも、ここ十年間くらいの供給力というものはそれほど顕著に回復しないというところは判断できるわけでございます。しかし、需要のほうはそれにいかまいなしに、国民生活の発展とともに伸びるということは否定することができないわけでありませう。ですから、津川委員が言われたとおり、たとえば十年後の昭和五十六年度は、おそらく、需給関係において、供給力が一番低下する時期になる

のじゃないかというふうに考えるわけでありま
す。それだけに長期的な展望に立った場合におい
ては、この際荒廃した森林資源を回復するため
は、造林事業を中心といたしまして、可能な施策
を国の責任を中心にして展開するということが、
今回法案を提出した最も主要な目的ということに
なるわけでございます。

○津川委員 大蔵省、いま提案者が説明してお
るように、昭和五十七年自給率が一番落ちる。そ
で、政府として、長期計画をつくって——昭和五
十七年三七％という状態はたいへんな状態にな
ると思うのです。一昨年の暮れから昨年の春にか
けては、あの材木の混乱の状態があった。したが
って、私は、国はこの長期計画を立てると同時に、
資金的な手当て、特に、長期計画の中で三七％に
落ちるといふ心配を持たれている、このところ
に一つの計画を集中すべきだと思ふのですが、そ
の計画はお持ちでございませうか。

○宮下説明員 ただいまの長期見通しでございま
すけれども、実は、四十八年の二月に「森林資源
に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要
及び供給に関する長期の見通し」ということで閣
議にかけられておりますが、その「林産物供給の
推移表」によりまして、確かに、おっしゃるとお
り、五十六年度におきましては、木材の、素材で
ございまして、輸入量の比率が六三・二％とい
うことに政府の案でもなっております。しかしなが
ら、その後の十年間の推移を予測いたしまして、
昭和六十六年度におきましては、この輸入量の比
率が六〇％に下がる。さらに、参考といたしまし
て、これははるかに遠い先のことでございまして、
いろいろの予見が異なっております。必ずしも
そうなるかどうか、私、個人的に考えても問題
があるかと思ひますが、一応三八％に輸入量の
シェアが減つてまいらうという推測の試算を
してございませう。まあ、そういう需給計画の推移
の見通しはございませうが、予算的な措置といた
しましては、これらをにらみつつ、しかし、非常に
長期にわたるものでございませうから、これに基づ

いて年次割りで予算をどうのこうのということ
はございせんけれども、なるべくこの趣旨に
沿つた方向で予算の編成をして、現実に処置して
おるところでございませう。

○津川委員 そこで、閣議決定の問題なんです
が、一度林野庁が、昭和四十九年には自給率が一
〇％になるなどという計画を立てたこともわれ
れは知つております。そこで、土地基盤整備の十
カ年計画に予算がついていっているのです。漁港整備五
カ年計画の中に予算が年度割りについてい
る。それでも足りなくなる。土地基盤整備の十カ年計画
はもう足りなくなることが目に見えてい
る。漁港整備五カ年計画は三年半でやらなければなら
ない。そこで、三七％というピークが来るときに十
カ年計画に年度割りの予算措置がなくなつては、こ
れは絵にかいたもちになる。したがつて、この閣
議決定の長期計画の中に年次割りの予算を組ま
なければ、われわれは心配で、安心できない。いま
まで、閣議決定の案で、計画はあつたけれども、
たくさんのものが財政措置がないために御破算に
なつていられるわけですね。これをおつけになる、御計
画なさる必要があると思ひます。ちょうどこの森
林法の審議が二十七日で終わりますので、そのと
きまでに、この委員会に、大蔵省は、この、いま
の閣議決定の長期計画を実現する財政的な措置を
きめて出していただきたい。委員長、これをひと
つお取り扱ひをお願いいたします。

そこで、法案に即して今度は若干お伺いしま
すけれども、一つは、第一条に、「この法律は、森林
の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行
なわれていない民有林野を効率的に利用するた
め、すみやかに造林を行なう必要があると認めら
れる民有林野」となつていられるが、その、「すみや
かに造林を行なう必要がある」ということは、どう
いうことでございませうか。

○芳賀議員 ただいまの御質問であります
が、「すみやかに造林を行なう必要がある」といふこと
は、これはもうこのとおりでありまして、林野庁にお
いても、単に国有林の実態把握だけでなく、全

国二千五百万ヘクタールに及ぶ森林全体の現況が
どうなつておるか——中には、森林としての機能
を果たし得ない地域も相当あるわけでございま
す。たとえば保安林指定を受けた森林の中におい
ても、相当面積の無立木地帯というものがあるこ
とは御承知のとおりでございませうからして、この
際、森林としての生産条件を十分具備しておらぬ
というふうな地域というものを重点的に、法律に
よりまず、これは都道府県単位に造林地域の指
定を行なうということになるわけでありませう
で、まず、重点主義に、最も造林をする必要な地
域ということと、ここから分取造林を進めるとい
うことでございませう。

○津川委員 そういふ点で、すみやかに造林を行
なう必要のあるところに国が造林を行なう、こ
ういふことに第一条がなつていられるわけですね。
林野庁長官にお尋ねしますが、日本は、一つの
歴史的な過程の中で国有林野というものがあ
り、林野庁というものがあつて、そこで、一体、
森林を植えるのは、どなたが造林して、育てて、
手当てして、その収益を刈り取るものか、この造
林育林の基本的な手はどなたと考へてお
りますか。

○福田(省)政府委員 国有林の場合と、民有林の
場合と、区分して申し上げなければならぬかと
思ひますけれども、国有林の場合には、民有林の場
合の一つの特別な大きなケースであると、一応便
宜上前提を置きまして考えますならば、林業基本
法の第七条にその考え方を示しておるのでござ
います。やはり、その土地を持っておる者がみずか
らそこに造林をし、そしてその保育をしていく必
要がある、要するに自分の力でやりなさいとい
うことを示しておりますが、いま申し上げましたよ
うな点に重点を置いてやつていかなければならぬ
と思つております。

○津川委員 私たちは、先ほど問題にしましたよ
うに、国民に必要な木材を日本の国でできるの
であるから、これは全力をあげて国が援助して造林
していつて、国の安全が保たれるような形で国内

の森林という資源を育てていく、そのために国は
かなりの財政投資もしなければならぬ、長期計画
も立てなきゃならぬ、地域の検討もしなければな
らないと、このように考へております。

そこで、造林が十分行なわれていない民有林野
を効率的に利用するためということですが、私
たち、いま、国有林野は国有林野で、林野庁で、民
有林はその地域の所有者、関係者が全力を集めて、
民主的な協議をして、地域計画をきめて、植林し
て育成していかなければならぬと考へておりま
す。そこで、日本の国有林の分布状態、営林署
の分布状態、国有林のその県における比率の一
般な分布、一番営林署の少ない県、これはどこに
なつておりますか。

○福田(省)政府委員 国有林の分布を概観いた
しますと、これは明治維新の際に、もとの藩有林と
か社寺有林がそのまま国有になつたといふいきさ
つもございまして、北海道、東北が非常に比率が
多いわけでございませう。特に、その中でも、営
林署の比率の高いのは、津軽半島あるいは下北半島
でございまして、そこに営林署が相当集中いた
しております。これは青森県管内でございませう。
それから、一番薄い地帯と申しますと、大体大
阪管内局管内になつて、この辺になりますと、
一県の中に一営林署しかないといふふうな場所も
ございませう。これらのことは、やはりその国有林
の成立の過程の中から生まれてくるものでござ
います。

○津川委員 提案者にお尋ねしますが、大阪管内
局の、一県の中に一つより営林署がないといふこ
とですが、そこで、第一条に掲げられているような造
林の必要があるときに、ここでは、だれがどのよ
うな森林労働力をもつて造林をするのか。提案者、
ひとつお願いします。

○芳賀議員 民有林に対しても、政府の編成する
予算を見ても、たとえば造林事業等については、
公共事業に準じた国の造林に対する予算支出を行
なうことになつておるわけであります。政府の編
成された予算であります。四十九年度は、造林

事業費として約百七十億程度の造林補助を中心とした予算が計上されておる。あるいはまた、いま御審議をいただいておりますこの分収造林にしても、単に、私どもが今回提案した分収造林制度というものだけがわが国における分収造林の形ではないわけでございます。森林公団の行なう分収造林、あるいはまた、分収造林特別措置法を基礎にした都道府県等が行なう造林公社等についても、その目的に合致した事業というものが順調に運営されるためには、相当強力な国の助成あるいは行政的な助長というものが行なわれておるわけでありまして、たとえ民有林を対象にした分収造林事業を行なう場合においても、その地域に国有林野の営林局あるいは営林署、担当区等が所在しない地域でありましても、国としてここは重点的に分収造林事業を実施する必要な地域であるという場合、また、その地域の関係者が国営分収造林の形で造林事業をぜひ進めてもらいたいという強い希望等がある場合においては、それを受けて、国として進んで法律の指向する事業というものを完全に行うのが当然であるというふうに考えておるわけでありま。

昨日も申しましたが、大正九年から始めました公有林野等の官行造林事業というものの五十年に及ぶ実績を見ますと、むしろ国有林の占有率の少ないところ、つまり、国有林野の営林局とか営林署の所在数の少ない地域において官行造林に対する期待率が非常に高かった。中には、官行造林事業を完全実施するために特に営林署が設置されたというふうな、そういう実例もあるわけでございますからして、問題は、この制度に対して、全国の民有林の所有者の皆さん方が、これを信頼し、期待して、積極的にこの計画の実行に活用していただけるかどうかということが一番大きな問題点ではないかというふうに考えるわけでありま。

○津川委員 いま提案者の説明されたようにするとすれば、営林署の少ない地域、民有林の非常に大きな地域、そこでこういう要求が起きると、新たに営林署をつくる、また、新たに林野庁の職員

の異動などということを行なうてもやらなければならぬという状況が出てまいりましょうか。

○芳賀議員 その点については、この法律は立法府である私どもがつくるわけでありまが、できた法律の運用、実行というものは、これは、時の行政府が法律の目的に沿って完全な行政努力をやるということになるわけでありま。その場合、この法律が実現して、これを実行する行政府が、はたしていまの自民党政府であるか、あるいは政権がかわりましてその時代に行なうかということ、これはまだここで即断はできない問題ですが、しかし、十五年前に百万ヘクタールの分収造林を新たに行なうということは、年間にすればおおよそ六万六千ヘクタールということになるわけでありま。その場合に、集中される期待地域におざわざ営林署等の設置を行なうてまでやらなければできないというものではないと私たちは考えておるわけでありま。事業の実施方式をどうするかということについて十分検討を進めて、効率的な事業の推進をはかるということであれば、その機構の増大とかいうような問題は、それほど心配する必要はない。

それから、また、昨日も申しましたけれども、これを実施する場合、現在の国有林事業が包容しているところの、いわゆる基幹労働力といわれる常用作業員、定期作業員合わせて三万三千人が、これは旧給制でありますけれども、国の職員としての自分のもとに営々として努力をしておるわけでありまが、現在行なっておる国有林野事業を、この三万三千人の現場労働者の諸君で完全に全面的に消化できるかという、またまだ事業分量に対して労働力は対応しておらぬという関係もありま。さらに、また、農業といわず、林業といわず、農山村地帯の大事な労働力がどんどん流出しておりま。希少な労働力をいかにして確保するかということが、今後の農業、林業を通じての大きな政治的な課題と言つても差しつかえないわけでありま。地域社会をどうして守るかという問題にもつながっておるわけでありまから

して、地元の民有林が資源的にも十分生産的な機能を發揮するために、国がてこ入れをして造林事業を行なうという場合においては、できれば、地元における林業、農業の労働力に協力を求めて、地元において労働成果のあがることが望ましいのではないかとこのように考えるわけでありま。したがって、この事業は、現在の国有林労働者の今日置かれておる非常に不安定な雇用の状態、これが国の公務員としてのあるべき処遇であるかというような問題がまだ未解決になっておるわけでありまからして、これらを先決的に解決をして、そうして新しい分収造林事業についての労働力の確保、事業の遂行等については適切な対策を講ずる必要があると思つておるわけでありま。

○津川委員 私たちは、林業労働者、林野関係者、森林関係者の生活が守られるように労働条件を改善して、労働者としてつづいていけるという体制をつくること、それが山を育てる上において何よりも大事な基本条件と考えておるわけでありま。そこで、林野庁にお伺いしますが、いまこの法律の第一条がねらっておること、森林開発公社、造林公社、これを国が援助して、さらにこれと付随して、森林組合はまだ弱いので、ここにうんと助成をすることによって、この提案者がねらっておる第一条の目的が達せられないかどうか。この点をお答え願ひま。

○福田(省)政府委員 私たちは、先ほど申し上げました自主的な努力を助長するという方向で、森林所有者のみならずそれがそれを植え、その後の管理、保育ということに全力をあげていただくことを期待しておるわけでありま。それができま。同時に、非常に零細な所有者が多いものですから、共同してこれを計画し、実行した場合はいろいろと助成してあげる。なお、それで足らぬところにつきましては、いま御指摘のありました森林組合を中心にして、それに對していろいろな助成をしてあげる。なお、そのほかに大きくまとまったところができますれば、造林公社なり、あるいは森林開発公社がそれを引き受けて事業を実

行してあげる。それに山を持っておる人たちがみづから労働班員の形で入ってくるわけでありま。なお、そういうたようなことでどうしてもできぬような場合には、国も援助していかなければならぬ場合もあるかもしれま。その他のことについて、第一条の提案の精神をくんで、今後とも具体的に検討してまいらなければならぬというふうに私は考えておるわけでありま。

○津川委員 この提案の説明の中にもかなりありましたけれども、どうしても、いま、森林の公益性を尊重しなければならぬ。これがそこなわられておる。非常に心配されておる。

そこで、大蔵省にお尋ねしますが、大蔵省は、森林をどういう点で見ているか。経済的な問題、公益性の問題等があるが、大蔵省の見方を教えていただきます。

○宮下説明員 森林の機能につきましては、一つは、住宅とか、その他の重要な基礎資材でございます木材の安定供給をはかつて森林の保護をはかるといふ点にあることは御承知のとおりでございますが、同時に、最近の経済の発展、その他都市化等いろいろな問題がありまして、森林の持つ、いわば緑の空間と申しますか、そういうた面の自然環境とか人体に与える影響という点から見まして、森林の持つ公益的な機能、公益的な機能の中には、いろいろ範囲は広くあるかと思ひま。けれども、そういった公益的な機能が十分森林の中に含まれておるといふことは、私ども先生の御指摘のとおりだと思つておるま。

○津川委員 そこで、民間の人が木を植えます。これは、たとえばいま提案者が説明しておるように、三十年、四十年かかります。三十年、四十年後に係に財産をつくつてやるとか、三十年、四十年後に何かの事業をやるとか、そういうお気持ちで山をつくり、植林しておるのです。ところが、その山はがけくずれを防止します。その山は水資源を涵養してくれま。その山は国民にレクリエーションの休養の緑を提供してくれま。こういう

点で、山の価値というものは、そこから切り出す木材の経済的価値以上にかなり大きな役割りを果たしております。しかし、これを植えた人は、水資源涵養、緑を増やすなどという事で値えていない。ところが、それが切られると災害が起る。こういうことになり得ます。とすれば、この経済的価値以外に国民に与えている価値を、植林した林野に、民間の森林造林者に支払わなければ、その公益性は保たれないと思うわけです。

それで、林野庁がその価値を計算したものがあります。酸素供給、大気浄化、これは年間四兆八千七百億円、土砂流失防止の機能は二兆二千七百億円、保健休養二兆二千五百億円、野生鳥獣保護一兆七千七百億円、水資源涵養一兆六千六百億円、土砂崩壊防止五百億円、合わせて十二兆八千二百億円。もしこれを造林によって新たに買収するとすれば、これだけの費用がかかるというわけです。ところが、この費用をだれが持つかという問題ですが、国はこれに対してほんとうにその気になっているかという点、たとえば国有林野のこの間までの独立採算制ですが、国有林野に、その山で植えた木を売ったことによつて事を免ぜするという態度に出ているので、池田さん以来、高度経済成長の中であのとおり山が切られて、もう至るところで災害を起して、九州で、広島で、秋田で、青森でという災害になっているわけであり得ます。大蔵省は、この公益的な森林の役割りに対して、やはりお金を投資して国民に提供すべきだと思うのですが、この態度はいかがでございますか。

○福田(省)政府委員 その前に、私のほうから大蔵省にお願ひしていることもございますので、ひとつお答えしておきたいと思ひます。
御指摘のように十二兆八千億、これは木材の価値を除いた森林の公益的な機能を金目に換算したものでございます。そういったような経費の中で、特に一番大きい問題は、やはり水資源確保の問題、それから土砂流失、崩壊の問題でございます。で、私たちの実行しております治山事業、これはまさに公益的な仕事の中で代表的なものでございます

ので、四十七年度予算におきましては六十六億円、四十八年度予算におきましては百億円の一一般会計の導入をはかっていたところでございます。そのほかにもいろいろと、たとえばきのうも議論に出ましたけれども、林道におきましてもやはり公益的な面があるのではないかと、いうふうな問題もございましょう。あるいは火災その他の見回り、あるいはその他山入り込み者に対する見回り、そういった管理の面における経費の負担をどうするかというふうな問題もございましょう。そういうこともございまして、ただいま十二兆八千億の結果をさらに追求いたしまして、具体的に、利根川の流域につきまして費用分担をどうすべきかということですね。たとえば利根川の源流は群馬県でございますけれども、利益を受けるのは千葉県であるとか東京都でございます。そういったような問題もございまして、また、発電所の問題もございまして。そういったものも含めまして、費用分担の方法等につきまして、ただいま私たちが研究いたしております。そういったものを整理いたしまして、また大蔵省のほうにもいろいろと検討をお願いしたいと思つておるところでございます。

○宮下説明員 お答えいたします。

森林の公益的機能の計量化調査の点に触れられたわけでございますけれども、先生御指摘のように、水資源の涵養で一兆六千億とか、あるいは土砂流失で二兆二千七百億とか、十二兆八千二百億という数字が一応出ておりますが、これは、私どもの承知している限りにおきましては、四十六年から四十八年の三年間にわたります委託調査をいたしましたものと承知しておりますが、私個人といたしましては、これは政府が委託した調査でございますから、その結果を行政の上に反映させるということは当然でございますけれども、なお、この計量化にあたりましては、私もざつと見ましたけれども、いろいろ問題が多いように思ひます。と申しますのは、水資源涵養林につきましても、これは蓄積された水の量をいろいろ計算いたしま

して、たとえばそれがダムでつくられた場合にどういう計算になるかとか、あるいは土砂流失でございまして、堤防その他治山工事を行った場合にどうなるかというふうな大前提に立ちまして数字をはじいておるものでございまして、必ずしもこういった方法が当を得ておるものかどうか非常にむづかしい問題であると考えております。

しかしながら、計量化の数字そのものはともかくといたしまして、林野庁のほうにおかれましては、こういった調査を踏まえて予算要求をなさっておるわけでございます。予算の個々の項目の解釈のいかんにもよりますけれども、四十九年度予算についてみましても、こういった趣旨の予算がかなり充実して計上してあるということは言えるんじゃないかと思ひます。

これは先生御承知のように、林野行政は一般会計と特別会計に分かれます。しかも、一般会計の中におきましても、公共事業と非公共事業に分かれるわけでございますけれども、かりに一般会計のほうで申しますと、たとえば林業生産基盤の整備に四百五十八億くらいを計上しておりますし、それから治山とかあるいは水源林の造成事業等につきましても、国土保全という意味で六百七十五億程度を計上いたしております。それから、また、森林計画を策定いたしましたり、あるいは今回御審議を願つております。森林法の改正によりまして、この林地開発許可制度の問題、こういった問題についての予算計上も、事務的な経費でございますが、一億二千万以上計上いたしておりますし、そのほか、保安林あるいは国土緑化の問題あるいは森林病虫害の防除費の問題等々、森林の多角的機能の維持増進につきましてもかなりの予算の増額をはかつておるところでございまして、なお、林業の構造改善事業等につきましても百三十三億円というふうな予算を計上いたしまして、まあ、総体といたしまして、公共、非公共を合せてみて約千三百億くらいの予算を計上しておるわけでございます。また、このほかに、国有林の特会の中における造林、林道あるいは環境保全の経費等が

ございます。

ちなみに申しますと、昨年度は千二百七十億程度というふうなことでございまして、まあ、この緑の効用調査の結果が即予算と個々に結びついていっているというふうなぐあいにはまいりませんけれども、そういった趣旨が十分生かされるべく森林行政のための予算措置が配慮されていると私もは了解しております。

○津川委員 簡単に答えていただきますが、大気浄化、酸素供給などの環境保全、土砂流失防止などという国土保全、水資源涵養、こういったものに対して、そこから出てくる木材を売るだけではその維持ができないので、大蔵省としては、こういう公益面にもお金は出してきたし、出すし、これからのことも要求にこたえる、こういうふうな考え方です。

○宮下説明員 ただいま申されましたように、個人が造林いたしまして、その造林の所得だけでなしに、そういった社会的費用まで個人に分配すべきではないかというふうな御趣旨のように受け取れますけれども、その点につきましては、これは非常に問題が多いかと私は思ひます。

○津川委員 わかりました。それでいいですが、私の言っているのは、そういう個人に返せというのじゃなくして、植林に、育苗に、農道開発、林道開発などに国が投資すべきだという考え方なんです。

○宮下説明員 おっしゃるとおりでございます。

○津川委員 そこで、林野庁長官、大蔵省、一つの例を申し上げます。弘前から日本海岸に通ずる弘西林道、これは六十キロで十年かかっていまして、これは去年開通式を見ました。私も行って見ましたが、大蔵省がお金を出ししつづけたために、工事の単価が低くて、粗末で、がけくずれして、弘西林道が新たに山の崩壊の原因になっているという状態なんです。大蔵省は現地を点検していただきたい。こんな出し方だから問題が出てくる。去年、私たちは委員会でも現地を視察して見ましたが、森林組合は一生懸命やっております。だが、

いまの造林に対する補助や林道に対する補助や労働者の単価などではやっていけないために、森林組合は、御自分の本来でないものを、たくさん仕事をあぐせくしてやって、やっと森林組合を維持している。したがって、そちらのほうに仕事の重点が行っていて、造林、育林ということができてこない。林野庁は木を植えるけれども、下駄、木の手当てをしていない。そして、はえていくものにツタがからんでいく。こういう形はみんな大蔵省が予算を締めるからなんです。したがって、この立場から、大蔵省は、どうしても林野庁の要求しているものは謙虚に検討して、のんで、大幅に予算を、財政をここに投入すべきだと思うのですが、私のこの見解に対して答弁をいただきたいのです。大蔵省として、直接弘西林道は見ていただきたいのです。この点、二つ答弁をお願いします。

○宮下説明員 お答えいたします。

現地の点につきましては、大蔵省でも会計法上四六監査という権限がございますから、出先の財務局等を通じて必要に応じて調査することができまうので、御指摘の点、機会があれば調査してみたいと思います。

もう一点の、なるべく予算をけちらないようにひとつ充実してほしいという点は、まさにそのとおりでございますけれども、申すまでもないことでございますけれども、財政全体の中でそれぞれ各種の需要がございます。

○山崎(平)委員長代理退席、委員長着席

その需要をバランスのとれた形で予算を計上するわけでございまして、そういった財政当局としての立場も御勘案いただきたいと思いますけれども、その上になお実行上の問題といたしまして、各地の要望が強いからといって、これを総花的に配賦したたりいたしますと、いま御指摘のような点が間々生ずる可能性もございます。したがって、農林当局におかれましては、重点的に事業を実施して、経済効率が高まるべくあがるような方法で実行上の計画を組んでいただくというようなこともまた必要じゃないかと、私もほかよう

に考えております。

○津川委員 いまの大蔵省の答弁は、またお金を出ししどろというふうな、正直なところ私は受け取ったわけですね。しかし、ここでは議論しません。この造林の点で、国の財政投資、国の責任という点に対して提案者から意見を伺って、私の質問を終わります。

○芳賀議員 民有林の生産性を拡大するという点になれば、先ほど津川さんが言われたとおり、この森林の持つ自然環境保全に対しての広範な役割を計量評価すれば、昨日私もお話し申し上げましたけれども、金額的には十二兆円ということにもなるわけでありまして、もちろん民有林の場合においては、個人である所有者に帰属する財産であることは間違いないわけでありまして、森林の持つ公益性、社会性、ある場合には国家性というものを考えた場合においては、全体の森林が高度の社会目的に合致するように生産性を高めるということになれば、所有者の責任だけでこれをこなすというところは全く不可能なことではございます。ですから、普遍的に森林の機能というものを発揮させる場合においては、場合によっては全面的に国が負担してもその効果をあげるようにすべきであるとわれわれは考えておるわけであり

ます。

○津川委員 終わります。

○宮下説明員 先ほど津川先生から、長期計画のことにつきまして、三月中に取りまとめ方を委員長に要望されましたが、その点につきまして一言お断わりしておきたいと思ひます。

三点ほどございまして、一つは、先ほど私が申し上げましたように、閣議決定で森林資源に関する基本計画がつけられていくことを申し上げましたけれども、それに基づきまして、全国森林計画等がつけられております。これは、その森林の施策の基本的な事項等に関する国の計画を定めたものでございまして、一応計量的な数字が載っております。したがって、この閣議決定の趣旨は十分こういうところに展開されておると

了解しておるわけでございます。

それから、先ほどの先生の御質問の中に、土地改良長期十年計画あるいは漁港計画等におきましても当然年次別の計画があるではないか、それに基づいて整備が行なわれておるのではないかと御指摘がございましたけれども、これは、たとえば土地改良十年計画でございまして、総事業量が十三兆というところは閣議決定できめてございまして、その年次割りにつきましては、これは予算の、そのときどきの査定権の問題とからみまして、年次割りはきめてございせん。したがって、その長期計画の長期的な目標をにらみつつ、各年度の予算を査定してまいる、かような仕組みになっております。

それから、これは申し上げるまでもないことではございますけれども、こういった長期的な計画の問題その他は、やはり農林省あるいは林野庁におきまして一義的に御検討いただいて、その上でわれわれは御相談にあずかるという筋のものではないか、かように考えております。

その点だけちょっと申し添えさせていただきます。

○津川委員 大蔵省、漁港整備計画などでは、ちゃんとこれはこれだけ年次計画を立てております。各地方自治体もちゃんと年次計画を立てていくから、これはほんとうに植林をやるとすれば、年次計画を立てないでございせんから、あらためてこれを要求しておきます。

○谷本委員長 林野庁長官の見解を求めます。

○福田(省)政府委員 私のほうからちょっと申し上げておきたいと思ひますけれども、年次計画等につきましては、国有林の問題はもちろんでございまして、その他の問題等につきましても私のほうで一応立案いたしまして、それで大蔵省のほうとよく御相談してまいりたい、かように思ひます。

○谷本委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案並びに森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について、政府並びに考査委員に質問をいたします。

本法案の審議にあたりまして、最初に政府当局に若干の質問をいたしたいと思ひますが、まず、林野庁長官にお尋ねしますけれども、林野庁において、現在、定員内の職員が何名いますか。定員外作業員、すなわち常用作業員といいますが、これが何名おるか。さらに、現在常用作業員を行なっている中に、定期作業員及び臨時作業員がおるわけでありまうけれども、これは何名おるか。このことを冒頭お尋ねいたします。

○福田(省)政府委員 定員内の職員については先に申し上げましたが、昭和四十八年度の定員は三万七千八百人でございまして、それから、定員外職員のうち常用作業員について申し上げますと、一万六千六百六十五人、これは昭和四十八年七月現在でございまして、それから、御指摘の定期作業員は一万七千四百人、それから、臨時作業員は二万五千二百二十二人、合計しまして五万八千九百二十七人、かようになっております。

○瀬野委員 そうしますと、概略九万六千何ぼですね。九万七千人ぐらいになると思ひます。一説には約十万と言われますけれども、約九万七千とあとの質問にも関係しますから、前もってこれを念を押しておくわけですが、この中で定期作業員というのはい万七千四百人おるということではございまして、大体、平均何カ月以上就業しておるか、また、どのくらいから定期作業員としてなさっておられるか、その点もひとつこの機会に明らかにしておいてください。

○福田(省)政府委員 定期作業員と申しますのは六カ月以上勤務しているものでございまして、最近では、定期作業員につきましても、できるだけその雇用期間を延長するようなことを考えておるわけではございまして、次第に延長されております。ただいま資料がここにございせんが、私の記憶では、平均しますと約八カ月になっておるといふうに記憶いたしております。

○瀬野委員 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案並びに森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について、政府並びに考査委員に質問をいたします。

本法案の審議にあたりまして、最初に政府当局に若干の質問をいたしたいと思ひますが、まず、林野庁長官にお尋ねしますけれども、林野庁において、現在、定員内の職員が何名いますか。定員外作業員、すなわち常用作業員といいますが、これが何名おるか。さらに、現在常用作業員を行なっている中に、定期作業員及び臨時作業員がおるわけでありまうけれども、これは何名おるか。このことを冒頭お尋ねいたします。

○福田(省)政府委員 定員内の職員については先に申し上げましたが、昭和四十八年度の定員は三万七千八百人でございまして、それから、定員外職員のうち常用作業員について申し上げますと、一万六千六百六十五人、これは昭和四十八年七月現在でございまして、それから、御指摘の定期作業員は一万七千四百人、それから、臨時作業員は二万五千二百二十二人、合計しまして五万八千九百二十七人、かようになっております。

○瀬野委員 そうしますと、概略九万六千何ぼですね。九万七千人ぐらいになると思ひます。一説には約十万と言われますけれども、約九万七千とあとの質問にも関係しますから、前もってこれを念を押しておくわけですが、この中で定期作業員というのはい万七千四百人おるということではございまして、大体、平均何カ月以上就業しておるか、また、どのくらいから定期作業員としてなさっておられるか、その点もひとつこの機会に明らかにしておいてください。

○福田(省)政府委員 定期作業員と申しますのは六カ月以上勤務しているものでございまして、最近では、定期作業員につきましても、できるだけその雇用期間を延長するようなことを考えておるわけではございまして、次第に延長されております。ただいま資料がここにございせんが、私の記憶では、平均しますと約八カ月になっておるといふうに記憶いたしております。

そこでは、要造林面積の一応の数字を、民有林が三百二十万八千ヘクタール、国有林が百二十万六千ヘクタールというふうに言われますけれども、芳賀委員の提案理由にありましたところの、この国営分収造林のいわゆる拡大造林に匹敵する要造林面積は、これも長野庁では、除地とかまたは瘠悪林地などいろいろありますので限界もあ

○瀬野委員　そこで、芳賀委員にお尋ねしますけれども、いまいろいろと林野庁長官から御答弁いただいたわけですが、人工造林は、四十八年が百七十五億円、四十九年は予算要求中だけれども大体去年並みだ、百七十五億円程度だろうということとでございます。芳賀委員の提案による今回の国営分収造林の造林は、十五年間に百万ヘクタールを造林するといったことで提案をなさっておられます。そうしますと、年間六万六千ヘクタールと

平年度が百七十三億円というふうに概算をしておるわけであります。現実には、四十八年度というのはあと一カ月で終わるわけありますから、この法案を審議していただいて、幸いにして成立するということになれば、その時点で、実施年を一年内容を修正しずらすということになると思うわけであります。四十九年度からということになるわけでありまして、そういたしますと、事業実施の単価等についても、昨年と今年度の経済事情等が激変しておるわけありますから、法案提出の時点における計算から言うと、概算二〇〇程度はどうしても経費増になるんではないかというふうに考えておりますので、実際に事業に取り組む場合においては提案時よりも経費がかさむということになるわけでございます。

おるのですけれども、こういったことで面積がかなり落ちるわけです。大蔵省の考え方そのものが、基本に、失対事業の夫夫賃を上回ってはいけないというような、こういう考えがある。これはけしからぬ問題だと私はいつも思っておるのですが、三千二百円から三千三百円の四割であればいいのでありますが、実際は二割以下で、非常に矛盾があるということにいつも憤りを感じております。そこで、どうしても造林をするとなりますと、この単価が問題になります。自分の持ち山に自分が植えるのであれば、低くても相当自家労働力でカバーしてやるということも言えるのですけれども、実際には森林組合に委託してやる、または国営分収造林でやる、こうなってしまうと、従来は農閑期にある程度やっていたのが、最近はお

うことが盛んに言われております。そういったことを見ましたときに、年々保育の面積も多くなる、人手も多く要る、国有林野自体の植林も下刈りも必要である、にもかかわらず、また今度の国営分収造林をやりますということになってきて、しかも、奥地になってきて、ますます労働力というものは困難性を伴って来る、ということになってくると思うのです。しかも全国的に——長い日本列島です。から一がい言えませんが、おおむね下刈りは六、七月、九州なんかではもう六月ごろから始まる。東北なんかでは八月の上旬あたりまでやるところもあると思います。そうして、夏場に労働力が集中する。そこで、労働力の不足というものが起きてくる。そういったことを思いましたときに、この辺をどういうふうに見ておられるか。ただでさえも下刈りは人夫がなかなか寄らぬのに、国営分収造林をやって、将来どんどん面積が増え、ますますと相当な労働力が要ってきます。そして、六、七月ないし八月に終わりますと、あとは今度は逆に余ってきてもあふれてくる。こういうふうな心配も行なわれるわけです。提案者は、この点についてはどういうお考えを持っています。提案されているか、一応こういう機会に明らかにしたいだけ幸いだと思います。

○芳賀議員 これは、国営分収造林事業を行なう場合でも、行なわざる場合においても、全国の民有林が、森林法に基づいた全国森林計画の定めるところに基づいて、全面的に生産活動を、しかも長期にわたって持続的に継続するというものになれば、作業方式がどうあっても、保育作業をやる場合においては、全国的にその時期には適切な保育をしなければ予期の成果をあげることができないわけでありまして、だから、この分収造林事業の制度ができたから、それだけ余分に労働力が必要となるかという、そういう計算だけではないと思うのです。分収造林事業が行なわれなくても、適当な地域においては当然造林事業というものを進めていかなければならぬわけでありまして、

て、その事業というものの対して、所有者の全面的な自己負担でその作業をやるか、あるいは既存の造林公社あるいは森林開発公団等において、分収造林事業の中で造林とかあるいは保育をやるかということであって、総体においては、所要労働力についてはそれほど大きな差異はないと思うわけでございます。ただ、問題は、国有林事業の中にこれを取り入れて分収造林事業をやるといふことになれば、結局、国有林の事業というものがその分だけ拡張されるということ、これは当然なことでありまして。

そこで、それでは、毎年六万六千ヘクタールずつ造林面積がふえると、ふえた分だけ保育作業というものはますますふえるわけでありまして、先ほど瀬野委員が言われたとおり、保育の季節性等を考えた場合において、その時期には、農山村においては、農業の部面においても非常に労働力が要求される時期でありますからして、その作業と労働力の調整というものは、これはたいへんなことになるわけでありまして、その森林あるいは林業の持つ季節的な制約あるいは地理的条件という制約を、いかにして克服して、造林作業というものが生々と発展できるようにするかどうかということが一番大切だと思っております。実例を申し上げますと、官行造林による事業についても、当然、費用負担造林者である林野庁において、官行造林についての保育等は十分にやらなければならぬのを、それを怠ったために、せっかくの分収造林地域が途中で効用を発揮することができなくなつて、契約の解除とか、造林地の自主転換をやらなければならぬというふうな、まことに無責任な、不始末な状態さえもまたま生じておるわけでありまして、こういう点については、この制度を実行する場合においては、責任当事者がそれぞれ自分の責任というものを完全に果たすという責任感の上に立って実行しなければならぬと思うわけでありまして。

○瀬野委員 いまの意見は一応そこまでで聞きしておくことにします。

そこで、いまもおっしゃったように、人間的な、いわゆる労働的なものがないへん問題になってくるといふことはいふまでもないことであると思いますが、さっきからの答弁で、そのために営林署をつくらうとかどうとかいうことはしないということでございますが、私も、これは当然、営林署をつくらうというふうなことに異論はございません。

そこで、私は、いろいろ調査してみますと、国有林野の分布状態、また民有林の分布状態というのが、御承知のように、北海道、東北が五百十七万ヘクタールで、全日本の国有林の約六八％、次に多いのが北関東に東山、民有林では、一番多いのが北近畿、中国で、三百二十七万二千ヘクタールで一九％、次に北関東、東山で、二百四十一万七千ヘクタールで一四％、南近畿、四国が百七十八万二千ヘクタールで一〇％、九州が二百十八万ヘクタールで一二％ということで、民有林と国有林の面積が偏在しておるわけです。

そこで、芳賀委員にもう一点お尋ねしたいのですが、この国営分収造林を進めるに際して、こういうふうな民有林または国有林の偏在という、こういう状況からして、労働者の移動、いわゆる保育にしても、造林にしても、移動してやらなければならぬということが起きます。極端に言うと、北海道から東北、ないしは東北から中国というふうなこともあり得るかもしれません、また、そういうことも考えざるを得ないと思う。そうすると、途中の旅費だ何だかんだといつて、宿舎の経費だの要るわけですが、そういうことについては、国有林、民有林の偏在から見まして、どういうふうな立案にあたってはお考えですか。その点の見解を承っておきたいのです。

○芳賀議員 これは、実行する場合は、つまり、林野庁が事業実施の当事者ということになるわけですね。土地所有者と、それから費用負担造林者である国が契約を締結いたしまして事業を実施するわけでありまして、当然、これは、造林者である国有林がその地域の事業というものを担当して行なうということになるわけでありまして、事業実施ということになれば、結局、分収造林でありまして、あるいは国有林そのものの造林作業にいたしまして、国有林野事業が包容しておるところの基幹労働力が中心になって、その作業を、技術的にも、経験的にも、組織的にも——これは、やはり、何といひましても、林野庁の持つておる森林生産能力というものが一歩を先んじておることは言うまでもないわけでありまして、それから、それが中核になって事業を行なうわけでありまして、現在の常用作業員、定時作業員合わせて三万三千人でありまして、この三万三千人の基幹労働力だけでは、現在の国有林事業というものを直用直営の方式で全面的に消化するといふことはできないわけでありまして、これは、できないから請負に付しておるということではないのです。それはもう御存じのとおりで、たとえば二十年、三十年と、国有林野事業に生涯勤務しておりましても、いまだに定員内の常勤職員としておられます。その点については、三十年動続の農林大臣の表彰状をもらつてもいまだに日給制に甘んじておるというふうなことで、われわれが考えた場合においては、国の公務員としての処遇というものはこれでいいかという人権上の問題にも触れるわけでありまして、この点については、四十六年の三月二十五日に、当委員会において、林野決議が委員会提出で議決されて、そのあと、その年の四月十三日に国有林の基幹作業員に対する処遇問題についての政府の統一見解というものが示されたことは瀬野委員も御存じのとおりであります。その場合においても、現在の日給制職員として処遇されておる常用作業員の常勤化の問題、あるいは十年も二十年も季節的に反復雇用をされなければならぬところの定期作業員の処遇の問題等については、これは国有林野事業の基幹労働力としての位置づけの上に立って根本的な改善をはかるということが政府の統一見解としても出されてお

るわけでありすが、その後二年、三年たちまちでも、根本的な改善というものは残念ながら見ることができないわけでありすが、これは、現在国有林事業がかかえておる基幹労働力に対して解決しなければならぬ重要な問題であります。こういう事情もありますので、三万三千人の基幹労働力だけで新規に分収造林事業を直用、直営の形で取り組むということになれば、現在行なっている事業の面に大きな空白が生ずるということも、これはあり得るわけでございますからして、やはり、現地における造林作業をやるということになれば、当然、直用形式の上においてできるだけ事業を責任をもってやるわけでございますが、不足する分については、いま、森林組合の問題についても森林法改正の審議を進めておるわけでありすが、今後、森林組合の体質を根本的に改善する。森林組合というものが、所期の目的に対して、これを達成できる十分な能力と実行力を制度的にも強化するということになりますれば、民有林の造林事業についても、本来は所有者自身の能力においてこれを実行するのが一番望ましいことであります。それでできないと、既存の公団あるいは公社分収造林においても十分にできないと、森林組合においてもそれを解決することができないという現象がまだ残っております。わけでありすが、そういう落ち込んだ地域の造林事業というものを、この際国の責任をもって全面的に解決するということが本法案の目的でありますからして、地元の森林組合がこの分収造林事業の造林作業、保育作業について委託を受けて、そうして森林組合の事業としてそれを行なうということもあり得ると思うわけでありすが、そうして、実際の作業は、森林組合の中の労働班において、適正な労働条件とか、あるいは労働に対する対価というものを公明なものにして契約をして、そうして適切な作業というものを完遂してもらおうという点は、やはり、今度の国が行なう分収造林事業を進める場合においては、どうしても地元の労働力との調整、結合の中でやらなければ、

民有林の造林事業というものは、制度だけつくってもなかなか十分な機能を発揮することができないというふうな考えでおるので、その点は、法律ができて実行する段階において、農林省、林野庁においても十分行政努力の妙味というものを発揮してやってもらいたいと考えておるわけでありすが、

○瀬野委員 時間が迫ってまいりますので、芳賀議員にたくさん質問したいことがあるのですけれども、一つほど申し上げて、あと、林野庁当局、政務次官等に大事な問題を矢張り質問していきいたいと思います。

いろいろ御答弁をいただきましたが、森林所有者等も現在百七十九万もおると言われますし、森林組合は二千四百六十三組合あって、そのうちの六十一というものは、いわゆる労働班を結成している。すなわち、組合数にすれば千四百六十六組合もあるというふうな言われております。現在、労働班の数も、一般平均四十二・八人くらいですが、八十一班あって、六万二千七百五十四人おると言われますけれども、今後相当な人員を擁していくということにならうかと思ひます。

そこで、森林法の目的の一つには、地域社会にいわゆる就労の場を与えて、地域の林野を育てていくという大きな目的がありますし、地域労働者を締め出してしまおうということになっては困る。国有林野が今度分収造林で入ってきますと、国有林はどうしても賃金が高い、民有林と格差が出てくるということ、これがまた民有林における森林組合のたいへん心配するところでもございませう。そういった点で、大切な地域社会の振興の立場からも、在来に住民の生活を脅かすことがあつてはいかぬと思ひますし、また、いろいろメリット、デメリットがあるわけですが、そういうこととで若干いろいろと申し上げたのですが、あとに大事な問題がありますので、これを省きまして、いろいろ御検討いただくことにして、林野庁に次にお伺いしたいのは、森林開発公団、それから、いわゆる府県のやる造林公社、この指

導基準を伺いたないのであります。

御承知のように、これは指導によって、実際には、森林開発公団は十五ヘクタール以上とか、造林公社は、コスト面とか、また、いろいろ効率的に仕事をするために五ヘクタール以上というようなことも一応言われておりますが、実際には二ヘクタール以上ぐらいいからでもいいじゃないか。

事實は、公団のほうも十五ヘクタールぐらいいなくて、十ヘクタール以上ぐらいいなっております。でありますし、公社のほうも、実際は二ヘクタールもあれば、十ヘクタールもあるということ、こちからもまたまちまちであるというふうな聞いております。また、森林組合については、二ヘクタールぐらいい程度としておるといふふうにも聞いておりますが、この点、簡潔に、どのぐらいいを基準に指導しておられるか、現状はどういう平均になつておるか、お答えいただきたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 公団、公社造林の採択基準は、それぞれの公団、公社におきまして、業務方法書とか、あるいは定款等で定められております。地上権設定とか境界管理、事業の効率などを考慮しまして、大体のところでございますが、五ヘクタールを採択の最低水準としておるものでございます。

実際の契約の実施の状況を見ますと、契約一件当たりが、平均面積にいたしますと、公団造林の場合は約五十ヘクタールになつております。公社造林の場合は約十五ヘクタールとなつております。公団、公社造林は、地域の林業労働組織によりまして実施することを主眼としておるのでございまして、森林組合の受託率がこういう意味で非常に高くなつてきておりまして、森林組合の公社造林については八四％、それから公団造林につきまして四四％という受託の割合になつておるのでございます。

○瀬野委員 そこで、私がいろいろ公団、公社を回つてみたり、地域を見て回つてみますと、現在、公団にしても、公社にしても、実際木を植えるところがなくて困つておる。面積の単位の大きい関係もあるかもしれませんが、事實はさがすのに困つておる。実際、造林地があつても、いろいろ入り会い権や地上権の問題等があつてなかなかまとまらぬために適地を見つけないことが困難であるというふうなことをよく聞くのであります。その点の事情はどう林野庁は把握しておるか、簡潔にお答えいただきたい。

○福田(省)政府委員 造林する場所がなくて困つておるのじゃないかという御指摘でございますが、確かに、最近、造林の場所等をさがすのに苦労しておる場合もあるかもしれません。その原因は一応いろいろあると思ひますけれども、一つには、最近造林の進んでおるところ、これが非常にむずかしい状態になつております。ということ、残つておるところが非常に困難な地帯であるというところが一つあるかと思ひます。それからもう一つは、造林しようとしても、このころは、特に大都市周辺におきましては、ゴルフ場であるとか、あるいはまた宅地造成等で、相当地価の値上がりをしているところがございます。そういう点を規制する意味で森林法の改正をお願いしているわけでございますけれども、そういうようなところについては、造林意欲が非常に低くなつていっているところで、造林のあがが少なくなつていっていることは言われます。

それから、また、もう一つは、入り会い林野等におきましては非常に困難な情勢でございますけれども、この入り会い林野につきましては、入り会い林野の近代化促進法に基づきまして、鋭意この促進につとめておるところでございます。

○瀬野委員 芳賀委員にこの点について簡潔にお伺いしたいのですが、今回の提案なさつておる分収造林の場合には、一単位をどのぐらいい面積からやるといふふうな考えておられますか。まさか、一ヘクタール、二ヘクタールからということでもないと思ひますけれども、ある程度規模拡大をして、コストを落とすといふかねばならぬ。すなわち、間接費に金がかかつてまいりますし、いろいろ公団の例を見ましても、なかなか民有林で場所が見

つかぬというようにことをよく聞くのですけれども、いろいろ努力も要るわけですが、入り会林の問題その他がございますから、その点は大体的にどのくらいと見ておられるか、簡潔にお答え願いたいと思います。

○芳賀議員 ただいまの御質問の点は、法案の第五条の「国営分収造林契約の締結」の規定の中に具体的に掲げてあるわけでありまして、要件としては、第五条の一項の一号、二号、三号、四号、五号の、この条件を満たした場合ということになるわけですが、いま瀬野委員から言われた点は、第五条四号の規定の、「当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成してないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができること」という、この点だと思つております。したがって、農林大臣が定めた造林地域内において分収造林事業をせよともらいたいという申し出が出た場合には、これらの規定に基づいて、そうして採択をきめることになるわけでありまして、結局、問題は、一個人としての行なうべき希望面積というものもありまして、もう一つは、非常に零細な民有林の場合には、数名が共同して同一目的の分収造林にその土地を提供して行なうということになるわけでありまして、結局、この所有面積の面から見た対象者ということになれば、零細な中小林家が自己の能力で造林ができないというところが一番の前提になるわけでありまして、そして、事業実施の場合には、やはり一団地か、あるいはまた、旧村単位等の中において比較的距離的に近接しておるといふような、そういう対象地を統合して、そして一つの施業団地というものをしてそこで設定して事業を行なうということになるわけでありまして、個人あるいは数人共同してという場合の、その面積というものは最低一ヘクタール以上ということになりますか、そして、その事業単位の面積ということになれば、これは、いままでの分収造林事業等はやはり補助の関係等もありまして、団地造林をねらって公社

造林等も選定するわけでありまして、なかなか該当する地区が少なくなつたという問題があるわけでありまして、だから、国が行なう場合でありますからして、補助をもらう必要はないわけでありまして、事業というものは、もう能率も何もあらぬでも、何でもかんでも言われたものはやるといふわけにはもちろんいきませんが、少なくとも最低三ヘクタールを下限として、できるだけそれ以上の希望者をまとめて、せっかくの機会でありますから、その時期に有効的な造林ができるようにすべきでないかと考えておるわけでありまして。

○瀬野委員 林野庁長官にお伺いします。

公団の問題ですけれども、従来から公団も成績をあげてきておりますけれども、最近少しテンポが下がつておるようになっておりますが、この公団の場合には、特に、土地の値上がりによつて分収林の設定がしにくくなつてきたということが言われております。そういった意味から、財政資金を大いに考慮していただきたいという希望が強い。そこで、私は、今後公団を、というよりは、せっかくあるものであるから、公団を大いに伸ばしていくために、従来保安林等を主体にやっておりましたが、保安林外もひとつ面積を拡大する。また、一団地の面積等についても、ある程度小面積等も配慮するといふようにいろいろ範囲を広げて、公団の今後の大なる発展を期すべきじゃないかと、かように思つておりますが、この点、林野庁はどういうふうに考えておられるか。特に、四十九年度は、計画等を見ましてもかなり下がつてきておるように思いますが、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 事業分量あるいは予算が変動いたしますのはいろいろの原因もございまして、予算措置等について、私たちはできるだけ努力しておりますけれども、御承知のように、四十九年度は全体的に財政引き締め機運の中にございまして、前年度に比べますと、若干、私たちの考へている線までいかなかったということは

残念でございます。しかし、その点は今後努力してまいりたいと思つております。

なお、御指摘の場所の選択につきましては、御意見の線に沿ひまして、なお検討してまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 林野庁長官にもう一つ。この公社の場合は、事業費を融資とか補助金でやつておりますし、あとは自己資金、すなわち融資を受けているものとまかなつておりますが、実際問題として、公社造林はかなり伸びてきております。また、これは大いにけつこうだと思つておりますが、管理費がなかなか捻出されない。管理費に悩んでおります。こういつたことで、制度的に拡大をしていめ

が、この点、林野庁も特段の配慮をしていただきたいのですが、どう検討しておられますか。

○福田(省)政府委員 御指摘の点は、確かにあると思ひます。四十八年度からは地上権設定費、それから、現場監督費と管理費の一部につきまして補助の対象とすることにいたしましたところでございます。これは約一五%でございますが、なお、今後におきまして、融資対象経費の拡大、管理費につきましても補助の充実、これを検討し、公社造林の円滑な推進ができますようにつとめてまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 そこで、林野庁長官、この機会に私は提案をしておきたいことが一つあるのですが、公社造林を補完するという意味で、実は、昨年の七月十八日、この農林水産委員会が森林法に対する質疑を私は三時間余にわたつて質問したことがございまして、そのときに、木曾三川の例をとつて、受益者負担の問題を取り上げました。時間の制約があるので簡潔に申し上げますが、あの木曾三川の例にありますように、分収造林特別措置法等によつて民間主体にやるような、いわゆる特定地域を指定して、これにたとへば受益者負担としては、電力会社、水道、製鉄、製紙といった企業等からいわゆる受益者負担金を取り、さらに、政府のほうもこれに出資、補助をするといふふうなことに

して、特定地域の公社をつくつて、木曾三川の例に見るようなことを今後推進することも一策であるといふふうに思つております。将来、こういつたことについて特別立法をすべきだといふことを私たちもいろいろ考へておりますが、こういつたことについてぜひ提案したいのでありますが、林野庁、こういつたことを検討の用意があるか、これに対する御見解を承りたい。

○福田(省)政府委員 これは非常に重大な御指摘でございますし、私たちもその線に沿つて今後熱心に検討してまいりたいと思つております。先般来問題になつて、ときどき議論に出ます森林の公益性の計量化を行ないました目的も実はそこにあるのでございます。その結果十二兆八千億という数字が出ておるわけでございますが、四十九年度予算におきましては、利根川を中心としたしまして、そういった受益の關係がどうなつてゐるか、その経費の負担をどうしたらいいかということにつきまして、具体的に検討を開始する予定にいたしております。その線に沿ひまして、私たちも、公益性を重視するといふ点から考えますといふと重要な御指摘でございますので、熱心に検討してまいりたい、かように思つております。

○瀬野委員 次に、先ほどもちょっと指摘しましたが、分収造林は拡大造林が主体になることは当然ですけれども、この拡大造林は計画がかなり上回つてきておりますが、林野庁の計画を見ますと、民有林の造林の動向は、再造林が、いわゆる民間は実際には五、六十年か七、八十年というように、かなり経済的にも長いペースで伐期を考へてゐるようでありまして、林野庁計画では、再造林は短伐期で計画しておられる。そこで、この計画を見ますと、どうしても計画の倍以上しか達成できない。今後またずっとこういつた推移が続くといふふうに見ております。これは林野庁自体の見通しの間違い、すなわち計画過大になつてゐると思つております。杉でも見ますと、大体三十五年か四十年ぐらゐの回転で、短伐期になつております。これは大いに計画を練り直し、

検討すべきじゃないか。あまりにも差がひどいと思うのです。長官は、この点に対してはどういうふうに考えておられるか、これまた簡潔にお答えいただきたい。

○福田(省)政府委員 昭和四十八年は、二月の十六日でございますけれども、そういった森林資源の基本計画について、いろいろ情勢の変化を踏まえまして、閣議決定によってこれを変更していただいたわけでございます。これをもとにしまして全国森林計画も改定したところでございますけれども、この計画改定にあたりまして、造林については、既往の実績とか、それから森林資源の構成の内容、伐期の延長等、御指摘のそういった点を考え、また、伐採性向等を勘案しまして、再造林の計画量は、前の計画からある程度実落としておるのでございます。前の計画は、四十六年から五十年までの年平均にしますと九万ヘクタールでございましたけれども、新しい計画では六万ヘクタールでございます。そういうことで一応検討をし、これを改定いたしましたけれども、なお、御指摘の点につきましては、いろいろとまた研究してまいりたいと思っております。

○瀬野委員 林野庁長官、その改定のものがわれわれの手元にはないのですが、それは資料でぜひ配っていただきたい、また、お示しいただきたいと思ひます。

次に、政務次官にお尋ねしますが、いままでいろいろと質疑をして、論議してきましたが、造林の推進をはかるためにも、国土緑化をするためにも、近く緑の週間もやってくるわけですが、これは当然のことです。国営分収造林の問題等も、いろいろ造林を進めたいということにほかならないのでありますが、いずれにしても、最近の動向を見ますと、自然保護、緑化が大事である、国内の木材需給が大事であるというところはさんざん言われますけれども、ことは特に予算がきびしい中であつたといへば、造林に対する政府並びに国の考え方というものは、必ずしも国民が要望しているとおりにないんです。そこで、その

原因はいろいろありますけれども、一つには、木材価格が安定していれば造林面積というものは絶対ふえるというところは、従来からの例を見て、これはもう端的に言えることです。政策の面でも、安定価格維持ということをはかるべきだと思ひますが、政務次官はこの点をどういうふうに考えておられるか、農林大臣にかつて御見解を承りたい。

○渡辺(美)政府委員 御説のとおりだと思ひます。価格が安定をするということは非常に大切なことであります。

○瀬野委員 次に、これまた政務次官なり林野庁長官から答弁を受けたんですが、土地問題も一つの問題です。土地価格が暴騰したために、木を植えても追いつかない、いわゆる生産性が合わないというのが現在のいわゆる農山村における考えです。また、われわれもそう思ひます。この点については政務次官どう見解をお持ちであるか。

○渡辺(美)政府委員 これも御説のとおりであります。したがって、土地がなぜ高くなるかというところは、これは、やはり、森林は特別な地域以外に自由に手に入る、あるいは開発も比較的自由になりやすい、こういうようなことで、投機的な資金が入って、ゴルフ場あるいは分譲地その他で荒らされておる、それにつられて値段が上がるというところでありますから、それを規制するため、一日も早く森林法を成立させていただければ、かなりの土地値上げのブレーキになると私は思っております。

○飯谷委員 時間が経過しましたから、御協力願ひます。

○瀬野委員 はい。

これは林野庁長官にお尋ねしますが、森林組合作業班、これは、先ほどいろいろと申し上げましたが、この森林組合の作業班に対する長期退職共済基金の制度化、これを強く要望しておる。これに対しては林野庁もいろいろ検討しておられると思ひますけれども、いわゆる全森林組合に対してぜひ早く制度化してもらいたいと思う。これに對

する見解を、全組合員に、この場で述べていただきたい。と同時に、いま問題になっております失業保険の当然適用、今度雇用保険法に変わるといつていろいろ論議されておりますが、これを早急に実施してもらいたい。この二点について、林野庁長官から見解をいただきたい。

○福田(省)政府委員 林業労働者に対します退職金制度につきましては、すでに独自の制度を設け、あるいは設ける予定の県が数県あるのでございまして、国の制度としてこれを設けることにございましては、林業独自の制度を設けることが適当であるかどうか、林業についてはかの産業以上の助成をすることにしているのはかの産業との均衡の問題とか、いろいろな基本的な問題もございまして、また、関連する諸問題につきまして十分な検討が必要であると考えております。昭和四十九年度には、そういったわけで、林業及び林業労働の特殊性に見合った社会保障制度のあり方につきましまして、学識経験者などによりまして、林業施策の観点から広く検討を加えることとしていただいておりますが、その中で、これら各県の実例をも十分参考にして研究を行ない、今後における林業労働者の福祉の向上に資するように進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

次に、失業保険制度の問題でございますが、当然適用の問題につきましては、先日、失業保険法の全面改正案でありますところの雇用保険法案の閣議決定を見たのでございまして、その中におきましても、失業保険制度を雇用保険制度に改めましますと、林業について、五人未満の労働者を雇用する個人事業主を除きましては当然適用とするというところが入っておりますのでございまして。

○瀬野委員 林野庁長官から、森林組合作業班員に対する長期退職共済基金制度の前向きな答弁を承り、失業保険の当然適用の問題についても、いろいろ検討していくということで答弁がございましたが、ぜひこれは強力に進めていただいて、組合員のために努力していただきたい。最後に、私は、芳賀委員及び政務次官にそれぞ

れ答弁を願つて質問を終わることにしますが、時間の制約もあるので簡潔に御答弁いただいております。

芳賀委員には、連日貴重な答弁をいただいて感謝いたしますが、最後に申し上げたいことは、国営分収造林の問題等いろいろと論議してきましたが、反面、昨年の四月には、芳賀委員を含めて各農林水産の委員、また国会議員には、全国森林組合連合会、都道府県森林組合連合会の連名によって「民有林造林推進についての要望書」というものが出されました。これは全部は読みませんが、林業者が組織する団体の自主的な努力を助長するよう施策を講ずる」という旨の規定がある。云々となつておつて、そこで「一 地方的な国営分収造林には断乎反対する。」となつておる。こういう要望書が各委員に出ておるのが事実です。また、森林組合の所有者に言わせると、いわゆる国営分収造林は、国有林から民有林に仕事の圧迫をする、そしてこれはまた、北秋田とか、長野県とか北海道といった一部に特にこういう事態が強いとか、あるいは森林組合は全国組織である、全国に百七十九万人もおるんだということで、森林組合の立場にもなつてくれというふうなこともいろいろ聞かれてございまして、そういうことで、締めくくりにして、この国営分収造林については、全森連または都道府県の森林組合連合会等があげて断固反対すると言つております。これに対してどういふふうな見解をお持ちであるか、それらを述べていただいて質問を終わりたい。芳賀委員からひとつ御答弁をいただきたい。―― それでは、芳賀委員がせっかく大臣席にすわつておられますので、渡辺政務次官のほうから先に答弁していただきます。

○渡辺(美)政府委員 われわれは、森林組合が反対をするということも、それはもちろん参考にはしておりますが、先ほどから瀬野委員がいろいろと見解を述べられました分収造林法について、それらでは私も同じような考えを持つておるとこ

ろがあるので、したがって、分収造林法について、いま直ちにわれわれは賛成いたしかねるという見解をかねがね申しておるわけでありました。

○芳賀議員 お答えします。

社会党が国営分収造林法を提案しましたあとで、実は、全国の都道府県単位の森林組合連合会から同一趣旨の陳情電報が来まして、その電文内容を見ますと「シンユウリンノコクニイカメザスコクエイブシユウリンホウアンニハンタイヨロシクオネガイス」ということで、これは各委員の皆さんの手元にも届いておると思うわけでありました。これが、いわゆる社会党提出の国営分収造林法反対の森林組合連合会としての意思表示のように受け取れるわけでございますが、電報ですら、これは簡単に書いてあるものであつて、われわれとしては、「民有林の国営化」なるものの意味がわからないのです。たとえば、民有林を国有化するから、その道であるからということになればわかりませんが、「民有林の国営化」というのは一体どういうものであるかよくわかりませんので、実は、内輪のことではありますが、社会党といたしまして、全国森林組合の喜多専務をはじめ数名の首脳部の方に来ていただきまして、いろいろとざつぱらな懇談をした結果、先方におかれましては、社会党の分収造林の内容をよく検討すると国営化に通ずるというふうなものではない、誤解に基づくものであるという率直な表明等もありまして、私も、森林組合の全国組織がいまだにこの法案に反対をしておるというふうには実は考えておらないわけでありました。われわれ社会党こそが森林組合の育成強化等について率先して努力をしておる、いま瀬野さんから言われた林業基本法の条文の中の、林業を行なう協同組織である団体等の育成についても十分助長すべきであるというふうな点につきましては、実は、三十九年の林業基本法の法案審議の際に十分検討いたしましたので、当時の政府提案の林業基本法については、この委員会として、重要な点については大幅な修正を加えて今日の林業基本法が運営されておるわけ

でありますからして、まあ、こういう点についても詳しく話せばわからぬ人たちでもありませんので、よくわかりました。しかし、この国営分収造林法が実現するまでは森林法の改正を押えるというふうなことになるようにぜひ御協力をお願いいたしますというふうな経過もあつたわけでございまして、実は、われわれとしては、そういう動向についてはいささかも気にしておらぬと、率直に申し上げる次第でございます。

○瀬野委員 長時間ありがとうございました。

○飯谷委員長 午後、一時四十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後一時五十分開議

○飯谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。稲富稔人君。

○稲富委員 今回芳賀君外十名から提出されております国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案に對しまして、提案者に若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

この法案は、現在立ちおくれしております民有林の高揚をはからうという方向で立案されたもので、その点は非常にけっこうであると思ひます。ただ、ここで尋ねたいと思ひますことは、林業基本法の第七條に、「国及び地方公共団体は、」

「施策を講ずるに当たつては、林業従事者又は林業に関する団体が自主的な努力を助長することを旨とする」ということを明記しておりますが、

したがって、これによつて、現在、林業基本法の方向に向かつて、森林組合あるいは造林公社、森林開発公社、森林組合労働班及び一般林業労働者の育成というものを政府は計画しておりますが、

これを今度は逆にかへつて衰退せしめるようなことがありはしないかということも一応考えられますので、こういうことに対して提案者はどうお考えになっておられますか。この点を承りたいと思ひ

うのであります。

○芳賀議員 いま御指摘になりました林業基本法第七條の、行なうべき施策の規定についてでありましたが、これは、稲富委員も、昭和三十九年の国会において林業基本法を精力的に審議したわけでありまして、いま御指摘のあつた条文等について、政府提案の分については相当積極的な検討を加えて、ある意味においては、基本法の目的あるいは内容等についても大きな修正を加えたという経過があるわけでございます。いま言われた自主的な林業関係の団体、あるいは地方公共団体並びに林業従事者の雇用の安定、あるいは社会保険の確立等の問題については、むしろ、社会党提案のこの分収造林制度というものは、それらの機能や組織を助長するという役割りを果たせると思ひますし、その機能、自主性を圧迫するというおそれは全然ないと思ひわれわれは判断しておるわけであり

ます。

○稲富委員 次に尋ねたいと思ひますことは、現に、御承知のとおり、分収造林特別措置法という、三十三年四月十五日に成立した法律があります。その後、昭和三十八年六月に法の改正を見たのでありますが、この既存の分収造林特別措置法と本法との関係はどうなるか、この点をどう

いうふうに解釈していらっしゃるのか、それを伺ひたい。

○芳賀議員 お答えいたします。

昭和三十三年に制定された分収造林特別措置法の目的は、これは、国によらざる、たとえばかつての官行造林とか、今回の国営分収という、国が造林費用負担の主体にならない形において、そうして二者契約ないし三者契約で民有林の造林を促進するというのが目的でございますから、いま行なわれておるところの、たとえば森林開発公社の分収造林もこの分収造林特別措置法に根拠を置いておるわけでありまして、あるいは、都道府県単

位に設置されて行なつておる造林公社等の分収造林も、この分収造林特別措置法の規定に基づいて事業を行なつておるわけでありまして、今回の法案

については、系統的に見れば、かつての大正九年に実現いたしました公有林野等の官行造林制度、これに範囲を拡大して、時代に適合した手法で行なう、そういうことになるわけでありまして、今回の場合には、直接的には分収造林特別措置法との関係というものはむしろ薄いというふうな考へておるわけでは

○稲富委員 政府にお尋ねしたいと思ひますが、今回提案されておりますこの国営分収造林法案が通過いたしましたといふと、従来あります分収造林特別措置法との両者の使い分けといふことが、これに對してはどういうことになりまして

○平松政府委員 ただいま提案者の芳賀先生からお話しいたしましたように、国営分収造林法案は、分収造林特別措置法の国が当事者となる場合の特別法というふうな形のもので立案されておるようでございます。その中身といたしましては、分収造林特別措置法と背反するところがござい

せんので、両者が相並んで、いま芳賀先生からお話しいたしましたように、森林公団法による森林開発公社の造林が分収造林特別措置法による造林の一形態として行なわれておるというふうな形のものとして、併存し得るというふうな私どもは観念いたしております。

○稲富委員 次に尋ねたいのは、これは午前中の津川委員の質問もあつたのでございまして、従来、国は、先刻申し上げました基本法の第七條によりまして、民有林の造林事業のほかに、手は、やはり民有林造林業者が自主的にやるものだ、こういうふうなことでやられておるわけでございます。これに對しての関係は、今回の国営分収造林の立案者は、そのにない手は、基本的にはやはり民間の自主的なものであるという考へを持っていらっしゃるのか、あるいは、将来はこのにない手をどちらに持つていくんだ、こういうふうな点に重点を置いておられるのか、この点をひとつ承りたいと思ひます。

○芳賀議員 いまお話しがありました民有林の林業経営あるいは民有林の生産活動のほかに手とい

うことになれば、稲富委員が言われたとおり、まず、森林所有者である林家と言われる経営者並びに従事者、あわせて、その地域において林業労働に従事する林業労働者、この人たちの主体的な努力というものに期待をして今後の民有林の積極的な発展を期するということは、これはもう同様の考えでございます。ただ、それを達成するための施策といまして、国が十分に助長する必要がある。その助長方策として、この際民有林の分収造林制度というものを新しく創設するというところにねらいがあるわけでございます。

○稲富委員 いま提案者の御説明があったのでございましてその点は了解しますが、それで、農林大臣が造林実施地域を指定する場合、森林所有者の意思を十分尊重されなければならないということとは当然であると思うのでございます。それで、この森林所有者の意思をどの程度に尊重され、その意思がどの程度に反映されてこの国営分収造林というものが行なわれるか、ここに非常に問題があると思うのでございまして、この点に対する提案者の御説明を承りたいと思います。

○芳賀議員 ただいまの点については法案の中にも明確にしておるわけですが、一つは、全国的な計画といましては、林業基本法の第十条の規定に基づく森林資源の基本計画並びに林産物の長期見通し、これが基礎になって、そして、森林法第四条の全国森林計画の樹立にあたりましては、その中に、造林計画あるいは林道計画等の森林計画に伴う必要な事項というものが計画の中に策定されなければならないということになっておるわけでありまして、たとえ国が行なう分収造林計画にいたしまして、この全国森林計画の一環として造林施策を進めるといことになるので、分収造林の計画策定という面については、農林大臣の責任において十五年間の全国計画というものを策定して、これを公表するということになるわけでありまして、

それから、分収造林の実施地域の指定につきましては、これは都道府県知事が都道府県の森林審

議会並びに関係市町村の意見を聴取して、都道府県ごとに知事が分収造林についての地域指定の申請を行なうということになるわけでありまして。そこで、結局、知事が申請する地域指定の申請の中に、地域の森林所有者の積極的な意向並びに要望というものが十分取り入れられた中で申請を出してもらおうということがたいへん必要なことになるわけでありまして。その申請を基礎にいたしまして農林大臣が全国的に地域の指定を行なうわけでありまして、指定の際には、それらの地方の森林所有者の意向というものが地域指定の中に認められるような行政的な配慮というものが当然必要になるわけでありまして。法案がそういうような仕組みになっておりますので、この点、御理解を願います。

○稲富委員 これは参考までに承りたいと思いますが、国の行なう分収造林面積は大体百ヘクタールという目標のように聞いておりますが、大体、今日、国として造林をされねばいけない民有地の総面積がどのくらいあるという目標であり、その中の百ヘクタールを分収造林としてやろう、こういうことだと思っておりますので、大体どのくらいの程度の総面積を想定されておるのか、その点を承りたいと思います。

○芳賀議員 この点については、先ほど申しましたとおり、全国森林計画は、稲富さんも御存じのとおり、五十年ごとに十五年計画を策定して公表するということになっておるわけでありまして、基本計画については、昨年の四月に、政府が閣議決定で一部内容の改定を行なって公表しておるわけでありまして、結局、今回の国営分収造林にいたしまして、森林計画の中の造林計画、その中において十五年計画のまた年次計画というものが出てくるわけでございますからして、結局、これを表現する場合には、その造林計画の中にこれは位置づけをするということになるわけでありまして。ただ、今回の法案の趣旨は、いままでの民有林の自営造林や、あるいは公団、公社造林等においてなお実行が困難であるというような地域が全

国的には相当取り残されておるわけでありまして、そういう地域を重点的に取り上げて国営分収造林を行なうことによつて、初めて全体計画の全面的な実現ということになるわけでありまして。ですから、いままでの林野庁が立てました造林の年次計画につきましても、毎年度の計画と造林実績というものを比較いたしますと、最近、計画に対して年々実績が低下しておる。特に、重点になる拡大造林にいたしまして、昭和四十六年までは、大体、計画に対して実績が一〇〇％台で実施されてきたわけでありまして、それが四十七年、四十八年になるに従つて、拡大造林についても、計画よりも実施率が、九〇％あるいはそれ以下というふうになり落ちてきておるわけでありまして、いかにしたならば計画を実施の面で全面的に達成するということになれば、結局、新しい造林制度というものを施策の中で打ち出して、それによつて長期計画の全面達成が実施できるといふ努力というものは必要になるわけでありまして、そこに今回の分収造林の制度的なねらいがあるわけでございます。

○稲富委員 よつて、私は、政府にお尋ねしたいと思うのでありますけれども、ただいま、今回の国営分収造林の提案者の芳賀君からも御説明があったのでございまして、こういうような法律を提出しなければいけないというようなことになったことは、一つには、やはり、国がやっている造林事業というものが計画どおりに実績をおさめていかないこと、ここにも大きな原因があったということをわれわれは認めなくちゃいけないと思うのでございまして。そこで、この機会に政府に承りたいと思ふことは、最近における造林事業の計画及びその実績というものがどういうようになっているのか、その実情をこの際御説明いただきたいと思ふます。

○福田(實)政府委員 民有林におきます造林計画というのは、森林法の第四条の規定に基づきまして、農林大臣が五十年ごとに十五年を一期としてきめましますところの全国森林計画に即して、行政

目標としての計画をきめているのでございまして、昭和四十三年に策定しました全国森林計画、これは四十三年から五十七年まででございまして、これに即してきめた民有林の造林計画の前期五カ年分、つまり、四十三年から四十七年までのうち、造林推進上特に必要で、かつ、分収造林推進の対象となる拡大造林につきましては、百十三万ヘクタールに達して、造林実績は百十三万ヘクタール、計画に対して九八％というふうになっておるのでございまして。しかしながら、年度別にその動向を見ますと、四十六年度以降だんだん減つておりますが、その原因として考えますのは、材価の低迷であるとか自然保護の要請等による伐採の停滞が生じてきた中で、特に、一つは、伐採事業費の高騰あるいは国産チップの需要減退といったことによる、つまり、古い薪炭林の伐採が停滞しておるといふことが一つ大きく考えられます。次に、造林費の高騰による造林資金調達の困難性ということも考えられましよう。それから、過疎化の進行による造林労働力の不足という問題もございまして。また、林地開発費の異常な高騰といったようなことも造林意欲を減退する大きな原因になっておるといふふうに思ふわけでございます。そういうことを考えまして、一つは、一定の条件を満たし、かつ、低利用の広葉樹林の伐倒除去に要する経費を助成する必要があるということ、これは、新しく四十九年度の造林の対策として盛ったところでございまして、それから、補助とか融資等の助成制度の拡充、それから造林公社等による分収造林の推進ということも第二点として考えております。

第三点は、森林組合労働班等の林業労働組織を育成強化していく必要があるというふうに考えております。第四点としましては、森林法の改正によりまして、無秩序な乱開発の規制等の施策を総合的に実施することによりまして、民有林の造林の推進を期してまいりたいというふうに考えておるのでございまして。

なお成林しました人工林の伐採あと地の再造林につきましては、四十三年度以降五カ年間の計画、つまり、四十五万ヘクタールに對しまして、造林の実績は十八万三千ヘクタールとなつております。計画に對比いたしまして四一%にとどまっております。きわめて低い率でございます。

伐出経費の高騰であるとか、あるいは材価の低迷等のために、伐採が著しく後退したために減少したものでございますが、伐採あと地は着実に造林されておりますし、結果的には、計画をきめた四十三年当初にその見通しを過大に見たこととなるのでございますけれども、人工林として残存しておりますので、森林資源の維持拡充には特に問題はないかと考えておりますが、この点については、今後の計画の際に十分検討してまいりたいと思つております。

○稲富委員 さらに政府にお尋ねしたいと思ふことは、これはただいま提案者の芳賀君からも御指摘があつたのでございますが、四十七年度は特に拡大造林が減少しております。この原因は何によるものであるか、この点を承りたいと思ふます。

○福田(省)政府委員 拡大造林につきましては、大体、ただいま申し上げましたように、再造林と比べまして、計画に對しまして九八%くらいに実はなつておるのでございます。ただ、再造林につきましては、計画量に對して実績が非常に少ないといふことは、ただいま御説明申し上げたとおりでございます。しかし、拡大造林につきましても一〇〇%ではございません。これは非常に困難な状態に立ち至りつゝあるといふことは、十分それに対する対策を考えなければならぬと思つておるわけでございますが、一つは、造林が非常にいままで進んでおつたところ、つまり、積極的に造林したところは、残つておるところが、非常にむずかしいところが残つておるところが一つ考えられると思ひます。

第二点は、都市近郊におきまふところの、たと

えば宅地造成地帯であるとか、あるいはゴルフ場が盛んにつくられてゐる地帯とか、こういうところは非常に地価が暴騰してまいります。それによりまして、これはもう造林して林業経営をするよりは売つたほうがよいというようなことでございましょう。造林意欲が非常に停滞しておるということ、その二つの地帯におきましては、非常に低調な傾向が見えるといふことは事実でございます。

○稲富委員 それで、ただいま政府のやつております計画等に對しては一応承つたのでございますが、ここで提案者にお尋ねしたいと思ひますことは、ただいま御説明がありましたように、政府は、民有林事業に對して、森林公社あるいは造林公社などで推進をしてゐるわけですが、それが非常に遅々として進まない、不十分であるといふことは、われわれも十分これは認めざるを得ないのであります。それで、この際、そういう点からこの法案の御提案になつたと思ひますが、どの点が森林公社及び造林公社等不十分であるか、提案者の立場からどうこれを見ておられるか、率直に承りたいと思ひます。

○芳賀議員 いまお話しがありました森林開発公社並びに県の造林公社の分収造林事業についての批判といふことに當然なるわけですが、まず、森林開発公社については、これは、昭和三十一年に公団法が成立して、それから今日に至つておるわけでありまして、ただ、この公団の当初の発足にあつては、国の機関に準ずる森林開発公社として、民有林等に對する造林目的で発足した公団では決してないわけですが、最初は世界銀行の融資を受けて、熊野あるいは剣山の林道開発を行なつて、これを有料道路として経営を行なうといふところから出発をいたしまして、たまたま昭和三十六年に、長年の歴史と実績を持った公有林等の官行造林法というものを政府提案によつて、多数をもつてこれは廃止したわけですね。そのときから、森林開発公社が、公有林を中心とする水源林に對する分収造林事業といふものを行なつてき

ておるわけでありまして。そのあと、また、スーパール林道であるとか、いろいろな事業に森林開発公社が事業の幅と分量を確保して仕事をやつてきておるわけでありまして、そういう経過をとらえると、一貫性がなくて森林開発公社の延命策であるといふような批判も、決して世上にないわけではございません。

もう一つは、これは実施機能といふものを持つていないのです。林道にしても、造林にしても、公団自身が実行する労働力も機械器具等も全然保有してないわけでありまして、結局、事業を調査して発注するといふような、そういう発注公団としての性格を持つておるわけでありまして、金額を政府出資並びに政府資金の導入によつて行なつておるわけでありまして、結局、公団自身が積極的に造林事業あるいは林道の開設工事を行なうといふことにはなつてないわけでありまして、こういうトンネル機能的な公団といふものは、今後民有林の困難な造林を展覧的に推進する実行体としてはたしてどうかといふ問題は、これは国会においても十分検討をくだす時期であるといふふうに考えておるわけでありまして。

それから、造林公社にいたしまして、昭和三十三年の分収造林特別措置法が発足する以前は、かつての官行造林と並んで、県行造林という形で、地方公共団体が主体になつて分収造林を進めてきたといふ、こういう経緯があるわけでありまして、分収造林特別措置法の実施に伴つて、この法律の規定に基づいて造林公社等が運営されておるわけでありまして、これも、分収造林を行なう場合の、たとえば費用負担者、造林者、土地所有者の三者によつて分収造林事業といふものを進めておるわけでありまして、結局、造林公社といふものは、まず第一に費用負担者である、さらにまた造林者であるといふ立場に立つて、結局二者契約で民有林の造林事業をやつてゐるのが今日の現況であります。造林公社だけの力で毎年毎年の造林の費用の全体を調達確保するといふことはなかなか

か困難な実情にあるわけでありまして。そういうこととて、造林公社は、出資の面においては地方公共団体の都道府県並びに關係の市町村の出資、中には森林組合の一部出資等もありますけれども、そうした公共団体や關係団体の出資によつて資金が形成され、事業をやる場合の必要な資金調達はほとんど農林漁業金融公庫等の資金に依存して事業経費を調達して行なつておるわけでありまして。そのほかに、結局、この事業といふものは、多分に国の造林政策に基づく補助金に依存しておるという面が多いわけでありまして。

先ほども申しましたけれども、いま民有造林として行なつておる中で一番補助率が優遇されておるのとは団地造林でありまして、この団地造林の場合には、実質的に六八%の補助が交付されるといふことになつておるわけでありまして。平均的には、国が三割と府県一割の四割補助でありますけれども、それに公社造林等については経費の査定係数といふものを使ひまして、そうして実質的には六八%、約七割補助が行なわれる。そのほかに、造林公社、森林組合の場合においては、標準単価に對しておおむね一五%経費の上のせといふものが実行されておるわけでありまして、そうすると、大部分の造林費用といふものは国の補助金に依存する。足りない資金については、補助残の九〇%が融資をされるわけでありまして、費用負担者ではありますけれども、資金調達の大半は国の助成と融資政策に依存して、ようやく費用負担者としての地位と能力を維持しておるというやうなことになるわけでありまして、そういうことにも限界があるわけでありまして。そういうことで、地域における分収造林の採択にあたりまして、やはり、能率的に、そうして比較的造林コストの低いそういう地域を選定することになりがちでありますからして、それから取り残された地域といふものはなかなか公団造林にも公社造林にも乗らないといふ弊害といふものが出てくるわけでございます。でありますから、私どもは、公社

造林についても、県単位の造林公社というものの今日置かれた実態というものをいろいろな角度から検討を加えて、これを大きく助長する必要があるとするならば、むしろこれに法律的な根拠を付与することによって国の責任あるいは公営公共団体の責任を強めるという立場で十分に助長してやる必要があるのではないかとこのように考えるわけであります。

私どもが提案して御審議を願っておる時期でありますからして、公団、公社に対して、この際、この時点で直ちに全面検討を行なうということについてはいささか問題があるわけでございますが、率直に申し上げてそういう考えを持っておるわけでございます。

○稲富委員 たいだいま、森林開発公社あるいは造林公社の実態等につきまして、本法案の提案者から率直な意見の開陳があったと思うのでございませう。私たちは、今回の国営造林法案が提案されるようになったのちにもそこにあると思うのでございませうが、よって、たいだいまお聞きになったような状態でありませうから、森林公社あるいは造林公社、あるいは森林組合等の指導がもっと強力であつて、こういうように、あえて国が民有林野の分収造林をやらないでいいような措置というものは政府でやれなかつたのであるか、また、将来やれないのであるか、この点を、政府の意のあるところを承りたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 造林の振興につきましては、しばしば申し上げておりますように、自主的な努力を助長するという精神にのっとりまして、まず、山を持つておられる人たちが自分の力で新植し、そのあとを保育していく、そしてこれを子々孫々に伝えるという考え方に立つておるわけでございませうが、そのために、実態として森林所有者というものはきわめて零細でございますので、これを共同して仕事をするとした場合には、それに対するいろいろな助成を考へております。なお、この人たちは、森林組合を結成いたしましたので、その中にございませう労働班という組織をもつて計画的に仕事を実施してもらつたためのいろいろの助成措置を考へておるわけでございます。なお、その場合に、造林公社であるとか、あるいは水源林地帯につきましても森林開発公社——これはなお、相当まとまつた地域につきましても、さらにこれが費用分担者あるいは造林者としてこれに参画しまして、分収造林方式で計画的に造林を振興しているというわけでございますが、いずれの場合におきましても、森林開発公社の場合におきましても、あるいは造林公社の場合におきましても、その仕事の実態というものは、やはり、森林組合が結成しております労働班に重点があるわけでございます。造林公社等の場合におきましても、森林組合の労働班がやつております仕事はその中のほとんど八割ぐらゐを占めておりますし、また、森林開発公社におきましても半分ぐらゐという比重を占めておるわけでございます。そういう方向の中で、この民有林の造林の振興がはかられますように、できるだけ補助なりあるいは融資なり、その他の助成措置を講じてまいりたいというふうに考へております。

過去におきましては、御指摘のようになかなか不十分な点もございましたけれども、最近では労働班の結成の状態もよろしゅうございませうし、これが強化されていく方向にございませうので、なお一そうその点の推進をはかつてまいりたいというふうに考へております。

○稲富委員 これは政府に申し上げたいのですが、いま長官からいろいろ御説明がございましたが、これに対する見方というものは非常に甘いんじゃないか。あるいは森林組合等が自主的にそれをやらなくちゃいけないとか、また、やることを考へておるとか言い、それから、自主的だということばが林業基本法の中にありますので、非常にそれを尊重していらつしやるようでございますが、自主的であるとしても、これに対しての強力なる指導というのか、これに対する強力なる助成をやらなければ、組織そのものは弱いんですから、十分その目的を達成することができない、こういうこ

とになると思つてあります。それで、政府は、むしろ、未利用地であるとか粗放林というところをもつと積極的に取り組ませて、森林組合とか造林公社、森林開発公社等によって事業の推進をはからせるんだと、もつと情熱を傾けてやらなければ、単なる行政的な指示とか、自主的にやるんだから自分たちはそれを見てゐるんだというような状態ではだめで、これは後にも申し上げますけれども、今日、森林の開発ということは非常に急を要する問題であると思つております。この点、政府に積極さが足りないのではないかと、このことを私たちも深く感ずるわけなんです。それで、こういう公団とかあるいは公社とか、あるいは森林組合が自主的にやればいんだ、そうして自分たちはそれに対して場合によつたら助成もするんだというふうな通り一べんのことじゃなくて、こういう機会ですから、政府みずから乗り出して積極的に指導するということが必要じゃないか、それが足りないんじゃないかとわれわれは見るのでございませうが、これに対しては十分反省もしてもらわなければいけないと思ひます、将来情熱も持つてもらわなければいけないと思ひますが、これに対する考え方は、政府としてどう考へていらつしやるか、承りたい。

○福田(省)政府委員 まことに御指摘のとおりでございます。常時、単なるそういう觀念的な指導ばかりでなくて、具体的には、森林組合の強化のために、定例検査等を通じて直接これを指導いたしてはおりますけれども、また、技術的な面におきましては、SPなりAGなり、そういう人たちの活動によりましてこれを指導していくということにとめておりますが、御趣旨の点は十分わかりますので、なお、こういう点につきましては、具体的に現地の実態をよくつかまへまして、推進をはかつてまいりたいと思ひます。

○稲富委員 現に、この造林公社等は非常に資金的に行き詰まつてゐるということもわれわれは聞いているのでございませうが、こういうことに対する実態はどういうように政府として把握してい

らつてゐますか。この点もこの機会に承りたいと思つてございませう。

○福田(省)政府委員 造林公社の資金調達の面で行き詰まりがあるではないかという御指摘でございますが、現在、都道府県全体の中で、造林公社あるいは林業公社という名前前で、三十三府県で三十六公社がすでに設立されておりますことはもう御承知のとおりでございます。この公社の造林の資金につきましては、造林事業の補助であるとか制度融資、あるいは地方公共団体の融資等によりまして調達しているところでございますけれども、全体としましては、これは四十七年度の数字でございますけれども、補助金が二十四億、公庫資金が四十一億、地方公共団体等の借入れが二十七億、その他四億で、九十六億になつております。比率は、公庫借入れ金が四十三億と、かように一番高くなつてゐるわけでございます。今後は、こういった点につきましてはいろいろと強力に助成してまいりたいと思ひますが、まだ何しろ造林の日浅く、主伐収入、いわゆるそういう収入が非常に少ないわけでございます。いずれこれが伐期収入が入るようになりますというところも、それがいつてくると思ひますけれども、その間に苦しい期間があるわけでございますから、できるだけ助成制度を強化していく方向へ着実に進んでまいりたい、かように考へております。

○稲富委員 この機会に、さらに政府に私が強く要望して、所信を承りたいと思ひますことは、こういうふうな林業の振興をはかり、たいだいま申されましたような公社あるいは公団等が事業を推進していく上におきましても、必要な問題は、森林組合労働班とか、あるいは一般林業労働者の所得を増大する、そして雇用の安定をはかる、あるいは要員の確保につとめる、あるいは社会保険制度の整備をするというふうな、安心して働けるような、他の産業に立ちおくれぬような、こういう問題を是正してやるということが非常に必要であると思ひます。これに対する処置というものは不十分じゃないかということも考へられますが、こうい

うことに対する十分なる処置をとる必要があると思ふが、こういう点を政府はどう考えておられますか。この点を承りたいと思ひます。

○福田(省)府委員 御指摘のとおりでございます。特に、最近、山村地帯からの若い人たちが減つてまいり傾向があることは御承知のとおりでございます。そこで、この人たちに希望を持つて山で働けるような状況をつくつてあげることが絶対必要なわけであります。そういう意味で、従来これに対する施策にいろいろとつとめておつたところでございますけれども、たとえば、一つは、できるだけ通年雇用を持つていくということも必要でございます。あるいはまた、林業の季節性というものを克服するために、他の地域にいわゆる流動化をして働けるような場をできるだけつくつてあげるといふこともまた必要でございます。あるいはまた、林業独特な白ろろ病であるとか、その他そういう病氣もございしますが、そういうものについての予防策とか、いろいろな制度を講じてきておるところでございます。

また、賃金の水準につきましても、御指摘のように、ほかの産業に比べて決して十分とは言えません。しかし、平均しますと、建設の屋内作業に似たようなところにはございすけれども、決して十分とは思われないわけでございます。

なお、また、社会保障制度につきましても、きつめて不十分な点がございす。そういう面をつかまえて、今後とも、できるだけそういった労働条件なり環境の改善につとめてまいりたいというふうに考えております。

○稲富委員 今度は提案者のほうに一つお尋ねしたいと思ひますが、提案者は、この第五条に、分取造林契約を締結できる条件としては、「技術上経済上効率的に造林を行なうことができること」ということをうたつてあります。これは、地域的にも、あるいはいろいろな事業量の上においても問題は、契約のできる面積というようものの最低はどのくらいの基準にするというようものを具体的に

的にお考へになつておるか、この点、提案者に承りたいと思ひます。

○芳賀議員 ただいまの御質問は、法案の第五条の一項四号の規定をさされたと思ひわけでありすが、これには、稲富さんが言われた「技術上経済上効率的に」ということは、「当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成してないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができること」ということになつておりますからして、このねらいは採択要件の五つのうちの一つになるわけでありすから、分取造林を希望する所有者が一人の場合、それから、非常に零細所有であつて、数人が共同して一定の面積を持ち寄つて分取造林の対象にしてもらいたいという場合も、これは取り入れることにしておるわけではあります。

それから、団地形成についても、必ずしも能率的な団地だけを取り上げるということではなくて、これはあまり遠隔の飛び地ではだめでありますけれども、部落的に見れば、隣部落に一定の面積があるというようなことで、事業上隣接しておるということが常識的に判断されるような場合においては、それも広義に解釈して、一団地として施業区域を設定できるということにしておるわけでありす。しかし、これは事業でありまして、経済性を伴ふことを否定することはできないわけでありすからして、そういう弾力的な採択をする場合においても、事業の要件としては、技術的に見ても、経済的に見ても、効率的に判断しても、造林事業というものを不可能でない限り行なうことができるという、そういう認定基準ということになつておるわけでありすからして、経済ベースだけで、もうからぬところは全然やらぬということとは、これは全然違つておるわけではあります。

○稲富委員 これは実施の面において、非常に困る問題がここに来ると思ひます。おそれ、これでやつてもらおう、これで契約しようという人は、経済上非常に効率的でない、これだからひとつ国営分取林でやつてもらおうというような問題も出てく

るのじゃないかと思ひますので、将来運営上いろいろな経済的な問題が起つてこないかと思ひます。特にこの点に対しては、どういうようなその点の基準を置いていくかと思ひますので、私は念を押して提案者に聞いたわけですから、この点は、将来法律が通りましてから、運営上十分注意する必要があるのじゃないか、かように考えております。

さらに、時間がありませんで結論に入ります。第十二条に、「農林大臣は、次の各号の一に該当する場合には、国営分取造林契約の全部又は一部を解除することができる。」とし、その四号に「政令で定める事由」といふことを明記してあります。この政令の内容はどういうような内容を予定しておられますか、提案者にこの機会に承つておきたいと思ひます。

○芳賀議員 いまお尋ねの政令の問題については、元来、立法院において法律が制定されて、その法律の中の委任事項というような形でこの点は政令にゆだねる、あるいは、政令で定めるところに従つて、ということになつておるのですね。政令というのは、御承知の閣議決定事項になるわけでございますけれども、ただ、その場合、法律の目的と全然違つた政令を閣議で決定して、法律の趣旨が全然達成できないという、そういう法律と政令との矛盾というものが現政府のもとにおいてはたまたま見受けられるわけではあります。そういうことのないように、法律審議の場合に十分明確にしていく必要があると考えております。

そこで、予定される政令は何かということになりますと、法案の十二条であります。一項の一号、二号、三号の規定がそれぞれ明文化されておるわけですね。一号は、「造林地の所有者が自ら造林地の経営をしようとする場合」云々、二号は、「契約の目的を達することができないと認めるとき」、三号は、「造林地の所有者が造林地又は第七條の規定による」云々というところになつておるの、これはもう契約解除の場合のはつきりした規定ということになるわけではあります。

ただ参考的に申しますと、かつての官行造林法の場合は、当然法律に契約解除の規定を定めるべきであつたのでありますが、官行造林法の場合には、法文の中には契約解除の具体的な規定というものはないのであります。これは全部政令にゆだねておるわけではあります。これは大正九年時代と現在においては、憲法においても、帝国憲法と現在の民主憲法との相違があるわけではあります。そこで、官行造林法の政令事項等を比較してみますと、たとえば「公用又は公益事業ノ為必要アルトキ」といふのが官行造林法の場合には契約解除の一つの理由になつておるわけではあります。それから、もう一つは「造林地ヲ林野以外ノ用途ニ供スヘキ特別ノ必要アルトキ」といふような規定もありませんので、この法案におきまして、第四号の「政令で定める事由」といふことになれば、その分取造林地が公共的な事業にどうしても必要である。それに供するために造林地を變更しなければならぬという場合、あるいはまた林野以外の用に供すべき特別の必要というものが事由として認められたとき、こういう点は法案の規定には載せておりませんので、当然、政令を設定する場合においては、これは必要な事項になると考えております。

○稲富委員 では、もう結論に入りますが、まず、政府に対してお尋ねしたい。

これは午前中もここで質疑応答があつたのでございすが、森林の持つ使命というものについて、午前中も質問があり、論議されました。非常に公共的なものであるし、特に、その中においても、水資源を確保するということが森林の持つ大きな使命であり、これは工業の基本をなす。昨年でございしましたが、田中総理もここに出席いたしました。森林法の問題でいろいろ意見があつた場合に、総理のことばからも、森林というものが水資源を確保するための重要な問題であるから、水の金を払うと思へば相当のこととしていいのだというような発言もあつたように私は記憶いたしております。そういう点から申し上げまして、その水資源

に最も役立つ樹木の樹齢というものは何年くらいのもので一番いいのか。最近では、やもしまするとも、もう四十年もすれば切れば切つていいのだ、金になるのだというような木材の伐採があるのであります。しかしながら、ほんとうに水を貯え得る樹木の樹齢というものは、やはり、もっとかからなければいかにぬのじやないかと私は思うのであります。これに対して、何年くらいは樹齢を持つたものが水資源を確保するために一番いいかどうか、この点どういふように考えていらっしゃるか、承りたい。

○福田省 政府委員 水源を涵養する機能は、それぞれ樹木で一体何年くらいがいいかということになりますと、これは木の種類等によっても相当違いはございますけれども、たとえて申し上げると、杉なんかの場合でしたらば、そういう点と考慮いたしまして造林したもの何年で切るかという伐期をきめておるわけでございまして、場所によっても違いますけれども、大体四十年ないし四十五年というのが杉の例でございまして、まあ、ヒノキ等になりますとまた少しそれより伐期が長くなつてまいりますけれども、長ければ長いほどいいというものでございませぬし、一番生長活力の旺盛な時期が一番いいということも裏から言えは言えると思ひます。

○稲富委員 そういふ点をわれわれも考慮しますので、そういうようなことで、森林確保に対する指導体制というものを十分考へていただきたいというところを、特にこの機会に申し上げます。

最後に、結論でございますが、この際提案者にお尋ねしたいのですが、提案者のこの法案提案の趣旨も十分わかりました。また、今日まで政府がとつてきた造林対策としての足らざる点も先刻十分聞きました。そこで、ここで聞きたいことは、現在の分収造林特別立法をあるいは改正するか、あるいは特別会計法を改正するか、こういう不備な点を改正することによって、提案者の希望されておるような国営分収造林法の趣旨を生かすことができやしないか、この点をひとつ率直

にこの際承りたいと思うのであります。これは提案者のほうと政府のほうから承りたいが、まず、政府のほうから承りましょう。

○平松政府委員 芳賀議員はじつ十一議員の御提案になつております国営分収造林法案につきましては、ただいま稲富先生から御指摘のように、法律事項といたしましては、第七条の民法の特例事項と、十四条の国有林野事業特別会計への繰り入れというふうなことになるかと思ひます。その他は、分収造林の契約事項を、国が当事者であるということによつて法律事項に持つてきたというふうなものであらうと思ひます。確かに、先生御指摘のように、国有林野事業特別会計法の一部改正—それから第七条のほうは、これは現に分収造林特別措置法のほうにその規定がございまして、あえて特定する必要はなからうかと思ひますが、いいて厳密に申しますと、国有林野事業特別会計法の改正ということとでございまして、あとは国営分収造林法案の中に盛り込まれております思想と申しますか、やり方と申しますか、そういうものについてどういふような態度をとるかということと変わつてまいらうかということとでございまして、その点については、私も、いままでの御審議の過程を通じて私どもの答弁で申し上げておりますように、林業基本法七条の趣旨なりその他との関連において慎重に検討いたしておるということとでございまして、

○芳賀議員 分収造林制度については、歴史的にはすでに徳川時代から分収造林制度というものは現存しておつたわけでありまして、また、官行造林制度にしても、五十年以上の歴史を持つておる。あるいはまた、現在の国有林野法においても、表現は分収造林という規定でなく、部分林制度というところで、国有林野に対して、国有林が土地所有者であつて、民間が費用負担者、造林者という立場で部分林契約を設定して、そして国有林を国民が活用するといふ、そういう分収制度もあるわけでございますからして、造林政策の中におけるわが国の分収造林制度というものは、これはもう

定着をしておる、関係者からも信頼されておると言つても差しつかえないわけでありまして。そういうときでありますからして、なおさらにこの際、幾つかの分収造林の制度や組織というものを十分検討して、つまり交通整理をする必要は、われわれとしてもその時期だといふふうに考えておるわけでありまして。流れとしては、当初に申しましたとおり、社会党提出の国営分収造林制度というものはかつての官行造林制度の承継と見て差しつかえないと思ひます。それを近代的なものにして対象範囲を広げるといふところに特徴があるわけでございますが、事業の実施にあつては、費用負担、造林者としての任務を国が持つという点については、官行造林制度の現代版として国営分収造林制度というものを實現していきたいといふふうに考えておるわけですが、

それから、もう一つは、現在ある県の造林公社にしても、多分にこれは公共性を持った法人でありますので、むしろ、これには制度的にも十分な根拠というものを付与して、そしてこれが民間における分収造林制度の実施体であるといふ、そういう位置づけをするのと、もう一つは、いま審議中の森林法改正の中において森林組合というものを根本的に検討を下して、いまは森林法の中に森林組合の規定がかかへられておるわけでありまして、できればこの機会に森林法の中から—この森林法というものは森林の基本的な役割を持つておるわけでありまして、その中に団体法をかかへておるといふのは、これは大きな矛盾をかかへておると同じでありますからして、森林組合に独自性と目的に合致した十分な事業の遂行あるいはまた生産活動をやらすといふれば、農協や漁協あるいは土地改良区にいたしまして、それぞれが団体が独自の法律によつて独自性を発揮して十分な成果をあげておるわけでありまして、森林法の中には、この際、森林組合にしても、森林組合法の制定で、ということが強い要望であるとするならば、制度的にもこれが一本立ちできるようなこととして、まだよろよろしておる場合にお

いては、まあおとながみんなどうを見ても、あくまでも独立自主の気風に燃えて、森林組合というものが林業者の共同的な組織として十分に発展するようにさせる。そして、その中の当然の事業として、森林組合と組合員である森林所有者の間において、その独自の分収造林契約等を締結して、制度的にもこれを行なわれるといふような道を開く必要もあると私は考えておりますので、こういう幾つかの分収造林の類型といふものをこの際整理して、そして国が行なう場合と、あるいは県が行なう場合と、森林組合が主体的に行なう場合と、こういうふうな交通整理をして、明確な一大造林制度というものを確立する必要があります。あるといふふうに考えておるわけでございまして。

○稲富委員 提案者の御意思のあるところも十分承りましたし、政府のこれに対する考え方も承りましたので、検討することといたしまして、私は、時間が来ましたので、私の質問はこれをもって終わります。(拍手)

○飯谷委員 ただいま議題となつております内閣提出の森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について引き続き審査を進め、質疑を続行いたします。馬場昇君。

○馬場委員 私は、森林開発と森林の学術研究、自然保護、国有林行政のあり方等につきまして、具体的に屋久杉、屋久島の国有林問題を取り上げて質問をいたしたいと思います。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理差席)

順序を立てて質問いたしますので、質問したことに端的に答えていただきたいと思ひます。大臣がおられないようですけれども、長官等で十分な点があれば質問を留保したいと思ひます。

まず、第一点として、屋久杉の評価並びにその認識について政府の見解をお尋ねしたいと思ひます。御承知のとおり、屋久杉といふのは、原生林の中にはえて、樹齢が千年以上のものを屋久杉と言ひます。千年以下のものは小杉と言ひられておるし、植林したものは地杉、こういうふういふ言つておるわけでございまして。私はここに写真を

持ってまいりましたが、これは屋久杉の中の縄文杉の写真でございます。この縄文杉は樹齢七千二百年と言われているので、この縄文杉の木の芽がふいたときには、私たちの祖先は、縄文の土器を使っている、石おのでものを追いかけておった。そういう時期にこの杉は芽をふいたわけでございます。まさにこれは国家的宝物と言っているのじゃないか。さらに、日本だけじゃない、人類全体の至宝と言っているのじゃないかと屋久杉については思いますが、この屋久杉が、いま何本屋久島にあるのか。二千本足らずだと言われている。そして、この屋久杉がこの十年間にどれだけ切り倒されたか、まずそういう点について最初にお伺いしたいと思います。

大体、杉というのは五百年ぐらいいしか生きられないと言われているわけですが、なぜ、屋久島で、台風の影響地帯というきびしい自然条件の中で何千年というぐあいに生き長らえてきておったのか、それについての学術研究の結果があるのかどうか。さらに、この屋久杉の年輪の中に記録された台風痕跡というのがあるが、これを見ますと、詳しく研究いたしますと、歴史上、台風の屋久島通過時の強さというもののなんかもわからず、詳しく研究いたしますが、そういう研究なんかがはかばかしくおこなわれているのか。さらに、この年輪の間隔からして、地球の寒暖周期といいますが、数千年の気象状況というものがわかるんじゃないか、こういう研究もあるのですけれども、そういうことを研究されているかどうか。さらに、屋久島というところは、屋久杉だけじゃなしに、まさに、日本の森林生態学や植物の地理学など非常に解明される宝庫だと言われているけれども、こういうものに対する御研究はなさっているのかどうか。いま幾つか申し上げましたのですけれども、そういう研究を踏まえながら、まさに国家的な宝ものである、人類の至宝であるという考えから、屋久杉は一般用材とは別な角度から森林行政を行なうべきだと私は思いますが、政府は、屋

久杉を一般用材とは別という角度から森林行政をやっておるか、こういうことについてお尋ねしたいと思います。

○福田(省)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、杉自体は世界に例のない日本だけの産物でございますけれども、その中でも、特に屋久島にございます屋久杉は、御指摘がございましたように、樹齢七千年をこすものもこの中にはあるわけでございます。一千年以上を経過しました屋久杉というのは、現在、こちらで調査したところによりますと、一万一千六百本あることに実はなっております。小杉は一応省略いたします。なぜこんなに何千年も生きるのかというふうな御指摘もございましたが、この間、ニュース等にもございましたけれども、あの芦ノ湖の中に杉が実は立ったまま埋まっております。それを中に入って調べた結果によりますと、この中には約四千年という杉があるというふうになっております。杉は比較的樹齢を長く保つてございまして、千年をこす杉というのは、神社等には若干内地で残っておりますが、大部分は屋久島だけに残っております。もちろん、外国にも、千年をこすものは杉以外の樹種にもあることはあるでございますけれども、きわめてまれなものでございます。

したが、いま、御指摘のように、この屋久杉につきましましては、できるだけこの保存をはかっていかなければならぬというふうに考えておりました。昭和四十四年に調査団を派遣いたしました。その経営のあり方について地元意向等もしんじやくいたしまして、一部その修正をいたしておるところでございます。が、世界的に見ますと、いうと、学者の人たちからも、屋久杉のような貴重なものはもう一本も切るべきではないという御意見もございまして。しかし、この屋久杉を加工して生活しておる屋久島の島民も相当あるわけでございます。それらの問題を考えながら、経営のしかたについてはきびしく制限いたしながら、なお、学術参考林等につきましても、できるだけ多

く残すというふうにして、屋久杉は将来永久にその一部は保存してまいらうというふうに考えておるところでございます。

なお、研究の内容等につきましましては、指導部長からお答えさせていただきますと思います。

○松形説明員 お答え申し上げます。

私も、確たる資料がなくてということではございませんけれども、御質問がございましたのが三点ございまして、まず、第一点に、五百年ぐらいたった屋久杉の品種が常緑と言われるのに、なぜ何千年も生きるのかという点でございますが、これは屋久杉の品種という点もございまして、さらに、基岩となっておりまして風化された花こう岩の上に立っているという点もございまして、ただ、最も大事なことは、御承知のとおり、年間一万ミリをこすような雨量があり、その雨にさらされて長生きしているというふうな常識的に理解されておるのが現段階でございます。

次に、年輪についてのお話しがございましたが、確かに何千年という年輪が刻まれておりまして、その年輪の中に歴史があるというところは当然でございます。台風の常襲地でございます。風が南から吹きまわして倒れた場合に、そこに一つのしわができるわけでございます。その関係で、そのしわをなすために樹木は努力しまして斑紋ができるわけでございます。たとえは元寇の役のころの風速は四十メートル、誤差プラス、マイナス五メートルというふうなことも九大の航空力学の教授によって研究されておる、こういうことでございます。

なお、御指摘がございましたが、屋久杉だけの屋久島ではございまして、一番下には亜熱帯から、一番高い二千メートルの頂上におきましては亜寒帯までの植生が見られるわけでございます。したがって、屋久島の固有林は三万八千ヘクタールでございますが、保護林等で保存いたしておりますのは約八千ヘクタールでございます。奥岳を中心といたしまして、御承知のとおり三本足が島に出ております。一番下の海面からの保護林も

とっておるわけでございます。と申しますのが、亜熱帯の植生から亜寒帯までの植生の動きというものを貴重な財産として調査し、保存したい、こういうことでございます。

以上でございます。

○馬場委員 私が質問したのは、常識的にそう理解されておるとか、外国の学者がこう言っているとかという人まかせじゃなしに、林野庁、農林省の正式な機関としてそういうものを熱心に研究しておるかどうかという質問なんです。だから、その辺について、端的に、いま私が指摘したような問題について、林野庁でちゃんと研究はやっておりますとか、あるいはやっておりませんか、それだけでけっこうです。

それから、さらに、答弁がなかったんですけれども、この国家的な宝ものといいますが、人類全体の至宝だという私の見解、それで、一般用材とは違うんだという森林行政をやっているのかどうか。一般用材と同じような立場で屋久杉を考えているのか、いや、一般用材とは違うんだという立場で屋久杉を考えておるのかどうか、こういうことでございます。

○福田(省)政府委員 国立の林業試験場におきまして、屋久杉というのは特殊な材でございますので、木質に関する研究をいたしております。

なお、ほかの木と同じような取り扱いをしていくのかしないのかという御指摘でございますけれども、これは特殊な用材でございますので、先ほども申し上げましたけれども、昭和四十四年に経営計画を改定いたしました。屋久杉の特徴を生かして、これを永久に残すという計画をつくり直しておるわけでございます。

要するに、仕事のしかたとしましては、特に大面積の皆伐のようなものは避けて、切るにしましても小面積、しかも分散させるとか、あるいは択伐の率を多くするとか、禁伐をふやすとかというふうな、天然林施策に重点を置いた経営方針に切りかえておるところでございます。一般の造林木でございましたならば、できるだけ皆伐して生長

のいい樹種に切りかえていくわけでございますけれども、いまの屋久島の屋久杉の場合には、天然林の施業を主体としたそういう施業方針をとらしているところでございます。

○馬場委員 學術研究について、国立林業試験場でいろいろやっていることですが、その屋久杉に関する試験の経過なり結果というものは、あとで資料として示していただきたいと思ひます。

それから、いまだうもはつきりしなかったのですけれども、その、やっていることはあとから具体的に聞くのですが、ただ、この思想ですね。一般用材と違うんだという、そういう思想でもってこういう森林行政をやっているのかということをお願いしたわけでございますが、次の質問のときにそれについても答えていただきたいと思うのです。私は、やはり一般用材とは違うというきちんとした思想を持ってこの屋久杉に対する森林行政は行なうべきだ、こういう考え方を持っていますし、数千年続いていた杉ですから、切ってしまうとなくなってしまうから、数千年の悔いを残さないような森林行政というものをぜひやっていただきたいと思うので、これについてもあとで答えていただきたいと思ひます。

次に、屋久杉の原生林の保護、自然保護という具体的な問題について伺いたいのですが、先ほど長官も、藤村調査団の屋久島国有林保護についての報告に基づいて、その報告を生かすようなかっただけで一定の行政をしておるとお話しがございました。それはわれわれから見ると不十分ですけれども、一定の施策はとられてきたようでございます。しかし、国有林というのは、これは国民の山です。特に、そこに住んでいる地域住民には密接な関係があり、地域住民の財産でもあるわけですから、そういうことで、具体的に申し上げますと、藤村調査団の報告に基づきました林野庁の施策というのについて、現実にそぐわない、地元住民の意思に反するというようなことがたくさんあるようにございまして、それについて、

たとえば上屋久の町議会が議決をして、このように改めていただきたい、たとえばここ、ここ、ここを残していただきたい、切らぬようにしてくれというふうな陳情なんかも出ておると思ひます。さらに、その山で働く労働者の人たちが、自分の労働の中から、経験の中から、やはりこの山は残すべきだ、この山は皆伐してはいけないというふうな意見も熊本の営林局なんかには出ておるのです。さらには、「屋久島を守る会」というのがあそこにてできておまして、多くの意見も出しておられます。こういうことについてどうなっておるかというのを具体的に聞きながら、考え方としては、この屋久島の原生林について、この行政をするにあたって、林野庁は、地元の住民、そういう人の意見を十分聞いて、そういう人の意見が計画を変更してくれということであれば変更するにやぶさかでないのか、それから、地元の住民と話し合いをし、理解と協力を求めて行政をやっていくのかどうかという基本姿勢もお尋ねしておきたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 御指摘がございしますように、屋久島自体が、国有林が大部分でございます。国有林の経営につきましては、もちろん、地元の住民の皆さんの意見を尊重して、それを経営の計画の中に取り入れていくべきでございますし、また、事実そのように指導しているところではございますが、なお不十分の点もあれば、改めてまいりたいと思っております。

実は、先般私の上屋久の方々が参られまして、この屋久杉の伐採についてまことに行き過ぎがあるのでは、これを是正してほしいという御要望を受けております。先ほど申し上げました昭和四十四年の調査団というのは主として屋久島が中心でございまして、その際、上屋久は全然考慮に入れなかったわけではございませんけれども、島全体として考慮したものでございしますが、なお、先般来、屋久島の中の上屋久のほうからそういう御要望もありましたので、熊本の営林局、それから鹿児島県庁等にも一応連絡いたしましたして、近く

また調査団を派遣する予定にしておりますけれども、その御要望を十分尊重いたしまして、なおさらにその計画を修正する必要があるならばこれを修正したいというふうな考えでございまして、このように思ひます。

○馬場委員 地元並びに働く労働者の「屋久島を守る会」というようなものについて関心を持ち、意見をを出している人がたくさんおるわけですから、いまの長官のお話のように、調査団も出してみたり、要望を尊重する立場で行政をすることにはけっこうなことだろうと思ひます。

そこで、もう少し具体的に話をしてみますと、私はこの間屋久島に調査に行つてまいりました。ところが、長官は先ほど、小規模分散の伐採をするのだとか、いろいろ自然保護にも留意をした行政をやっているんだということでございますが、私が見る限りにおいては、ほとんど大規模な大面積の皆伐です。私は、もうはげ山になったところについて、ここに相当数の写真をとってきておりますが、これを見ますと、自然保護とか屋久杉を保護するという感覚でなしに、ほとんど全部皆伐というふうな方向で進んでおる。もう峰のところまで近づこうというふうな、はげ山になろうというふうな状態が出ておるわけなんです。こういうものを見て、地元の人たちはなんかも心配をするわけですが、ここに、またあとで見えますけれども、証拠書類がたくさんあります。こういう中で、さつき長官が言われました小面積の分散伐採、これをぜひやるべきで、皆伐はいけないんじゃないか。たとえば、林班ごとに全部切ってしまうというふうな、その中でも小面積を分散して切っていくというふうな方法を必ずやらなければならないという問題。それから、あとで保育のことを申し上げますけれども、植林をできないところもみな皆伐されてしまつております。これはここに写真もつけてきておりますが、その切ったところは、岩はだが出て、全然植林ができない。そういうところも切られておるんです。そういう植林ができないところは絶対に

切っちゃいけない、原生林を残すべきだ。こういうことで、植林不能地はやはり切るべきじゃない。それから、自然保護という立場から言いますと、林道がありますと、その上下なんか、やはり自然保護ということで残すべきだと思ひます。ところが、全部切られておる。こういうふうな問題とか、河川の周辺も、先ほど二万ミリの雨が降ると言われましたが、ほんとです。月に三十五日雨が降るといふぐらいに言われておるのですから、河川の周辺、これは洪水の関係もありますけれども、そういうところは、自然保護の観点から切るべきではない。こういう具体的な要望というものは地元からたくさんあつておるんですが、こういう点について、長官の見解を聞きたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 ただいま写真でお示しがあつたところの場所であるとか、伐採した年次等は、またあとで伺ひして、よく注意したいと思ひますけれども、四十八年、つまり昨年度から明らかな方針を出しまして、先ほど申し上げました小面積の伐採、しかも分散、保護樹帯を残す、しかも、峰通りには保護帯を残し、沢通りにもこれを残すという、こういう指示をいたしておるのでございます。この小面積皆伐と申しまして、保安林等は特に厳正にする必要がございします。で、少なくとも五ヘクタール以上はためであるとか、一般の森林につきましても、注意しなければならぬところは十町歩程度にするということ。従来は、切ったあとは、二、三年すると連続して数十ヘクタールにのぼるような伐採をした例もございします。これは戦争中であるとか、終戦後の復興を急ぐ時期でございしますけれども、そういう点を四十八年度から修正しまして、指導しているところではございますので、いま御指摘の線に沿ひまして、これは厳正に指導してまいりたいと考えておると思ひます。

なお、造林できないところを切ったのじゃないかというところは、具体的にどのよういふ状態であるかはまた検討させていただきたいと思ひます。

けれども、おそらく、伐採そのものの考え方としては、天然更新で、施業する、伐採したあとに自然にはえた木が育つという、前生樹のあるところを伐採したのではないかと思えますけれども、これが行き過ぎた場合には、ほんとうに切ったあとが裸地になる場合においては、ごさいますし、た。そういう点でも、事実であるというふうな、先生の御指摘のとおりでございしますれば、なお注意してまいりたいと思ひます。

○馬場委員 いま、長官が、四十八年度から新しい施業というものをやった、指示をしたと言われたが、私は、その指示をしたあとに行つて、あの指示では不十分だ、私がさっき言ったような点については林野庁は十分考へるべきだというような地元の意見を聞き、それは私も見て感じたこととでございしますから、四十八年に通達をしたから、あのとおりにやればよろしいのではなしに、さらに地元の住民の意見があれば、そういうことについても十分考へて、さっき言ったような小面積分散伐採をやるとか、植栽不能地はもうやらないとか、あるいは林道の上下はやらぬとか、河川流域は保護をするとか、こういう点についてさらに十分検討を加えていただきたいと思ひます。植栽不能地を伐採したというのは、こういうところですね。まさに岩はだが一ぱい出て、できないのですよ。これはあとでまた示して、場所も教えますから、十分検討願ひたいと思ひます。

次に、伐採量の問題です。これは昭和三十八年度以降——これは屋久杉だけではございしませんです。天然林全部でございしますけれども、非常に急ピッチで切られておるのです。三十三年は全島で大体六万立方メートルぐらゐ切つておつたのが、四十年は十七万三千立方メートルぐらゐで、約二・九倍になつておる。そして、四十八年度計画でも十三万立方メートル切る。これは三十三年度と比べて二・一倍になつておる。四十三年から五十年で八十六万四千立方メートル切つていまして、こういうぐあいに切つていいたら、ほんの一部を残して、屋久島の生態そのものが変わつてくる。全部はげ山になるまでは言ひませんが、けれども、そういうような急ピッチな切り方だと私は思ひます。だから、いろいろ現地の人とも相談をしたのですけれども、現在の、たとえば昭和四十八年の十三万立方メートルというところを三〇%ぐらゐは減らすべきじゃないか、切り過ぎるというふうな話がございしますが、これについて長官の見解をお伺ひしたいと思ひます。

そういふぐあいに、単年度に大面積を切り過ぎるものから、造林とのバランスがとれていない。こういうことで自然が破壊をする。こういう状況もございしますので、この辺について、やはり伐採するのにはある程度減らす、三〇%減らす、そしてあそこ行政では、育林を重点に、いままでもよりさらに拡充してやつていく、こういう視点というものが必要ではないかと考へるのです。そうして緑の回復をはかつていかなければならぬ。現在まで続いてきましたのを、切るのを少し減らして造林をふやすという視点で考へるかどうか、こういう点についてお伺ひしたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 屋久杉だけについては、先ほど一万一千六百本あると申し上げたわけがございします。現在計画いたしておりますのは、そのうちの六割強に当たります七千四百本の屋久杉というものは将来とも永久に保存してまいりたいという計画をいたしておるところでございします。

なお、この伐採量の問題全体でございしますが、年平均十三万ないし十五万立方メートルを伐採しておつたことは御指摘のとおりでございします。新しい施業計画を見直したしまして、今後は、年平均にしますと十一万立方メートル——これは屋久杉以外のものも全部含めてでございしますけれども、従来の十三万ないし十五万立方メートルの、十一万立方メートル程度の伐採量に落とすといふふうな計画をいたしておるところでございします。ただ、これは総体の話でございまして、御指摘のように、岩場のようなどころであるとか、あるいは屋久杉が非常に密集しておつて、もし周囲を切るとこれはまた枯損するとか、非常に危険な場所もございしますので、そういうところはきめこまかい伐採方法をとつていかなければならぬといふこととでございします。具体的には、それぞれの営林署におきまして経営計画をつくるわけがございまして、その段階の中で指導してまいりたいといふふうな考へておるところでございします。

なお、伐採よりは造林に重点を置くべきではないかという御指摘でございしますけれども、まさにそのとおりであると思ひます。できるだけそういう方向で私たちもやりたいと思ひますが、この造林、特に、植えたならば、そのあとの管理と申しますか、刈り払いであるとか、あるいは除伐、間伐等、とにかく、相当成林するまでの間、むしろ新植した後のそういう保育というものがたいへんでございしますので、その辺についても、国有林の場合におきまして、できるだけよく手を加えていくといふふうに指導してまいりたいと考へておるところでございします。

○馬場委員 年十一万立方メートルぐらゐに減らすんだといふようなことですが、やはり、切るのにはなるべく減らすといふような方向でぜひやってもらいたいと思ひます。十三万とか、あるいは十七万とか——四十四年は十七万三千立方メートルぐらゐ切つておるのです。なぜこんなにふえたのか。私から言わせると、これは乱伐です。これについては、昭和三十六年の、おたくがつくられました屋久島森林開発計画というのがございしますが、この計画ができてから非常にふえているんですね。だから、この計画は、いま十一万に減らしたわけですが、非常にあそこを乱伐したという原因になつておるんじゃないかと思ひます。この計画に対する評価を伺ひたいことと、それから、屋久島森林開発株式会社というのができております。私が行ってみましたところ、これはまさに営林署の上にあつたところ、いろいろ聞いてみると、この屋久島森林開発株式会社というのはバルブ資本でできておりますけれども、これに押されて、屋久森の下に営林署があるといふぐあいにみんな言うのですから、そういう屋久森、

バルブ資本に押されて切りに切つた。こういうようなことを、これは否定されるかもしれないけれども、私は感じました。これについての御見解をお願いしたいといふのと、もう一つは、経営計画というものは何年でやられたのか知りませんが、けれども、今後のあそこを伐採の長期計画というのは立てておるのかどうか、それを答へ願ひたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 確かに、昭和三十六年当時、全国的に森林生産力を増強しなければならぬといふことで、国内の、特に国有林におきまして増伐を要請されて、それを受けて立つた経過がございします。その当時は、自然保護であるとかいふふうなことは、内部の検討の中にはございしたけれども、世論としては、まずはとどなかつたわけがございします。したがひまして、そういう増産の要望にこたえて少し行き過ぎがあったと、端的に反省すればそういうふうには思ひます。端的に反省すればそういうふうには思ひます。したがひまして、四十八年度から新しい施業方針といふことを出して、これをきびしく規制していくといふこととしておるわけがございします。民有林につきましても同じような考へ方で指導してまいりたいと思ひます。その点につきましても、もう率直に修正してまいりたいと思ひます。

○馬場委員 屋久森問題につきましてはあとで具体的に説明いたしますので、屋久森株式会社営林署とならぬようにぜひお願いしておきたいと思ひます。

次に、具体的なものについて、林道の問題ですね。この林道の問題で非常に大きい問題がございますが、それは、立木買い受け人に林道工事をさせておられますね。これが、行きましたら、粗雑きわまることをやって、まさに山を荒らし、森林を荒らし、自然を破壊して、川の中に岩石など土砂をまき散らし、話にならぬような粗雑な工法でやっております。私はこれを見て、その立木買い受け人に林道をつくらせるといことは中止すべきだと思いましたが、これに対する見解を伺いたいのと、それから、この復旧作業というのはどういふぐあいにやるのか。知っておられれば、復旧作業というのはどういふぐあいにやるのか、いつやるのか、だれにやらせるのか、いつやるのか、こういうことで、復旧計画というものをあれは出していただきたいと思ひます。

長官、これはまたあとで見せすけれども、その林道がどんなに山を荒らしたかということ、この悲惨な状況をずっと写真にとつてあります。そうして、もう土砂が森林の中に流れ込んで、民家のところまで、屋根の近くまで来てるのです。そうして、川の中にこんな岩石をごろごろしてある。これはここに十四、五枚写真がありますが、こういうようなことをやっているのです。だから、これについて、それを知っているのか、知っておたらどう復旧するかを伺いたい。そして、今後はそういう立木買い受け人なんか林道をつくらせないということ、そして、販売というのは林野庁で、営林署で林道計画をやつてから販売を実施すべきだということを思ひますが、これに対する見解を伺いたいのでございます。これはたいへん山荒らしになるし、先ほども言われましたように、一万ミリの雨が降るといふのですから、月に三十五日雨が降るといふのですから、これは大雨でも降りましたら大災害が発生しますよ。こういうことについて、さっき言ったことについて御見解をぜひ承りたい。

○福田(省)政府委員 木材を搬出する林道につき

ましては、林道というものはいろいろ種類がございますけれども、原則として、恒久的に使います林道については、必ず営林署みずからこれを計画し、実行させるようにいたしております。この場合の林道という御指摘は、私たちが作業道と申しておりますが、おそらく、臨時的なものではなからうかと思ひます。屋久島は、御指摘のように、月のうち三十五日も雨が降るといふくらいでございますので、この簡易な作業道をつくりまして、相当林地を荒らす危険があるわけでございますから、現地の実態を私はよく承知してないものでないでございまして、そういう場合は、搬出の一つの設備なわけでございますから、たとえば集材機で出すとか、索道で出して路面を使わないといふことも一つの方法ではなからうかと思ひます。

どういふことで作業道を計画したかわかりませんが、しかし、いすれにしても、そういう非常に崩壊しやすい場所につきましては、恒久的に使う道路であるなら、これは直接やらなければならぬと、臨時の道であるなら、できるだけ路面を使わないような、いま言った集材方式で出すとか、あるいは作業道をつくるにしても、それならば思い切つてコストをかけて、くずれないような施設をした林道、作業道をつくらなければならぬといふふうに思ひます。その場合は、こちらは営林署が直接やる場合にいたしまして、それから買い受け人がつくる場合にいたしまして、これは条件は同じであらうと思ひます。この復旧につきましては、たとえば編組工事であるとか、そういう方法を行つてこの復旧をさせなければならぬと思ひますので、もしそれを行なつていない場合におきましては、これを実施させるように指導してまいりたいと思ひます。

○馬場委員

いまの点は長官は御存じないようですけれども、知っている人はおられませんかね。とにかく、こんなにたいへんな山荒らしをやつて、雨が降ればすぐ災害が出るというふうなかつこうになつてゐるのです。これは簡単な作業道じゃないんです。すでに搬出を終わつて、その次の山を買いいたいといふことで、その途中までいまつくつていますよ。この立木買い受け人が、ですね。その一番つくつてゐるところまで私は行ってきたんですけれども、それは簡単な作業道じゃないですよ。そういう問題でたいへんな状態になっているのに、長官が知らないといふのはおかしいのです。が、どなたか知つておられる人がおれば、見てこつた、だからこういう復旧計画をしてゐるのだといふことを答弁してください。

○福田(省)政府委員 御指摘の点は重要な問題でございますので、さつそくこちらで調査いたしまして、その復旧計画を早急に立てて、これを実施するようにいたしたいと思ひます。

○馬場委員 すぐ調査して復旧計画を立てるといふことでございまして、よろしくやつてくだされ。

次に、具体的な問題の中の一つとして、保育の育成強化の問題ですね。私が調べました範囲内におきましては、非常に不成績造林が多い。これについて、まあ木を切つた、植林をしたといふことで、おたくのほうでは、植林、造林をしてゐるのだといふような帳簿づらになつてゐるかもしれないけれども、不成績造林が非常に多い。こういうことについて知つておられるかどうか。そして、植林をしておきながら成林の見込みがないといふところがあります。そういうことを御存じであるかどうか。長官、この一冊が全部不成績造林なんです。どこどこだと全部とつてありますよ。これはとにかく、植林をしたといふ植林をしていないのです。あなたのほうでは、この地域にはしたとなつてゐるかもしれないけれども、行つてみますと全然植わつていないのです。それから、今度は植わつておつても、もう下刈りなんか全然ない、成林できないようなほうほうとした中に、ほんの小さく杉の苗がちよぽとあるといふようなところなんか一ぱいでございます。たくさん数え上げれば、これを見てごらんになるとありますけれども、こういうぐあいに非常に不成績造林が多い。こういうことについて、現在どういふぐあいに認識しておられるかといふことを最初にお尋ねしたいと思ひます。

○福田(省)政府委員 造林しましたあとの、成績の悪い箇所が相当あるではないかといふような具体的な御指摘につきましては、昨年あるいは一年以来しばしば具体的に御指摘を受けておつたところでもございます。全国的に見ますならば決してそのようなことはないし、嚴重に指導しておるのでありますけれども、いま先生からそういう写真を具体的にお示しいただきますと、そういう事例もあるといひますれば、これは重要な問題でございます。しかも、その中で、特に造林もしてないといふことになる、これはまさに重要な問題でございます。

この箇所については、まだ詳細な調査をいたしておりませんけれども、至急電話連絡等で聞いたところによりまして、これは請負で実施しているところのようでございます。とすれば、これは非常に契約違反の問題でもございまして、これは、なお十分先生の調査の結果も伺ひ、また、私もみずから現地の実態を調査して、この点については厳正な修正を加えてまいりたいと思つております。

○馬場委員 これは長官は、非常に精神的に、抽象的にはいいことを言われる。ところが、ほんとうに住民の側からつてみ、国民の側からつてみまして、こういう実態を調べてみなければわからないといふことは、非常に行政の怠慢だと私は思ひます。そうしてまた、営林署とか営林局にはしつちゅうこの事実を突きつけて要求も、改善も言うておるのですよ。それが、たとえばあなたのところにあがつてこないといふなら、下のほうが悪いのか、営林局が悪いのか、営林署が悪いのか。こういう実態はきのうきよの問題ではないのですから、ずっと続いているのですから、まさに、林野庁の行政そのものについて責任問題が出てくると私は思ひます。そういうことで、非常に抽象的な答弁で、私は困るのです。だ

から、知っておる人がおれば、長官じゃなくてもいいから、具体的に答えてもらいたい。知らなければ、やはり行政の責任というものを明らかにしてもらいたいと思う。

これはさらに具体的に今度は聞きますけれども——いまのことについても答えてくださいよ。たとえば、こういうごまかしをやっておるなら、造林、植林という場合のヘクター当たりの人夫数がずっと減っていますね。三〇%か四〇%減っています。これについて、現在の人夫数の倍ぐらいいにしてくれという話もちゃんと出ておるはずですよ。こういう事態を御存じないから、まさにそのことについても御存じないと思ひますけれども、そういう点について、ぜひきちんとした答弁を願いたいと思うのです。

それから、たとえばなぜこうなるかといふと、ほとんど請負にやらせておるわけですね。私が行って聞いたところによりますと、あそこ町長さんも、私は山を見に行きました、こういうところ、屋久島では一番杉が育つのに植えてない、何で植えないんだらう、ほんとに残念でしようがない、と、こういうことを私にも言われました。私もそういうところを見ましたが、たとえば請負にまかせたのが、四十一年から四十六年までにずっと三八%と、請負に渡すのが多くなっております。そして、その請負はまさに下請に出して、孫請に出しているのです。そうして、一日に大体二百五十本から三百本植えているのですよ。これは直営でやった場合には、営林署の労働者の人たちに聞きますと、一日植えるのに、あそこでは大体二百本から五百本が精一ぱいだと云うのです。それを一日に二百五十本から三百本。中には、植えずに苗を岩の陰に捨ててあるということさえもある。この、一日に二百本から五百本しか植えられないようなところに、二百五十本から三百本も請負の人がやっている。請負に出すのは、監督もやり切らぬようだったら、こういうのは間違いないです。

それから、もう一つ。すべて混合契約をやつて

いますね。この混合契約たるや、私はさつき屋久杉のことを言いましたが、まだあとと言ひますけれども、全く、立木を安く売るための方法にしかすぎない。

〔山崎平〕委員長代理退席、委員長着席

そうして、地ごしらえとか植えつけとかというのは、さつき言つたようにずさんになる。こういう結果をもたらしております。

こういう請負に渡すということ、それから混合契約をするということ——この混合契約で安売りのしたとかなんとかという事例はあとでまたちょっと言ひますけれども、こういうことはやはり直営、直用でやるべきじゃないか。こんなに山が荒れてしまったんですから、不成熟造林が出てくるんですから、それに対する反省と請負問題、混合契約問題に対する見解、そうして直営、直用でやるべきだという私の考え方に対する考え方をお伺ひしたいと思ひます。

○福田(省)政府委員　いま、屋久島の営林署の中の仕事のやり方について、いろいろとずさんな点があるという御指摘でございますけれども、この実行の一般的な指導方針といたしましては、林野庁のほうから営林局を通して指導いたしておりますけれども、実行の当面の具体的な責任は、営林署長みずからこれを負つて実行しておるわけでありま

す。この人夫数もあげて御指摘があったわけでございますけれども、これは一日二百五十本ないし三百本で、直営、直用から二百本から五百本が適正な数であるという御指摘でございますが、確かに、造林という仕事は、工場内の生産と違って、生きてゐる苗木を山に植えるわけでございますので、枯れないように丁寧に植えなければならぬというところでございますから、どれくらいやったらいいのか、その査定は、現地の実情により、それから木の種類によつて、根の形とかなんかが違ふから非常にめんどろではございます。ですから、とにかく、原則としては、一日どれくらいかというようなことは、一応の指導方針としては、お

むねその樹種ごとに、その地域ごとに出してあるでございますけれども、実行する者みずから、これは絶対責任をもって、絶対枯れないような植え方をしなければならぬわけでございますし、また、請負でこれを実行させる場合におきましても、その請負の契約者に対しては、そういう点に對して具体的な指示を出さなければならぬと思ひわけてございまして、でございますので、これは作業の実行形態ということによる違いでなくて、その仕事を直接する者の責任者、あるいはまた請け負つた者の責任者の問題であるというふうに私は考えるわけでございます。事実、こういった面に

つきまして、従来いろいろとまた私も御指摘を受けております。ですが、いずれにしましても、生きものを扱う仕事でございまして、これは機械的にとにかく能率をあげればよいというだけのものではございません。よく実態を見ながら、そこに仕事をやる者の監督者が責任をもってこれを実行してもらわなければならぬというふうに考えるわけでございまして、植えた後における管理につきましても、やはり同様なことが言えると思ひわけ

でございます。それから、この混合契約の問題につきましては、主として昔の薪炭林あるいは質のあまりよくない広葉樹のようなものを伐採しまして、そうしてそのあとに木を植えるという仕事を一緒にさせるように指導しているわけでございまして、森林全体については混合契約をやるように指導しているものではございません。と申しますのは、この仕事を分けてやりますと、従来大きな欠点があったわけでございます。ということは、これを上に立っている木を切るということ、あとに植えるという仕事を分けてやりますと、いいものだけ持つていって、あまり役に立たぬものは持つていかないということもあって、あとでまた地ごしらえに相当経費がかかるという二重の手間をかけるという弊害があったということも一つござい

ます。そこで、みずから二つの仕事をやる場合には、やはりそういった点を考へて、地ごしらえを兼ねて、よくその地上物件を撤去して、そのあとに植えるので、總体的には結局むだがなく仕事ができるという発想でこの混合契約というものは発足したのでございまして、御指摘のように、混合契約をやつた場所については、何かいろいろと具体的な問題があると思へば、これは修正してまいりたいと思ひますけれども、発想の動機を申し上げますと、以上のようないきさつがあるわけ

でございます。

○馬場委員　長官、あなたのいまの答弁ですが、こゝへ来てこれを見てくださいます。これを見たら、そういう答弁が出来ますか。そうして、すべて営林署長の責任だとかなんとか言われますが、営林署長の責任は、あなたの監督の責任でしよう。人の責任みたいにして、国民の山をこんなに荒らしておきながら、そういうような姿勢で行政をやられるからこそ、こういうようなものが出てくるのですよ。こういう事態を惹起した責任というものを、もつと真剣に考へてくださいます。これはたとへば、責任があったら自分がどうする、局長をどうする、署長をどうする——これは私が示しますから、あとで見に行つてくださいます。こんなに国民の山を荒らしておいて、そういう責任問題というものを、はつきりさしてくださいよ。

それから、いまの請負の問題についても、これはやはり請負が悪いという点もあるでしょうが、それはあなた方が監督しなければならぬわけでしょう。何ですか、混合契約なんかといつて、立木を買つた者が地ごしらえ、植えつけをする、買つた者が要らぬものは持つていかぬから、そうしたほうがいいなんて、持つていかなければ持つていかせられないじゃないですか。そうでしょう。それが林業行政でしよう。混合契約をせずに、直営、直用でやりなさい。これについても一回責任ある御答弁を願ひたいと思ひます。

○福田(省)政府委員　責任問題を部下あるいはその他に転嫁するといふおしかりに對しましては、そういう考へは実は私はございませんで、指導上

たいと思います。

なお、いま御指摘の国営の事業を直営でやるのか請負でやるのかという問題につきましては、過去数年、非常に大きな議論のあったところでございまして、ここでは詳細申し上げませんが、先ほど簡単に一例を引いてお答えしたのでございますけれども、実は、この問題につきましては、林政審議会にもこれを諮問いたしまして、総理からの諮問でございまして、その答申を受けて、端的に申し上げると、二つの形態というものは、その地域、地域にそれぞれ一つの沿革があって実存したものである。ですから、いまある請負の形態というものをさらによくしていかなければならぬというところ、直営事業自体につきましてもっと近代化をはかっていかなければならぬという考え方を受けて、私たちは、そういう二つの形態について、その地域の実態に合うような方向でこれを指導してまいりたいというふうに考えておるところが、一つのたぐいまわりのところでございまして、したがって、原則論につきましても、ただいまお答えしたとおりでございすけれども、そういうような実際の問題として、そういうふさわしくないようなことがあれば、直ちにうまく実態を究明いたしまして、御叱正に沿って改善してまいりたいというふうに考えております。

○馬場委員 これはあとで私が見えますから、指摘しますから、ぜひ直ちに調査をして、具体的対策をどうするか、その中で混合契約なんか改めるか改めないかということも含めながら、結論を直ちに知らせたいと思います。

次に、屋久杉の土埋木のことについて申し上げます。土埋木といふことばです。土に埋もれておる木です。だから、腐れ木というふうな感じがします。私は、土埋木を扱う思想というものにそういうことがあるのじゃないかというふうに思います。土埋木はほとんど銘木ですね。これは全く宝と同じです。だから、こういう点で、たとえば屋久杉銘木とか何とか、そういう名をつけなければならぬのです。そうつけ

ることは、呼称の問題でなく、やはり、これに行政が立ち向かう重大性を認めるか認めないかというところにかかってくると思ふ。こういう問題について、安く売るために、だれかをもうけさせるためにこういうことを使っているんじゃないかとさえ私は思ふ。だから、こういう土埋木という呼称を屋久杉銘木とか何とかというものに變更する気はないか、そして、この問題に対する取り扱いは熱心にやるというような立場をとる気はないかということをまず申し上げます。

それから、もう一つは、土埋木を山床で売った量及び単価、この業者が売ったかという一覧表を、ぜひ、過去十年分きちと出していただきたいと思ふ。私は、先ほど私の部屋で、どういう質問をするか聞かれましたから、こういうことも言おうと思つておつたのですが、失礼千萬なことを言いましたから追ひ返しました。だから、きょうは持つてきてないと思ふすけれども、ぜひ、十年分これを出していただきたいと思ふ。

なぜこれを言うかといふと、私の調べたところによりますと、山床でこの土埋木を一立方メートル単位で、上屋久で一万六千七百円で売っております。下屋久で九千四百一円で売っております。これとほとんど同じような、ここに写真もありますが、こういう土埋木がたくさんあるわけですから、直営でこれを生産して、鹿児島に持って行って、そして公入札をして売ったところが、山床で一万円、九千円で売ったものが、鹿児島では五十五万八千四百七十一円で売れております。いろいろ聞いてみましたところが、山床から鹿児島まで持つていくのに対して、一立方メートル当たりやは一万円以下だろうと、こういうぐあいに現地の人は言います。そうしますと、大体二万円ぐらゐのものを五十五万八千四百七十一円で売っているわけですね。こういう事実を御存じか。

このことは、先ほど私が言いましたように、全く——私は少し調べて知っていますけれども、屋久島森林開発株式会社なんか、こういうぐあいに山床で売っているのです。それを運び、

売るところを私は見してきました。そのことを考えますと、この会社というのは、バルブ資本で、それに営林署の古株、やめた人なんか役員なんかになっていまして、そういうところをもうけさせる以外の何ものでもないでしょう。一万円か二万円のもの、五十五万円で売るのであるから、これは、そういう人をもうけさせるという不当利得とともに、国は損しているということになるでしょう。国損でしょう。そういうことについて長官の御答弁を求めたいと思ふ。そして、さらに、この屋久島森林開発株式会社が十年間山床で土埋木を買って、それを鹿児島に持って行って売った、その買った値段が幾ら、売った値段が幾ら、と、この資料を十年間分出してください。

もう一つは、山床で売るといふのは指名入札です。この指名入札といふのが、私の調べたところによりますと、指名する者が特定ですよ。こういうのは、営林署と業者の結託、癒着以外の何ものでもないと思ふ。指名入札はどういうぐあいにやつて、過去何年間大体どういうところに指名したか、過去十年分、これも出していただきたいと思ふ。私は、たいへんな問題が中には入っていると思ふ。そういう点において、この屋久杉といふのは、いままに宝なのです。これに群がる利権とかあるいは行政とか、そういうものの結託とか、これはたいへんな問題だろうと思ふすけれども、先ほど言いました点について、まず、お答えを願いたいと思ふ。

○福田(省)政府委員 この土埋木といふことばでございまして、屋久杉は千年以上たっているわけでございますので、非常に目に込んでおりますし、中に相当の油がありますので、土の中に埋まっても、木材部分が少し腐りますけれども、中はしっかりしているわけでございます。同じようなものが青森県のヒバにもございまして、これは千年とか二千年といふものもございまして、これは千年とか百年ぐらゐのものでございしますが、同じように、屋久杉はどじやありませんけれども、目が込んでおりまして、油分が相当あるので、それで腐らず

に、これを掘り起こしまして、ヒバの場合は柱とか……(馬場委員「青森の話はいいですが、屋久杉のことを……」と呼ぶ)土埋木といふことばを変えてはどうかという御意見でございしましたので……屋久杉にもありますけれども、ほかにもあります。文字どおり土の中に埋もれた木ということでありまして、屋久杉のような貴重なものもありまして、そうでないものもあるわけでありまして、その点、御趣意はよくわかりましたので、名前をどうするかについてはなお検討してまいりたいと思ふ。

それから、販売いたします場合には、屋久杉の土埋木は一見外から見たものではどうも中の品質がよくわからないという特徴もございまして、そこで、非常にいいものもとれるし、いいものがとれないということもありますので、比較的いいものはたしか鹿児島方面に持っていまして、これは土埋木と限りませんけれども、船で持つてきて、鹿児島貯木場で公売をいたしております。同じような考え方で、ほかの貴重な樹種につきましても、輸送販売というように行なわれておるわけでありまして、できるだけ広い市場にこれを出しまして、公売でこれを販売しているというものがたてまえでございまして、したがって、よく調べてみなければわかりませんけれども、地元でいわゆる流木処分という形で土埋木を売っています場合につきましては、それが森林の中に散在しておりますので、一々役所が行つて調べるということが非常にむずかしいということ、組合組織の中でそれを販売する形態をとっているというふうには判断しておるのでございすけれども、なお、この中で屋久島開発の問題もちやうど御指摘がございしましたから、その辺についてはなお念査してみたいと思ふ。

なお、御要求のございました資料につきましては、できるだけ早期に向こうと連絡をいたしまして、出させるように指示したいと思ふ。○馬場委員 資料は、いま長官も出すと言いましたので、委員長の方からも、ぜひよろしくお願

だ、随意契約につきましては、いま申し上げましたように限定して、特例の場合というふうにしていくわけでございます。

なお、ただいま一般的なことを申し上げたのでございますけれども、ただ、一昨年の暮れから昨年のにかけて、非常に木材の価格が高騰いたしました、これに対して国有林の材を公売で出すという、ますます値上がり拍車をかけるじゃないか、公売なんかやめろという意見もまた一方にあるのでございます。最近ようやく木材価格はやや安定しておりますので、この問題につきましてはあまり指摘を受けておりませんけれども、その木材の価格が上ったときと下ったときによつて、この販売形態に対する批判が相当ございます。ただいま先生の御指摘のございましたのは、相当木材価格が上つてくる問題でございます。

昭和四十五年あたりを中心にして、非常に不況のときにはまた逆の問題もあるわけでございます。そういうことは非常に困ることでございます。すので、木材の価格の安定ということ、やはり需給の安定から出発するわけでございますので、私たちは、国営の材を含め、民有林の材につきましては、やはり、ある程度需給の安定をはかるために、需要者の側に対する一つの規制も考えていただきたら、一つの立法措置というのはいずれ近い将来考えたい、こういうふうにおもっております。

○馬場委員 木材の一般の需給率の問題なんか、そういう一般的な答弁では私はごまかされたいと言ふんです。というのは、これはもう言うから銘木です。しかし、これは水かけ論になりますけれども、さっき言いました十年間の資料を出してください。それで値開きがどうだったかという資料が出てきますから、これは、その出てきたときにぜひまた議論をしたいと思います。問題は、随意契約者というのは、大体予定価格なんかをちゃんと知っているようになっていきます。これについては、あなたは、学識経験者なんかを入れて予定価格、標準価格をつくると言いますけれども、

でも、学識経験者なんか入っていないじゃないですか。予定価格をつくるのにそんなものを入れておりませんよ。私の調べたところとどっちがほんとうか。あなたは入っておると言いますけれども、私の調べたところでは、学識経験者なんか、予定価格をつくるのに入っておりません。ごまかされたのか、私が知らないのか、その辺をはっきり言っておきます。

そこで、屋久杉の問題に対しての議論はまたあとで残しますが、十年間の資料は出してください。

販売の方法ですけれども、これは別の角度から見ると、この屋久杉というのは一種のかけです。ね。というのは、外から見た場合に、中の構造がわからないわけですよ。そうして、その材質の評定とか、木取りの考え方とか、そういうものがある。いろいろまちまちで、外から見てわからないから、一種のかけの売り買いにもなるという要素が少しあると私は思います。私が調べたところでは、随意契約をしておるものは十社程度です。中小零細業者はとにかくやはりかけの要素があるから、切つてみて、これはたいへんだつたということとがありまますから、それに手が出せないということとで、素材購入は大体敬遠しております。この随意契約で受けた十社程度から製材品を購入して仕事をしておるというのが中小零細業者の実態です。こういう人たちが営林署のほうに、素材の直接販売をわれわれにも、中小零細にもやらせてくれと陳情書が出ています。ところが、それを営林署は黙殺しております。それはどういう理由かということですが、

それから、時間がございませんで、もう一つだけ聞きますが、やはり、こういう銘木については、もう少し科学的な販売方法を確立すべきだと思います。そのためには、まず市況なんかを調べべきです。予定価格委員会なんかというのは、予定価格をつくるときに、市況はどうですか、自分の売り渡す人のところに行つて聞いておるんですからね。そうじゃなしに製材とか製品にして、

営林署がある程度直接販売をしてみてもその市況を調べるとか、そういう科学的な方法だとか、あるいは試験びきなんかをしてみても、木取りとか材質の観察を行ない、そうしてちゃんと観察する技術の習得を営林署の人がするとか、あるいは評定の困難な資材は胴割りくらいしてみても確定的判定をするとか、そういう科学的な販売方法というものを、屋久杉については、非常に貴重な品物だし、細く長く使わなければなりませんから、考えるべきではないかと、こういうことでございます。

そうして、営林署が鹿児島に製材工場を持っております。この製材工場を見に行きましたら、昭和四十二年に木工場を廃止してございまして、三十四名おつた人を二十三名くらいに減らしてございまして、そうして四十九年度からどうするかというのをいま検討中だというふうな話でございますけれども、屋久杉一つとつてみても、科学的な販売方法を確立する、胴割りをしてみるとか、あるいは試験びきをしてみるとか、あるいは製品をつくつて市況調査のために出してみるとか、そういうことを考えてみても、この製材工場は、そういう意味において充実発展させこそせよ、これを縮小閉鎖の方向に持つていくのは間違ひじゃないかと、こういうぐあいに考えておりますので、科学的販売方法並びにそれに関する製材工場の機能の拡充の問題、こういうことについての見解を伺います。

○福田(省)政府委員 科学的販売方法と、非常に含蓄のある御指摘でございますので、これは確かに私も慎重に考えていきたいと思つてます。確かに、売り方については、そのときどきの情勢によつて非常にいろいろと指摘を受けておるのでございまして、この販売方法は、いま御指摘のように十分考えてまいりたいと思つてます。御指摘のように屋久杉は銘木でございますので、銘木の扱いについて非常に詳しい専門家もあるわけでございますから、できればそういう人たちの判断ということも期待しなければならぬかと思つてます。一例をあげて申し上げますと、市売りの制度が

ございますので、そこへ一本一本丁寧に出して、そこで評価して売つてもらふとかいう方法も一つの方法だろうとは思つております。いま、材を切り割つて、その中から販売方法を考えろという御指摘でございますけれども、これは言い返すようでもことに恐縮ではございますが、一ぺん割つてしまつたらもうくつかぬわけでございますから、その辺、どこにのこを入れたらいいかということも、専門家でなければなかなかわからぬ問題もございまして、したがって、そういう点も考慮いたしまして、科学的な販売方法ということについては、私も慎重に検討してまいりたいと思つてます。

○馬場委員 あなたのほうの製材工場にはある程度熟練をした年配者もおられるんですよ。だから、あなたは専門家と言いますけれども、やはり、あなたの方の中にも、そういう専門家を呼んでくるのもいいでしょうが、しかし、先ほど私が言いましたのは製材工場で、あそこを拡充しながら、ほかにもまだたくさん製材、製品はあります。それも資源がないのこのつとめられますけれども、ありますよ。そういう方面でも拡充しなければなりません。この屋久杉、銘木に關しても非常に科学的にそれを検討するとか、そういう製品、製材をつくつてみるとか、そういう面についてこそはやはり強化すべきだという私の考え方について、こういう森林行政について、長官はどう考えておられるかということを再度御答弁願ひたいと思つてます。

○福田(省)政府委員 ただいまのところでは、たしか、鹿児島島の製材はイス、タブを重点に仕事をやつてはいるのでございます。御指摘のように、その中に相当経験のある者もおると思つてます。それらの人もできれば活用する方法も考えてまいりたいと思つております。ただ、基本的に私が考えておりますことは、国有林の経営の過去の歴史を調べますと、かつては製材工場の、特に、プナを中心とします全国的な組織のあつたこともございまして、戦時中なんか、パルプの製造もやつたこ

とがあるわけでございます。ただいまは素材の生産とすることが一つの重点となっておりますけれども、製材工場は、ただいまのところでは、たしか鹿児島一つだけで、イス、タブを中心にやっております。それで、そういう国が行ないます事業の限度というのは、民間の事業の発展度合いと関連したしまして、民間にそういった事業がない場合は当然国みずからがそれを行ない、それを発展させていかなければならぬと思っておりますけれども、民間の企業が育成されていきました段階では、どの程度まで競合しないようにやっていくかということについてもやはり慎重に検討しなければならぬ問題でもございます。御指摘の点は十分頭に入れまして検討してまいりたいと思っております。

○馬場委員 科学的な販売方法という中で、せっかくあそこ製材工場があるのですから、そこをどうやって利用しながら、より科学的な販売方法に持っていくかという意味で、あそこを拡充強化する、別の製品もありませうけれども、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思っております。

当初見せましたように、屋久杉は七千年もたっているのがあります。まさにこれは国の宝であり、人類の至宝だと私は思います。私は、屋久島自体、そういう森林生態といういろいろな面から、自然保護を含めて、何としても大切にしなければならぬ問題だと思つて、そういう屋久島の森林が、屋久杉を中心にして、パルプ資本のじゅうりんにまかされておる。私は、その中で非常に不純なものを、森林行政とそういう業者との間に感ずる。さらに、住民の意思というものが十分そこで吸い上げられていないという多くの問題点を実は考えおるわけでございます。

いろいろ指摘いたしましたが、また資料もたくさん要求しておりますので、今後、あの屋久杉に、あの屋久島に、非常にきれいな、宝としての明朗な森林行政が抜本的に行なわれますように最後にお願いをし、ちょうど時間が参りましたので、質問を終わりたいと思つております。

○飯谷委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 森林法及び森林組合併法の一部改正する法律案に關して、おもな点について御質問をしたいと思います。

第一には当初この説明がございましたけれども、この法律を改正する主たる目的、重要な目的は何であるかということ、もう一度ここで改めてお聞きしたいので、かいつまんでその点について明らかにしていただきたい。

○福田(省)政府委員 今回森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案をお願いしているわけでございますけれども、この内容につきまして、特に重点的なことをかいつまんで申し上げますと、一つは、森林政策の長期の指標でございますところの森林計画の内容の充実をはかつていくということが第一点でございます。

それから、大きな第二点としましては、森林の乱開発を抑制しまして、森林の適正な利用を確保するために、民有林におきましてその開発行為については許可制を導入するというところでございます。

第三点は、地域森林計画に適合しますところの適正な伐採活動が行なわれますように、都道府県知事が伐採計画の変更命令を行なうことができるようにするという点でございます。

第四点は、経営規模が小さい林家の共同施業の推進を助長しまして、そして、森林施業の合理化をはかるための新しい数人共同の森林施業計画制度を設ける。新しいと申しますのは、いままでは各個人が持っている山を全部出さなければならぬということでございますけれども、そうすると飛び飛びになりますので、今回の新しい考え方は、団地としてまとめる。少なくとも三十町歩ぐらひは考へておりますけれども、そういう団地として一部を出して、これをまとめるということでございます。

それから、第五点でございますが、森林組合の機能の充実とその体質の強化をはかるために森林組合制度の改善をはかっていきたい。この強化をはかっていくということでございます。

次には、森林組合制度の改善と相まちまして、森林組合の合併を促進するために森林組合併助成法の一部改正しまして、これを延長する。

以上がその内容のおもな点でございます。

○竹内(猛)委員 ここで、乱開発の防止には効果があつて、この改正によって乱開発を抑えることはかなりできると思つて、現実にはゴルフ場であるとか、別荘であるとか、その他の観光施設等によって思惑買いをするというふうなものを改正によって締め出すことができるかどうか。

○福田(省)政府委員 すでにゴルフ場などをつくらうと思つて買つておる者に対してそういう規制ができるかどうかという御質問かと思つて、そういうものを、これは都道府県の許可制でもって規制してまいりたい、それができるといふふうに考へております。

○竹内(猛)委員 先般、この農林委員会的小委員会と申しますか、調査団が各地方を調査しました。そして、私も福島、群馬、栃木などを調査いたしました。そして、その中で、森林法を早く改正してほしいという要望もありましたが、同時に、森林計画が流域に沿つて計画されて、知事がそれを立案した場合に、すでに別荘とか、ゴルフ場とか、観光地とかいう形で買付けをされておる、権利が移つておるといふようなところ、かりに計画を立てる場合に、一体この計画が成り立つかどうか、そういう場合をどのようにして計画に練り込むかどうか、この点はどうか。

○平松政府委員 御存じのとおり、森林の施業につきましましては、森林法の中に森林計画制度というものがございます。全国森林計画、地域森林計画、それから個人の所有者による森林施業計画という仕組みになっておるわけでございますが、いま御指摘のゴルフ場とか宅造とかいうふうな形のもので森林を取得した、ところが、その間に森林の開発規制が行なわれるというふうなことで、当初の目的が達せられないというふうなために、森林を荒らしたままにしておくとおつたことが出てきかねないという御質問であらうかと

思つておりますが、そういう点につきましては、森林法の中に、森林の施業を合理的に行なうようというところで知事が勧告を行なうという制度がございます。その勧告制度を利用いたしまして、そういうようなものについては合理的な施業、つまり地域森林計画に即した施業をやっていくようにという指導をいたしますと同時に、SPなりAGなりというものを通じて指導をやっていくということ、十分確保してまいりたいというふうに考へております。

○竹内(猛)委員 すでに計画の前に買われちゃっているものに対して、よその者が権利を持っていとることに計画を立てるといふこと、いま言うような形で、かりに三十町歩というふうな団地をつくらうと、あるいは大きな計画を立てる場合に、それができないじゃないですか。ゴルフ場に買われ、別荘に買われ、あるいは観光地帯として買われた部分についてできないじゃないですか。流域に沿うというところであればなおさらむずかしいじゃないですか。どうか、これは。

○平松政府委員 ただいま申し上げましたのは、ゴルフ場用地なりあるいは宅地造成用地なりというところで取得をした、ですから、取得をした人が森林の所有者になつておるといふ立場でございます。森林の所有者として、森林の施業計画をつくつて、合理的な施業をやつていかなければならぬということになるわけでございます。そういうことについて、もしやらない場合には知事が勧告することができるといふ規定がございます。必要があれば勧告をする。それから、SPなりAGなりを通じて指導をやっていくというふうな形のことでその制度の運用を期してまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 もし、その勧告をしても、その地域に勧告どおりに、計画どおりに木を植えないという場合はどうしますか。

○平松政府委員 ただいまお尋ねの、勧告をしてもおなかつたことを聞かないというふうな場合はどうするんだというところでございますけれども

も、これは、森林の施業につきましては、一応、現在の森林法のたてまえが、ある程度は個人の所有者の自発性にまかすという考え方でございまして、そのところを罰則で強制するというところではございせんけれども、いま申し上げましたような法律の仕組みなりまわりの制度なりというふうな形のもの、あるいは周囲のいろいろな社会的な進め方と申しますか、そういうふうなものを利用して森林法の規定するような方向へ持っていくということにしたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 これ以上は質問しないけれども、これはたいへんむずかしいことですから、今後これがうまくいくかどうかという事はしばらく時間を待たなければならぬ。現在土地を買い占めしている人は、それほど善意な人であり、良識のある人だとは思ひえないかなり悪質だと私は思つておるものですからね。今後、この問題については、なお経過を見て、いずれまた一定の時期にこれは問題になることであらうと思ひますので、これは私はそういうふうな考へておきます。

次の問題は、四十八年度の林野庁の決算があるところで報告されましたが、ことしはたいへんもうかつて、利益が出ておる、昭和二十二年の林野庁始まって以来のもうけで、六百億ほどもうかった、と言われております。二千四百九十三億円の収入があり、支出が一千八百八十億、六百億ほどもうかったということになっておるわけですが、これはどういふようなことがもうかったおま原因であるか。

○橋田(省)政府委員 御指摘がありましたように、四十八年の決算はまだ出ておりませんけれども、現在の見込みでございまして、現金収支差では約五百億、損益計算上では約六百億、こういう黒字になるわけでございます。これは大体過去の平均を見ますと、五年に一ぺんぐらゐは収益が出ておる、あとは大体状態が悪いというのを繰り返しております。過去三年間の収支差は赤字でございまして、これをトータルしますと約五百億ぐらゐの赤字でございまして、この四十八年度分ぐらゐ

は大体消えてしまふような結果に実はなるのでございませうけれども、これが上がつてきました一番大きな原因というのは、やはり、四十七年の夏ごろから少しづつ上がりまして、四十七年の十一月がピークでございまして、木材価格の高騰によるものでございまして、そのほかいろいろ内部のあれを見ますと、一般会計から百億の繰り入れをしていただいたこと、あるいは相当支出の節減を当初計画したこと等もございまして、おもなる原因はやはり木材価格の値上がりによるものでございまして。

○竹内(猛)委員 そのように価格が値上がったという事で黒字になったわけですが、その利益をどのように使われるかということを重ねてお尋ねをします。

○橋田(省)政府委員 いまの制度ですと、利益が出た場合には、その一部を利益積み立て金に積みまして、大きな災害が出た場合にそれを取りくずして、それに充てるといふことになっております。そのまた残る一部は特別積み立て金としてそれを積みまして、これは予算の定めるところによりまして、一般会計に繰り入れてこれを使用するといふたてまえになっておるものでございまして。したがって、利益が出た場合には、一つには、将来の造林なり林道投資にこれを引き当てとして使うことが望ましいのでございまして、五百億が出ましたけれども、長期的な視野から見ますと、いま申し上げましたように、木材価格は、過去の実績を見ますと非常にアップ・ダウンをいたしております。決して楽観を許さないものでございまして。ただ、恒常的にふえていくであろうといふこと、人件費等を中心とした経費が相当ふえてまいるといふことは、これは動かさない事実でございまして、その辺を考えますといふと、将来まだ決して楽観を許さない状態であるといふふうに私は考へております。

○竹内(猛)委員 わが国の民有林の所有面積というものは、五ヘクタール以下のものが非常に多い。むしろ、一ヘクタール以下のものが五五・四%で、

五ヘクタール以下から一ヘクタールまでの間が三三・二、五ヘクタールから十ヘクタールが六・三、加えると四九・九、約九五%というものは十ヘクタール以下の所有者ですね。たいへん零細な民有林の所有者が集中している。したがって、森林組合が果たす役割りというものは非常に大きいわけですが、その森林組合が、今日まで、この零細な所有者に対して十分に期待するような仕事ができなかつた。したがって、今後、この改正によつて、いままでも果たせなかつたことをこれは果たそうとするのですけれども、いまこれから改正する形ではいけば期待に沿ふかどうか、どういふ形にこれを期待するようにしようとするのか、これについて伺いたい。

○平松政府委員 森林組合の目的といたしまして、先生御承知のとおり、森林法の中で、森林の生産力の合理化といひますか、高度化といひますか、それから森林所有者の社会的地位の向上といふような形のことがかうたれておるわけでございますが、いま先生御指摘のように、いままでの森林組合が、その法律に規定されておるような目的に即するような形ではたして行動しておつたかどうかという点について、多々不足な点があることは御指摘のとおりでございます。そういう点にかんがみまして、私どもといたしましては、森林組合の機能を拡大強化するといふこともございまして、また、森林組合の基盤が狭小である、脆弱であるといふことから、広域化をはかるという意味において合併を促進する。そういうことによりまして経済的な基盤を強化する、あるいは森林組合の機能の強化なり、あるいはまた管理体制の整備といふことによりまして、人的構成の強化をはかる。あるいは森林計画制度の中でも、共同施業と森林組合の労働組合とを結びつけまして、森林所有なり経営の零細性といふものを克服して、そのことによつて森林組合が協同組織として行動する際の組織の基盤づくりをする。そういうような形のもの、を今回の森林法の改正に織り込みまして、

そういうようなことをやることによりまして、いままでの不足な森林組合の活動の状況をより満足できるような形のものに持っていきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 農地改革によつて、零細な小作農が自作農になつて、そして、農業協同組合によつて共同の精神を植へて、共同の形で資本から生産と生活を守らうという形で出発をいたしましたけれども、あまりよくならない。同じように、この零細な山林所有者といふものが所有権に移動はない、組合は大きくなるだろう、そして、その組合の機能が拡大したとしても、所有権に移動がない限り大きな変化はないじゃないか、私はそう思うが、この点はどうでしょう。

○平松政府委員 先生がおっしゃる通りに、森林所有者といひますか、森林の経営といふ点について、現在の零細経営規模のままではたして森林経営の合理化を期せられるかどうかという問題は、確かに問題があると思ひますけれども、現在の社会経済組織の中で森林の所有形態に手を触れるといふことは大改革でございまして、にわかにはできがたいといふ問題もあらうと思ひます。そういうふうな前提におきまして、現在与えられた森林所有が零細である、経営規模が零細であるといふ状態を踏まえて、それによる欠陥を克服する方法としてどういふ方法があるかといふようなことを考へまして、零細所有者が、協同組織として、みずからの弱さを、皆さんで力を合せて、より強力なものにしていく。あるいは、自分たちの経営基盤であるところの森林が分散しておるのを、今度は皆さんが持ち寄つて共同施業ができるようにする。そういうことによつて、共同の樹種を持ち込んだり、あるいは施業の時期を一緒にして生産性の高い作業ができるような形に持つていくといふことが、現在考へられますところの、零細経営規模なりあるいは零細所有形態なりを克服する手段ではないかといふように考へられるわけでございます。そういう意味においてのいまま

での欠陥というものを、今回の森林法改正ではある程度矯正できるのではないかと、ううううに考えております。

○竹内(猛)委員 今日までの森林組合は、たとえば、私の茨城県に見る限りにおいては、非常に規模が小さい。そして、森林組合の事業所がどこにあるかわからない。農協の片すみか機が一つあって、まあ、仕事をしているかしていないかわからないような状態があります。そういうような状態のものがかかりに幾つか集まったところで、これはたいした仕事はできないと思うので、強化をする方向に対しては、そのことも大事だけれども、それ以外の、森林組合にたとえば信用事業をやらせるとか何か、別な形で体質を変えていく、合併をすることによって体質が変わっていく、強化されるというように、何かに対して、何かさらに考えがあるかどうか。

○平松政府委員 確かに、先生御指摘のように、現在の森林組合について見ますと、農業協同組合なり漁業協同組合に比べて、かなり体質が脆弱である。たとえば役員の数なり、あるいは出資金の額なり、あるいは販売購買事業の額なりというもので見てみても、非常に脆弱である。これはおおうべくもない事実だろうと思います。そういうようなことでございますので、森林の形態といいますが、森林の性格から言いますと、流域ごとぐらにはかなり性格を同じくするというようなことで、経営なり何なりということで行動を共にするというように適したような状態があり得るというようにございいますから、いままでの森林組合の区域を越えた形で、先ほども申し上げましたように、より経営規模を拡大する。森林経営の形で拡大するということのほかに、組合として拡大をする。そういうことによりまして、組合の労働班の活動なり、あるいは販売なり購買なりというものの規模を拡大することができるようになる。また、職員も数もある程度ふやせる。そのふやせることによって、ある程度優秀な人間が確保できる。また、そういうような形で規

模が拡大することによりまして、基盤が確立してまいる。そういうことによってまた給与がよくなる等のことから、職員等の素質もよくなる。そういうようなことが考え得るであろうというふうなことを考えまして、広域に協業させる、協業してもらうというふうなことを、四十八年度から事業として計画をいたしておるわけでございしますが、まあ、広域協業体制の中でのやり方といたしまして、合併なり、あるいは合併に至らぬまでも協業を進めていく。一定部分について協業していただくというところで、そういうふうな線により一歩近づけていきたいというように考えておるわけでございします。

○竹内(猛)委員 森林組合の合併強化ということ、これは今度初めてじゃないわけ、かなり前からこういう努力はされてきた。それにもかかわらず、まだまだ弱い。そこで、この間もわれわれは現地の調査をした中で、たとえば茨城県のようないくつかの県もあつた。あるいは栃木県、あるいは群馬県などに見てきました。特に、福島県の棚倉の森林組合などは模範だと思つた。大体、林野庁としてはどういふ規模のものが最も好ましいものなのか、どういふものであれば森林所有者あるいは森林経営者に対して期待にこたえられるものなのか、この辺の一つの形というようにものに対して、何かそれがあるかどうか。私は、白河の棚倉などというのは、これはかなりうまくいっているものではないかというふうに思ひますけれども、どうですか。

○平松政府委員 合併の経過についてのお尋ねもあつたかと思ひますけれども、御質問の重点は、どういふ程度の規模のものを適当な規模と考へておるかというふうな御質問の趣旨と理解いたしまして、その点についてお答えをいたしたいと思ひますが、先ほどもお答えいたしましたように、林業についての社会的、国民経済的な要請が強まっておるという状況にかんがみまして、森林組合の機能の充実と体質の強化をはかつていくというこ

とのためには、やはり、森林組合の経済基盤と事業活動の範囲を拡大強化するというのが必要であらう。そのめどとしてどれくらいのことを考へておるかというお話しでございますが、一応私どもで考へておりますめどといたしましては、組合員の経営しておる森林面積の合計が合併においておむね一百万ヘクタール程度、それから、払い込み済みの出資金の額が六百万円程度、常時勤務する役員数の数が七人以上というふうなことを一応めどといたしております。この数字は、最初に申し上げました所有する森林の面積で申し上げますと、現在の平均が四千八百ヘクタール程度でございますから、約倍でございます。また、出資金の点につきましては、現在三百二十万円程度でございますから、六百万円程度と申しますと、約倍でございます。職員は七人と申しますのも、現在が大体三・三人でございますから、約倍、現在の森林組合の規模の倍ぐらゐのものは少なくとも持つていきたいというように考へておるわけでございします。

○竹内(猛)委員 それでは、山林地帯はそういう形で合併し、指導がでけると思ひますが、平地林です。この平地地帯におけるところの森林組合、こういうものに関して、これは農業経営との関連で考えなきゃならぬ問題があると思う。この辺におけるところの組合のあり方、その指導、それについてはどういふ考へがあるか。

○平松政府委員 ただいまのお尋ねは非常にむずかしい御質問でございます。戦争前でございますと、産業組合というふうな形で、一応地域組合みたいな形で存在しておつたわけでございしますけれども、戦後農業協同組合を始めた、漁業協同組合、森林組合は前からあつたわけでございしますけれども、おむね職能組合的な組織が行なわれたというところによりまして、そういうふうな組合が並列しておるというふうな状況にあるわけでございします。ただいま先生御指摘のように、山村におきましては、森林組合が森林組合として存在し得るかなり強力な経済的な基盤があるという

ことでございしますけれども、平地地帯になりますと、構成員はおおむね農業と林業とを兼ねてやっておるというところがございます。その森林の所有者は大半は農業をやっておるということで、農協の組合員である。そういうふうなところで森林組合をどういふふうな形で持つていくかというところでございします。一つの考へ方としては、農業協同組合というふうな形のものにしたらどうかというふうな考へ方もございします。しかし、これは現在の農業協同組合なり、漁業協同組合なり、あるいは森林組合というふうな形で職能的に分かれておりますものを、その分野だけで一本でいくというふうなものができるかどうか。これは、先ほど申し上げました所有権の問題ほどはないと思ひますけれども、かなり大きな問題であるというふうなことでございしますから、そういうふうな地域におきまして、やはり、森林を基盤とする協同組合的な森林所有者の団体が存立し得るような経営規模にまで規模を高めて、林業経営を基盤とした森林生産者の団体として健全に発達できるような形に指導をしていくというふうなことであらうかと思つております。

○竹内(猛)委員 私は、農業協同組合の議論をしたときに言ったのだが、農業協同組合には三つの形があるだろうと思う。純粋な農村における協同組合、それからまた都市化したところにある農協、それと、都市と農村との混合的な形のものがある。したがって、そこで、混合状態といいますが、平地におけるところの森林の組合のあり方と農協との関係、かわり合ひ、それが農業経営、ひいては農家の所得にかかわることでありまして、こういう点に關してな一その研究をしてもらわなければいけないと思ひます。これからの農業の問題において、畜産にしても、あるいは酪農にしても、酪農も畜産ですけれども、非に自給飼料というものを求めている。山というものが必要である。あるいは、山の下の青草が必要だ。こういうものを農業とのかかわり合ひで、あるいは農家の収入の中で十分に考へていく必要がある。林

野庁のはうの考え方、もう一歩進んだところの考え方があると思はれ、それを聞きたい。ないならば、なおこれは研究してもらわなくちゃ困ると思うのですが、それはどうですか。

○平松政府委員 私どもが平場地帯で農業との関係をどうするかということで悩みますと同じような問題を、農協では、市街地の農業以外のものと農業というものの関係において悩んでおられて、農協についても、農協問題研究会というようなことで検討されるのかというふうに承知いたしておるわけですが、なかなかむずかしい問題でございまして、先ほど申し上げましたように、農林業協同組合というふうな形のものの考え方もあるわけでございまして、それについても非常にむずかしい問題でございまして、私どももいたしましては、まだ検討する必要があると思ひますし、また、農家としては、農業と林業とを兼ねて、その両方の所得あるいは農林業外の所得との混合の上に家計が成り立っておるといふような状況でございまして、そういうふうな意味からの総合というふうな形のものが必要であるという考え方もあるかと思ひます。けれども、また、林業は林業なりに、森林の持つ公益的機能というものをより生かしていくという手法なのかどうかというふうな問題もございまして、そういう意味におきましての森林組合というものが、どういう程度の規模であればそういうものにこたえ得るかとかいうふうなことで、森林組合が独自で森林組合が与えられたような形の権能を果たしていく、そういうものと農林業を一本にしたような形の組合、そういうようなものがどういふふうな形でからんでいくか、特質はどうだというふうな形のものは、先生おっしゃる通りに、われわれの今後の研究課題としては非常に重要な問題であると思ひます。

○竹内(猛)委員 そこで、そういう重要な問題にこたえるために、たとえば若干の経過を必要としますけれども、省内に、それらのものに対する研究会的な組織、機関というものを設けていく考え

方はあるかどうか。

○平松政府委員 森林組合のあり方につきまして、一応、現在の森林法改正案の中に織り込んでおりますような内容のことを主要内容とするよう、な、森林組合制度研究会という研究会の報告をいただいたわけでございます。これは、約二年半ほどの検討結果を踏まえて、報告書という形で出していたわけですが、これは、森林組合の現在のあり方というもののについて、森林組合に関する制度が昭和二十六年に創設されて、その後全然改正されていないということから、その後の社会経済情勢との間のズレというものの調整と申しますか、そういう点に主眼が置かれて報告を得たわけですが、いま先生御指摘のような問題については、さらに、その問題のほかに検討を今後要する問題であろうと思ひます。さらにまた、当委員会でもいろいろ問題が出ておりますように、森林事業等についてどうするかという問題もございまして、そういう点について、私どもとしては、今後引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 私は、ぜひそれをつくってほしいという要望をします。というのは、いままでは組織の問題に触れてきましたが、これからは、林業の労働者の問題、働き手の問題をいまだに質問いたしますが、いずれにしても、今日の合併によって事が足れり、これで満足だというものではないと思ひます。やはり、問題は次に残っていくだろうと思ひます。日本社会党が提案しているような、きのう、きょうと芳賀議員が大いに説明をされたような方式が通れば、これは問題はかなり解決するけれども、どうもなかなか熱意がないようでは、こうだとするならば、いよいよもってわれわれは、この法案がかりに通ったとしても、これによって事が足れりというところじゃないわけですか。そこで、この研究組織なり、そういうようなものをぜひ引き続いて持つて、そして努力をしてほしい。このことをまずこの点では要望します。意見として言います。

続いて、林業の労働問題について私は質問したいと思ひますが、国勢調査によると、昭和三十五年に四十三万九千四百五人であった林業労働者は、十年後の四十五年には二十二万四百人に減ってしまった。年齢構成とか、それはよくわかりませんが、とにかく頭数はそういうふうになっている。また、総理府の別な調査によると、四十七年の林業労働者の人口は十八万、そのうち、自営の労働力が三万、家族の労働力が二万、雇用労働力が十三万、そのうちの常雇いが八万、臨時が五万となっている。こういうぐあいに、大事だと言われる林業の労働者というものがますます大きく減少する。そして、雇用関係が明らかになってきておられますが、こういう傾向、これは好ましい傾向だと思ひますか、それともこれは憂うべき傾向だと思ひますか、どういふふうに思ひますか。

○福田(省)政府委員 林業労働力が非常に減少の傾向にあり、しかも、高齢化の傾向があり、また、女性化の傾向も若干あるということは、やはりこれは憂うべき傾向だと思ひます。

○竹内(猛)委員 憂うべき情勢だということばは、私は賛成ができる。だとすれば、しからば、どのようにしたら憂いがなくなるようにできるか、ここをひとつ聞かしてもらいたい。

○福田(省)政府委員 若干つけ加えて申し上げますけれども、ただいま先生からお話しがございした労働力調査の結果でございまして、四十七年が四十三年に比べると非常に減っておりますが、四十三年が二十七万、四十七年が十八万になつております。四十六年が十七万でございしたから、一万ぐらゐ、ちよこつとでございしても、ふえております。まだ四十八年の結果が出ておりませんが、最近の速報によりまして、二十万ちよつと出るという見通しでございまして、ですから、安心はできませんが、ということばは、いままで減った大きな原因は、薪炭作業に従事している人たちが非常に減少したということが大きな原因でございまして、ですから、それじゃその他の林業労働

力はふえつつあるのだというふうには、必ずしも即断はできないわけでございます。

ですから、憂えるとはいひながら、こういう結果が出たということは、中身を分析しますと、長期雇用の形態になってきておる、専業化してきておるといふような傾向は若干見えております。ではございまして、けれども安心ができませんので、じゃ、どうするかという問題につきましては、国有林の問題もございまして、従来、就労の通年化であるとか、あるいは流動化に対する施策であるとか、あるいはまた環境の改善についてのいろいろな施策を補助その他の方法によってやってきておりますけれども、これはまだ十分とは言えないのでございまして。最近はまだ、雇用保険法の改正の案もございまして、これがまた逆に林業労働の面にマイナスに作用しないように、私たちは大きな期待と要求を出している段階ではございまして。

そういうことを通じまして、特に、若い人たちが山に働いておることを喜んでくれるような条件づくりということがやはり基本的には大切だ、こういうふうな思ひでございまして。

○竹内(猛)委員 そこで、この林業は、作業現場というものが山間僻地であります。そして、非常に厳しい労働が求められておる。しかも、きびしい条件があります。そういう中で、労働災害というものがかなり頻発的に発生をしておると思われ。その中で、特に白ろろ病の問題、あるいは腰痛症、こういうような病気が出ておりますが、この辺の把握について、労働省のほうでは今日どういふような把握のされ方をしておりますか。そして、それに対する治療、予防ですが、要するに、私が聞くのは、現状がどうで、治療をどのようにして、あるいは治療の前の予防をどうされるかというところ、この三つの点について答えを求めます。

○石田説明員 ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

林業職場で職業病問題が多いという点につきま

しては、先生御指摘のとおりでございます。特に、白ろう病につきましては、数次にわたりまして国会でも御質問を賜りまして、私どもとしても、重点的な施策を進めたいということで考えているところでございます。

まず、御質問の第一点の、その病気の事態がどうであるか、その職業病の患者の実態がどうかであるかという点につきましては、これはなかなか実態の把握がむずかしい面もございませうけれども、私どもは労働者災害補償保険というものを所掌しております。それで、その保険の補償状況から見た実態を申し上げますと、まず、白ろう病につきましては、昭和四十九年の一月末日現在におきまして、白ろう病ということで補償を受けておられる方が二百八十二名ということになっております。この方々はほとんど大半が林業の従事者であらうかというふうに考えられるわけでございます。また、腰痛につきましては、昭和四十七年度中に新規に補償を行なった方々が、全産業で三千二百七十六名という数字が出ておりますけれども、これは、残念でございますが、産業別の数字がございせんので、林業でどれだけの数かということとは正確には把握できておりません。ただ、重量物、長尺ものを扱う職場でございまして、そういう問題があるというところは一応予想されるわけでございます。

そこで、これに對しまして私どもがどういう対策をとっているかという点でございますが、まず、白ろう病につきましては、昭和四十五年二月に通達を出しまして、チェーンソーの選定を適切にする、あるいはチェーンソーの整備を進めていただく。チェーンソーの操作時間につきましても、あまり長時間連続使用いたしませんと、これは病気の原因になるというふうなこともございまして、そういう問題と、それから健康診断の実施その他の問題につきまして、こういうふうに取り扱っていただきたいという通達をしてございます。特に、操作時間の順守ないしは振動の少ないチェーンソーを選ぶということが重点であらうか

というふうに考えております。

その中で、また、健康診断の問題でございますけれども、その後いろいろ技術的な進歩などもございまして、具体的な実施手法を含めまして、特別な災害防止の団体がございませうけれども、そこに特別な委員会をつくっていただきまして検討をお願いいたしました。その結果が出てまいっておりますので、そういうものを活用しながら、今後予防対策を進めてまいりたいと考えております。それで、健康診断につきましては、実際問題としてなかなかむずかしい面もございませうけれども、林業の行なわれる地域の医療体制の実態というものもいろいろ問題がございまして、巡回健康診断というふうなことをこれから来年にかけましていろいろやってまいりたい、こういうふうなことを考えておるわけでございます。

また、腰痛につきましても、やはり昭和四十五年でございませうけれども、作業管理に関しまして通達をいたしました。重量物を扱うときはなるべく人力を使わないで省力化してやってもらいたいということと、あるいは一回に取り扱う重量制限、作業姿勢、取り扱い時間といったことにつきまして予防対策指針を出しております。それを基本といたしまして、いろいろと実態に即した管理を実施するようお願いをしております。それから、さきりしない面もございまして、発生原因等がいろいろいろいろお願いをいたしまして、原因の究明なり対策なりを進めていきたい、かように考えておるところでございます。

○竹内(猛)委員 民有林の労働者の社会保障に關して質問をします。

失業保険関係については、五十一年ごろに結論を出すという形になっていたわけですが、先ほど長官からも話があったように、すでに雇用保険法が成立しております。そこで、この問題と関連があるわけでありまして、われわれは、従来のものを打ち切つてより悪い方向に持っていくもたらは困るという考え方を持っております。だ

から、これに對してどういふぐあい労働省としては考えるのか。要するに、林業の労働者に対してはどういうふうなこれを適用しようと考えておるのか、この点の、現段階におけるところの回答をいただきたい。

○閣僚説明員 お答え申し上げます。

先生のお説のとおり、失業保険につきましては、昭和四十四年の改正法のとときに、その当時失業保険が当然適用とされていらない事業、農林水産等でございますが、そういう事業につきましては、当然適用とするための調査研究を行なつて、五十一年の一月三十一日までに必要な措置をとれ、こういうことが国会の御意思として附則にいたわけてございます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

そこで、今日まで、私ども、そういう関係いろいろ検討してまいりましたが、今国会に提出いたしました雇用保険法案におきまして、五十年の四月一日、これは雇用保険法案の大部分の施行時期でございますが、そのときから、農林水産業、林業を含めまして、考え方としては、すべてを当然適用にしたいというふうに、一応法案の上でいたしております。ただ、農林水産業は、先生御承知のように、非常に安定所の所在地から遠隔の地にございまして、また、零細なものになりますと、非常に雇用関係等も不明確なものもございまして、一氣に全部を把握することが困難でございます。そこで、これは政令で具体的に法成立後きめることとなりますが、私どもの現在の考え方としては、ましては、農林水産業につきましても、法人はすべて当然適用とする。それから、個人企業につきましても、従業員が五人以上のものをとりあえず当然適用とする。それで、その経過を見まして、個人の五人未満、これをおいひ当然適用にしたい、こんなふうな考えております。しかしながら、法律のたてまえといたしましては、五十年四月から全部を当然適用にする、一応こういう考え方になっております。

ただ、問題はその後でございますが、農林水産

業のように季節性のある産業につきましては今日まで当然適用といたしておらなかったのは、そういう季節性のある産業におきましては、一年のある季節は仕事をし、ある季節は仕事をしないといった形態にあるわけでございまして、その毎年の休業期、これが失業だということになりますと、毎年毎年失業保険金を受給するといったことの繰返しになります。現在の失業保険の上でいいますと、保険料は、たとえば六ヶ月の本人が納めます保険料は、給付の日額に直しますと二分程度でございます。九ヶ月で三分程度でございます。その程度の保険料で毎年毎年の給付が繰返されるということになりますと、他産業の労働者の保険料をそれだけ食わないと毎年の給付ができない。これはあまりにも不均衡になるというふうなことで、今日まで任意適用というふうなことにしておったわけでございます。

そこで、私ども、今回、農林水産業を強制適用とするにあたりまして、そういう毎年の受給を繰返すものにつきましては、特別の制度を考えました。それは、給付は三十日分の一時金とするという考え方でございます。

それで、なぜそう考えたかと申しますと、毎年毎年ある期間は働か、ある期間は働かないという実態にある人、これは農林水産業に雇用される人もそうでございませうが、逆に、農業から出かせぎをして他産業にある一定時期働く人も、失業保険の上では同じように毎年の受給を繰返しているわけでありまして、そういう人の生活実態から見まして、休業期にはかき働けないというのが少し無理があるんじゃないか。いままでの失業保険の考え方では、失業して、働きたいんだけれども働かない、失業して、働きたいんだけれども働かない、過去の認定した、その失業の日について保険金を払う、こういうたてまえになっております。それで、出かせぎ労働者あるいは農林水産業等に従事する人につきましては、そういう過去の失業の日を認定して支払うというふうな制度は、生活のパターンから見まして、とかく無理な注文

になつておる。そこには、安定所の側も、ほんとうを言いますと、職業紹介をやつて、そして、その上で失業を認定するわけですが、十分、職業紹介もせずに認定をしているという実態がございまして、また、受給者の方も、農業に従事しながら失業保険をもらつて、いろいろな形で、そこに両者が無理があつたと思ひます。

それで、この際、農林水産を当然適用とするにあたりまして、ある意味ではどうもよろめたいような関係、お互いにごさいます。そう、うものをつきりさせまして、そして半年あるいは九ヶ月程度働まして失業保険の受給資格を得た場合に、そういった毎年の受給を繰り返す人につきましては一時金をやろう、そして、一回で一時金を三十日分もらえば、その翌日から働こうとしよう、これはもう保険の上と関係ない、こういうふうにしたほうが、むしろその生活実態に合うんじゃないかと考えたものでござい

ただ、三十日分ということにつきましては、いろいろ御議論があることは私も承知いたしておりますが、私も現在考えましたのは、全国的に見まして、従来季節的受給をいたしたものの平均が約五十日程度でございまして、それで、今度は、五十日間失業していったという過去の認定をしてから給付するのではなくて、あらかじめ一時金で支払うわけでございますので、その翌日から働くことも可能であるというふうなことも考えまして、まあ、三十日分程度で足りるのではないかと、なお、五十年四月には基礎の日額も相当上げる、日額のアップも考えておりますので、そういうことをあわせて考えれば、そういった人たちの生活にそれほど激変を与えることにならぬのじゃないか、こういうふうな考えたものでござい

ます。なおもう一つ、この一時金の受給に該当しますような人を多数雇用する産業につきまして、他産業との均衡上、多少保険料を高くしないとつり合

会等に諮問していた段階よりも、その審議会等の答申の御意見をくみまして、非常に下げた原案にいたしまして、千分の十八という保険料とするという原案で国会のほうに提出いたしました次第でござい

ました。○竹内(猛)委員 いま、やや詳しくお話しがりましたが、目下別な委員会では審議中でありますから、これ以上ここで質問を進めることは私はやめなければ、しかし、今日までの出かせぎも、農民は好きで出かせぎをしているわけじゃない。出かせぎは本来したくないのです。したくないけれども、生活がでないから、やむを得ず出かせぎをしている。そういうような者がいまだ持っている権利をいろいろな形で奪うことのないように、私は、ここで、このことだけを主張しておきます。したがって、これは別の委員会で審議をしておりますから、この問題の可否についてはそこで十分に議論をしてみたいので、たいへんけっこうな経過の御報告をありがとうございます。

そこで、次のほうへ移りますが、農林金融と税制の問題について質問します。

林業をめぐる環境がきわめてきびしい今日において、さらに公益的な機能を強化し、森林所有者にそれを求めるとするならば、金融、税制面で一その充実をはかるべきではないか。特に、公益的機能を拡充強化するためには、伐期を引き上げることが有効になっていきます。これも金融面から補強するために、農林漁業金融公庫によるところの長期二十年据え置きで、三十五年ぐらゐの償還をさらに引き延ばす必要はないかどうか、あるいはまた、造林資金の貸し付け対象についても、その範囲を拡大する必要があるかどうかという問題、そして、また、いま地方自治体から要望があるように、早期収益、再収益の制度というものはやはり一考に値するのじゃないか、こういう点についてはどのように考えられるか。

○平松政府委員 お答えいたします。御質問は二点にわたつておつたと思いますが、林業に対する融資について期間を長期にするというふうな点、あるいは貸し付け対象を拡大するというふうな点、あるいは貸し付け対象を拡大する第一点。それから、第二点は、早期収益林業の問題だと思ひます。

まず、第一点の、林業に対する融資についてのお答えを申し上げます。先生御指摘のように、林業というのは非常に長期を要する産業でございますので、従来の農林漁業資金の融資の条件といつたにしても、公庫の融資の中では最長期に属する償還期限を三十年から三十五年、これは貸し付けの対象によつて違つてございまして、けれども、償還期限を最長の三十年から三十五年というふうな形にいたしております。据え置き期間も二十年というふうな形にいたしております。二十二年というふうな形にいたしております。最近、主伐なり間伐なりというものがだんだんおくれきておるといふこととから、据え置き期間の二十年なりあるいは償還期限の三十年、三十五年というものをもう少し長くしてくれないかというふうな要望があることも私も承知いたしておりますので、そういうふうな傾向を踏まえまして、慎重に検討してまいりたいというふうな考えをわけでござい

ます。それから貸し付け対象の拡大の面でございますが、造林資金の貸し付け対象につきまして、最近保育がおくれているというところから、保育を重点的に考えろというふうな御話しがございまして、保育につきましては、さきに、四十七年に植えてから八年以内の保育について融資をするということにいたしております。十二年というところと延ばしたわけでございますけれども、四十九年度からは、今後検討してまいりたいわけでございますけれども、必要に応じて十三年以上のものについても融資の対象にし得るような道を考えたいというところで、目下打ち合わせ中でございます。

それから、御質問の第二点の早期収益林業ですが、これは非常に名前がわかりにくいわけでございますけれども、市町村等が市町村有林に金を投入して造林をして、その金は伐採をするまで寝かちやうというところでございまして、中途で市町村等が金がほしくなったという場合にどこからか金を借りてきて、いま向こうさんから御提案になつております分について申し上げますと、森林開発公団等でお金を出して申上げて、そのあと収獲期に分収をするというふうな仕組みが考えられな

林についてということだけでございますと、林業金融として考えていくのがいいのかどうか。これは一般の森林についても対象とするということ、全般的に林業に投資されたものの中間回収みたいな形で、担保金融というような形のものがあるのかどうか。以上申し上げましたような形の問題点がございまして、私どももいたしましては、やはり、今後の林業に対する投資の問題として、長期に渡らせる必要があるから、中間で金にかえることができればということで、かなり逡巡もあり得る。そういうものに對して、その逡巡の原因を除いてやることでございまして、先ほど申し上げましたような問題点はございまして、けれども、そういうふうな効果も含めまして慎重に検討をいたしておるといのが現段階の状況でございます。

以上でございます。

〔山崎平〕委員長代理退席、委員長着席

○竹内(猛)委員 金融にやや関係しますが、森林組合が金を融資する中で、ピンはねをしているということがよく言われます。そういうような実態というものがかりに把握をされていくとしたら、これはけしからぬ話でありますから、もし気がついたとするならば、これはやはり厳重に指導して、そのことのないようにしてもらいたいと思っておりますが、その点について簡単に答弁を求めます。

○平松政府委員 農林漁業金融公庫あたりの金を森林組合を経由して貸し付けを受けるというふうな場合に、森林組合が手数料と実費を——手数料というふうな形だと思っておりますけれども、手数料を取っておるといふことで、その手数料が、中にはある程度高過ぎるではないかというふうな手数料を取っておるといふ実態があることは私も承知をいたしておるわけでございます。いろいろ考えてみますと、そういうふうな森林組合というのは、どちらかと申しますと、みずからの経済基盤が脆弱であるために、そういう貸し付け業務の代

行をやっております際に、その手数料という形でみずからの生活費をかせぐというふうなことが行なわれておるようにも考えられますので、そういう点につきましましては、そういう公庫融資というふうな制度融資の本来の目的、つまり、森林所有者がそういう制度融資を利用することによって林業経営の安定なりあるいは森林の生産力の増進なりということをはかるという制度本来の趣旨を没却するということになりかねないということもございまして、先般、そういうふうなことがないようという形の通達を出したところでございまして、けれども、事柄は、先ほど申し上げましたように、森林組合の経済基盤が脆弱であるというふうなことに原因があらうかというふうな考えられまので、根本的な対策としては、森林組合の強化というところをはかっていくことによってその解決が見られるというふうな考えられまので、森林法の改正案に盛り込まれておりますような権限の強化その他のことによりまして、森林組合を強化していくということによって抜本的な解決をはかってまいりたいというふうな考えをしております。

○竹内(猛)委員 そこで、現在の森林への税制というものは、大所有者を中心として、それに有利なような形で税制が組まれており、零細な所有者に對しては、あまりこの税制は有利ではないように思われます。したがって、この税制を改正して、零細な人々がかりに少しばかりの木を切つても、これらにもやはり恩恵が与えられるような形をとる必要があるのではないかと。もう一つはインフレです。最近のインフレによって、名目所得が、あるいは名目の価値が高まってきた。これに對する税金に對する考慮というものはどういうふうにしたらいいのか。この二点について伺いたい。

○平松政府委員 林業所得につきましましては、いわゆる五分五乗というふうなことで、通常所得に對する所得税の計算よりも相当有利な計算方法がとられており、この点につきましましては、大所有者であらうと、零細所得者であらうと、その恩恵に浴するということとは変わりはないだらうと思いま

す。が、ただ、現在の税制の中で、森林計画制度にのっとっておるというふうな経営について、森林計画制度を促進するという意味から税法上の優遇措置を講じておるといふこともございまして、その森林業計画を策定しておる森林所有者というのをおおね大規模森林所有者であり、大規模経営者であるというふうなことから、先生がおっしゃるような、大規模の森林所有者だけが税法上の特典を受けておるじゃないかというふうな御批判があらうかと思ひます。そういう点にたいする意味におきまして、今回の森林法の改正の中でも、共同施業団地制度というふうなものを設けまして、ある一定の地域について、数人が林地を持ち寄りまして、共同で施業計画を立てていくというふうなものについては、これを森林施業計画として認めて、税法なり何なりの優遇措置を講ずる対象にし得るというふうな道を開いていくというふうなことを考えておるわけでございまして、私どももいたしましては、そういうふうな形での制度を所有者が活用されることによりまして、ぜひとも、零細規模の所有者にも森林計画制度に伴う税法上の特典の恩恵に浴されることを希望するわけでございまして。

また、山林所得の特別控除額は現行四十万円でございますけれども、これも現在の社会情勢、経済情勢に合せて引き上げること検討してまいりたいというふうなことを考えております。

それから、次の、山林課税上のインフレによる名目課税という点についてどういうふうな考えておるかというお尋ねでございますが、現在、林業所得につきましましては、植えつけてから伐採するまで長期を要するということでございますので、所得の計算の際に、現在の制度におきましては、通常十五年以上の長期にわたって所有していた山林を伐採または譲渡した場合の山林所得の計算にあたりましては、その必要経費を、単に要した造林費等の積み上げによるということでございますと、ずっと昔の造林費でございますと非常にわずかである、名目的にわずかであるというよう

なことになりますから、そういうふうなやり方をすることなしに、伐採または譲渡をした年の十五年前の山林の相続税評価額とその後に要した管理費との合計額をもって必要経費とするというふうなやり方で所得の計算をいたしておるわけでございます。先生のお話でございますと、そういうものもごく目の前の数字に合わせるべきではないかというふうなお話もあらうかと思ひますけれども、その点につきましましては、その林業以外の業種について、取得原価主義で所得計算を行なうという現行の税法のたてまえからいたしまして、なかなかむずかしいのではないかと申しましては、林業の特質であるとか、あるいは森林の持つ公益的、経済的機能の重要性にかんがみまして、現在の制度も、そういうふうな税法の根本にできるだけ触れないような形で改善する余地があれば改善するよう努力をしてみたいというふうな考えをしております。

○竹内(猛)委員 木材の需給の見通しについてでありますけれども、昨年の二月十六日に閣議の決定を見たこの見通しに對する決定は、今後これに對して再検討する必要はないかどうか、どうですか。

○福田(省)政府委員 昭和四十八年二月十六日に、前につくりました計画を改定いただいたわけでございまして。この計画は、当初四十一年にわたりました計画に比べますと、相当社会情勢も変わってきておりますし、そういうことから修正をいたしましたものでございまして。

この新しい修正案によりまして、現状、つまり昭和四十六年度、これは四十四年から四十六年までの三カ年平均を四十六年度の初期としておりますが、そのときの状態から見ますと、そのときの状態は、輸入量の比率について申し上げますと、五四％ということになっております。現在すでに六〇％近くになってございまして、四十八年度を集計したら、おそらく六〇％をちょっと出るのではなかろうかという予想でございます。これは、将来

つまり、昭和九十六年、五十年後におきましては、この需給率を逆転させまして、外材の輸入率を下げてまいりたいという計画にしておるわけでございます。ただいまのところでは大体こういう目標で進んでいて差しつかえないというふうに私たちは判断しているところでございます。ただいまのところは、需給の見通しについてはそういうことでございます。

○竹内(猛)委員 この問題について深く議論する余裕はありませんけれども、たとえば食糧についても、五十七年の見通しというものは、大前提が幾つか狂っている。これはもう輸出の先の国の状態、それから日本の円の価値の関係、国内の諸般の関係等から言って、多く訂正をしておかなければならないような状態がある。同じように、木材についても、このままでいいというふうなことはとうていならないであらうというふうに私は思うわけですが、これはこれ以上ここでは議論をしないけれども、これから研究会もまたつくことでありまして、これから検討しなければならぬし、いずれまた別な機会に議論をすることがあらうと思うから、そういうふうに私は思う。ことを一応述べて、次のほうへ移っていきます。

いまの説明にもあるように、かなり長い間外国の材木に依存をしなければならぬという状態だと思えます。その場合に、この輸入の方式ですが、どういう方法をとるのか。去年、私は、衆議院の本院で、林業白書に対する質問のときに、輸入方式の一つとして、これだけ長い間外国から六割以上を輸入する場合においては、商社だけにまかせないで、窓口を一本にして、悪徳業者が不当な利得をしないようにするために公社方式というふうなものを提案をした。中曽根通産大臣からは、それは一考に値するという答弁がありましたが、その後何らか一考しておらないようですけれども、これはたいへん大きな政治問題でありますけれども、こういうふうなことにどうにかという問題が一つ、それから、備蓄の問題ですね。不足をする木材というものをさらに価格の安定を

はかるためには、輸入の段階においても備蓄を必要とします。一定の備蓄がなければいけないと思ふのです。その二つの点についてどのように考えられておるか。

○平松政府委員 先生の御指摘のように、木材の輸入につきましましては、先ほどの長期見通しに關しまして、海外の事情がだんだん窮屈になってきておるといふことは先生の御指摘のとおりでございます。そういうふうな事情のもとで、私どもは、まだ長期見通しのとおりやれるというふうな考えをしておりますけれども、そういうふうな形で考えましたといいたしませんが、現在の商社が輸入しております体制でいいのかどうかという点につきましては、商社が現在輸入をしておるといふ方式については、確かに、四十七年の暮れから四十八年にかけては木材価格が騰貴した際にいろいろ問題が出たような問題点をやらんでおるといふ事実でございます。しかしながら、また、そういうふうな商社の活動というものが木材のより安い供給先を見つけてきておるといふ功の面も一がいに出てくるわけにはいかぬといふこともあらうかと思ひます。

ただ、今後の木材の輸入といたしましては、輸出先のほうも、先方としては、安定して輸出するのでなければ、つまり、輸入国側が安定して輸入するのでなければ、自分たちのほうも安定して輸出ができないというふうな気がまあ、だんだん強まってくるようでございますから、それに対応するような形で輸入国としての日本も考えていくということがあるかならうかというふうに考えられるわけでございます。

あとに申し上げます備蓄の問題でちょっと触れるわけでございますけれども、備蓄を考えます際にも、そういう点につきまして、やはり、安定的な輸入をするという一つのの方策として、備蓄のための機構を今後考えていくという意図を考へておるわけでございますから、そういう意味におきましては、先生御指摘の問題点についても、糸口に踏み込んだというふうなことを申しても差しつかえないのではないかと申して考えてお

ります。

それから、次の備蓄の問題でございますが、確かに、私も考えてみますと、木材の供給につきましては、国内の供給量は、価格が上昇しても、低落いたしましても、ほとんど大きく変動することなしに、むしろ微減傾向——これは資源なり労賃の問題なり、そういうふうな問題があらうかと思ひますけれども、微減傾向といふことで、硬直的でございます。海外の事情につきましても、昨年アメリカから、日本側で輸入を自主規制してくれといふような話がございます。輸入規制をいたしたような事情に見られるとあり、海外からの供給も、昔に比しますと弾力性を失ってき

ておるといふところが、需要のほうでは、景気の変動に伴いましてわりあいに変動をするといふような状況でございますから、そういうふうな需要が変動しやすいのには、供給は硬直的である。そういう意味におきましては、先生御指摘のように、備蓄をしていくことが必要にならうというふうに考へるわけでございます。そういう観点から、四十九年度の予算の際に、一応、四十九年の予算といたしましては、財団法人方式で備蓄機構をつくるというようにいたしまして、その備蓄の四十九年度の事業といたしましては、製材で五万立米、合板で百万枚といふことですが、それを三カ年計画

で、製材で三十万立米、合板で六百万枚といふふうなものを備蓄の対象として考えていきたいというふうなことで計画をいたしておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 いま備蓄の話が出たのですけれども、備蓄はどういう方式で備蓄をするか、林野庁は直接に林野庁の手によってやるのか、それとも業者によらせるのか、それはどうですか。

○平松政府委員 先ほど申し述べましたように、備蓄のために、新しく財団法人形式で政府も出資いたしますし、業界のほうも出資するといふようなことで、財団法人をつくりまして、その財団法人が備蓄に当たるといふようなことを現在考えております。

○竹内(猛)委員 そこで、輸入の場合、発展途上国あるいはアメリカ、カナダ、ソ連というふうな国があるが、発展途上国の場合においては、この間田中総理が東南アジアに行かれたが、ああいう状態ですね。そして、石油についても、物はあるけれども、価格が高い。これは、やはり、途上国における資源ナショナルリズムといふですか、そういう形で、そうしたやすすぐ金と技術だけを持っていて買えるというふうなものではないかと思うのです。それから、また、カナダにしても、アメリカにしても、ソ連にしても、かなり材木の値を高くしていることは事実でしょう。そのときに、そういう途上国なりその他の国からの木材確保の長期的な見通し、契約、それから価格ですが、輸入の価格と国内との関係はどうなるのか。こういう点についてはどうですか。

○平松政府委員 世界市場における木材の入手の難易という点につきましては、先生御指摘のとおり、今後だんだんむずかしくなっているといふようなことで、われわれとしては、数段の努力を要する段階に差しかかっているのではないかと申します。ただ、資源といふ点から見ますと、日本の近くには、カナダにいたしまして、ソ連にいたしまして、蓄積としては、相当な蓄積があるといふことでございますから、私どもとしては、輸入の資源と申しますか、そういうふうなものととしての資源はかなりあるといふように見てよろしいし、また、東南アジア方面も、ある程度は確保できるのではないかと申しております。ただ、従来と同じような形で、切って買ってくるだけではよろしいというふうな形ではなしに、やはり、切ったあとにはちゃんと造林をして、永続的にそういうものが確保できるような体制をつくる必要があらうというふうなことで、四十九年度の子算で具体化したしました国際協力事業団といふような仕組みをつくることよりまして、日本に持つてくるために造林をするというわけではございませんけれども、開発途上国の希望がございま

すならば、その地域に造林を進めていくというように、資源的に豊富にする。そのことがまた日本に対する供給をたやすくするということになるであらうというように考えておるわけでございます。

次に、価格の問題でございますけれども、石油に見られますように、世界的に不足資源であるというふうな空気が出てまいりますと、直ちに価格が上がってくるというので、ソ連材のごときは、一年前に比べて倍以上になるといふようなことでございますけれども、日本の需要にいたしましては、景気変動に対応いたしまして非常にフレが多いというふうなことでございまして、世界的にフレてくるというふうなことでございまして、非常にタイトであったと考えられるような需給関係もわりあいゆるむ時期も来るわけでございますから、一がいには価格が上がりつぱなしになるというふうなことはならないと思えますけれども、全体的に、長期的に見ました場合には、世界的に木材は不足資源であるというところでございまして、ある程度の価格の上昇というところは避け得ないのではないかと。そういうふうな状況であるといひまして、国内の価格がどうなるかというところでございまして、けれども、現在のところ、木材の供給市場が世界的になつておるといふことでございまして、日本の木材の価格も外材価格との強い関連を持って形成されておるわけでございますから、日本の国内の木材価格も、長期的に見ればやはり上昇傾向といふのはいふまでもないのではないかと。いうように考えております。

○竹内(猛)委員 この間の林野庁の黒字の背景も、要するに、外材が上がったから、だから林野庁の帳じりも黒字になった。こういうことと同じように、価格というものは、外国から入れても国内から入れても大体同じだといふような理解ですか。それとも、そうじゃなくて、国内の住宅を必要とする者になるべく安い材木を安定的に供給をするという計画のもとに備蓄もされるであらうし、それから、また、輸入なり、あるいは国内の

伐木なり、そういうような計画を立てられたであらうと思うけれども、その辺の状況ですね。これはどういふことになりますか。

○平松政府委員 先生御指摘のように、木材の重要性と申しますか、木材は住宅建設資材として最も重要な資材でございますから、住宅を確保するという観点からいたしますと、木材の価格を安定的にさせ、より安い価格で住宅建設ができるようにするといふことが大きな政策課題であらうとは思ふわけでございます。ただ、先ほど来申しておりますように、世界的に木材の需給関係はタイトになりそうであるといふことでございまして、全般的には上昇傾向にある。備蓄を私ども考えておると申したけれども、備蓄制度というものは、要するに、短期的な波動を防止するといふことでございまして、長期的な傾向といふものまではそれによつて防ぐといふことはむずかしからうといふふうに考えられるわけでございます。四十七年から四十八年にかけての国内価格の高騰は、同時にまた、外国でも木材の価格が上昇した。これは、針葉樹で申しますと、日本の建築需要が高まったときにアメリカも建築需要が高まったといふようなことで、世界的に需給が緊迫化したといふことから、輸入材の価格も上がった。それによつて日本の中の価格も上がったといふようなことでございまして、日本の国内の価格は、最近はその際的な木材の価格水準とわりあいに関連をもつて動くといふような状況にあるといふことは言えるかと思ひます。

○竹内(猛)委員 あとで若干の時間を島田委員に譲りますが、私は、あと二点質問します。

その一つは、先ほど林業の問題について研究会を持ちたいといふことがありましたが、そこで、その研究会と関連をして、いまのように外国からの輸入に非常に多くの期待をかける、おぼさるという段階から言つて、国内の需給の状況というものを対するところの、何か安定的な、それをするために各界各層の知恵をしぼつて集めた委員会などをつくつてこれをやる考え方があるかどうか。

○福田(省)政府委員 ただいま林政部長からお答えしましたような情勢にございしますので、いま先生から御指摘のございしますように、林政審議会の中に、実は、そういうような問題を検討する部会を設けていただくように先般決定したところでございします。

○竹内(猛)委員 それでは、最後に、私は、入りの権の問題についてだけ簡単に質問をします。現在の日本の入りの権は、大体二百萬ヘクタールで、四国の全体の面積くらいの面積があるようでありまして、こういうものを徹底的に調査して、また未調査の部分もあるようですが、これを有効的に利用するための努力といふものをいままでも続けてきたけれども、今後さらにもどういふ形で続けられるのか、こういう点について伺ひたい。

○平松政府委員 入り会い林野の關係につきましましては、先ほど来、造林が進まない理由といふものの中に、慣行としての入り会いといふものが大きな障害になつておるといふことでございまして、そういうふうな障害を除去するといふ意味におきまして、入り会い林野近代化促進法という法律ができて、その法律に基づきまして、現在、入り会い林野の整備といふものを進めておる段階でございします。入り会い慣行のございします林野の中の十ヘクタール以上のもの、八〇%に相当する百四十五萬ヘクタールについて林野の整備をやるというふうな計画を立てて、目下大いにその実行につとめておるところでございしますが、今後とも、先生御指摘のように、鋭意努力をしてまいりたいといふふうに考えております。

す。端的にこういうことをおっしゃっているんだと思うのですが、非常に関心の高い価格問題について、輸入の関連によつて、いわゆる外材との見合いによつて、国内の木材あるいは製材も含めてでしようか、大体価格が高くなれば高くなる、安くなれば安くなるというふうな非常に関連が深いといふことを言いました。これは、わが国の輸入の、特に農産物なんかの場合から言いますと、外国から入ってくるものが非常に安くて、国内の農業といふものが非常に苦しい状態に追い込まれたという歴史を持つております。最近はその逆転している傾向でありますけれども、木材に限ってはそうではない。そういうふうな推移をしてきて、こういうふうな理解していいんでしょうか。

○平松政府委員 国産材と外材との關係で申しますと、国産材の中には、日本人の好みに合いますところの、いわゆる銘木と申しますか、非常に特殊なものがある。そういうものは特殊の需要に対応して価格が高いといふことでございまして、杉の普通の柱であるとか、あるいは松であるとか、そういう材につきましては、これは外国から輸入されます米松であるとか、米ツガであるとか、ソ連材のトドマツ、エゾマツ、そういうふうなものとの価格との牽連において価格がきまつていくといふような形になつておるわけでございます。その点につきましては、国産材と外材とどちらが高いんだといふことになりまして、いま申し上げましたようなことで、松とか杉の普通のものとかいふものは外材と大体パレルである。それとの関連において、特殊事情のものはそれより高いといふことで、国産材のほうが水準としては高いといふようなことがいふところかと思ひます。

○島田(琢)委員 いまの説明で少しわかつたんですけれども、国内産の製材、木材、こういうものが外国産の動きによつて値が動いていくといふのは、正直言つて、私は非常に遺憾だと思ひます。国内材のほうがいま高いとおっしゃっているから、現時点でもまだそういう状態にあると理解いたしますけれども、いまのいろいろな輸入の關係、

貿易関係を見てまいりますと、かつて円の強かった時代と違って、いま円が非常に弱くなっている。したがって、一般論から言えば、よそから入ってくるものが今度是非常に高くなっていくだろうということが予測される。そうすると、外国から入ってくる材の一つの基準になって国内の材価がきめられるというようなことになる、これは基本的には、やはり、「長期見通し」の中でも量的なことだけは触れております。たとえば先ほどいただきましたが、この「基本計画」によりまして、輸入の関係については、これから非常にふえていく。四十六年までの三カ年間で、五千三百六十万立米の輸入量に対して、五十六年には八千五百十萬立米、それから昭和六十六年には八千八百六十萬立米、約一億立米の輸入になるだろうということが見通されております。

そうすると、外材がそんなに高く入ってくるということは、たいへん国内の——そうでなくとも、一昨年から木材の高騰が始まって、今日の物価の狂乱が起こったとさえ言われている。まさに、物価狂乱の元凶はこの木材の値上がりであったということがある。この過程で、今日、外材の輸入に見合せて、その比率で国内産の製材なり丸太なりが上がっているということは、私は、林野庁としてはたいへん責任があったと思うのです。ですから、これは、やはり、手だてとしてこれを長期見通しの中で押えていくというふうなことをおやりにならぬと、大事な木材の値段というものが野放しになっていて、国内の物価等への影響というものは、これは重大なものになるというふうに思います。

私は、きょうの答弁はたいへん重大な意味を持っておりまして、限られた時間でありまして、もうこれ以上質問いたしません、必要な現在までの推移、経過について資料としていただけないでしょうか。たとえば素材でどれくらい入っているか、それから製材ではどれくらい入っているか。外国から入ってくるものはイン材も含ま

れているかもしれないから、そういう一つの目安を、大まかなものでいいです。それと素材、丸太の価格が幾らなのか、CIF価格でけっこうです。それから、製材のCIF価格がどれくらいになるのか、そして、そのときの国内産のそれに見合う丸太の価格はどれくらいになっているのか、製材はどれくらいになっているのか。各地まちらの値段があるかもしれないが、この資料をいただきたい、というふうに委員長、それを要求いたしました。とりあえず長官から、ただいま私が申し上げました点についてお考えをお聞かせいただいで私の質問を終わります。

○平松政府委員 ただいま先生のお話の中で、私の説明が不十分であつたかと思われまして、補足させていただきます。最近の外材の価格というものは、日本の需要が非常に強うございまして、日本の木材の世界の貿易の中に占める輸入量というものが、丸太で申しますと四割以上というところございまして、丸太と製材と合わせた日本の貿易量に占める位置というのは約三割程度という姿でございますから、日本の需要が世界の価格をある程度きめていくというふうなことで、基本的に申しますと、むしろ、外国の価格が日本の価格をきめたのでなしに、日本の需要が外国材の価格をある程度きめていくというふうな事情にある。しかしながら、私が外材の価格と非常に強い関係を持つというのを申し上げましたのは、外材が輸入されますと、その輸入によつて需給関係がきまってくるというところでございまして、そういう意味において、外材が日本の国内の価格をきめていくというふうな関係もある意味においては成り立つというふうなことを申し上げたわけでございまして、どちらかというと、主導権は、日本の需要が海外の価格まで支配していくというふうな実情にあるということだけ補足して申し上げさせていただきます。

○福田(省)政府委員 御要求のございました資料は、さっそく御提出いたします。それから、木材の長期の需給の見通しに関連し

まして、当然これは外材に依存する度合いというものはまだふえてまいりますけれども、基本的に、私は、国内の森林資源の造成に力を入れることがまず必要だと思つてございまして、そういう意味で、同じく昨年の二月閣議決定を見ました「森林資源に関する基本計画」に沿ひまして、いろいろと生産基盤の整備であるとか、林業構造改善事業であるとか、労働力対策というものを進めてまいらなければならぬと思つております。

なお、備蓄の問題だけで価格の安定ができるものではないというふうには私は考えていないわけでございます。いずれ、これは、やはり需要供給全体のバランスを見まして、林野庁だけでなく、需要をつかさどる官庁等ともよく折衝していかなければならぬと思ひます。需給の安定ということをもとにした一つの価格安定というのを考えていかなければならぬと思ひますので、そういった詳しいことはここでは申し上げませんですけれども、備蓄という形で一応出しましたが、なお、基本的には、そういう需給安定に対する対策というもののについて具体的な措置をとつてまいりたいというふうなことを考えております。

○島田(専)委員 終わります。
○飯谷委員長 次回は、明二十一日木曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。
午後六時四分散会